

国保財政の現状について

入間市市民部保険年金課

平成24年 11月

目 次

はじめに	1
1. 市の人口と被保険者数の推移	2
2. 歳入状況	3
(1) 国保税	5
(2) 一般会計繰入金	7
(3) 基金残高	8
3. 歳出状況	9
4. 決算状況	12
5. 類似団体との比較	13
(1) 類似団体 16 市の概要	13
(2) 保険税率等の比較	14
(3) 一般会計繰入金の比較	16
(4) 医療費の比較	18
6. 国の動向について	20
7. 県の動向について	21
参考資料	
収納率	23
埼玉県内市平成 24 年度税率・限度額一覧	25
入間市と類似団体 15 市の平成 20 年度 ～24 年度平均値の比較	26
類似団体 15 市国民健康保険 特別会計決算概要歳入歳出円グラフ	29

はじめに

国民健康保険（以下「国保」という。）は、国民皆保険体制の中核として、わが国の社会保障制度の重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献しています。

しかしながら、国保制度を取り巻く環境は、国保の広域化、後期高齢者医療制度の改革等極めて流動的です。また、財政運営は、加速する高齢化、医療費の増大、低迷する収納率の影響や低所得者を多く抱えるなど国保の抱える構造的な問題により、全国的に非常に厳しい状況です。

当市においても、国保の財政状況は、受益者負担である国保税、国・県等からの補助金だけでは必要な保険給付費などの支払いができず、実質的収支は赤字の現状です。このため、一般会計からの法定外繰入金により運営が成り立つ状況であり、その額は、年々増加傾向となっています。

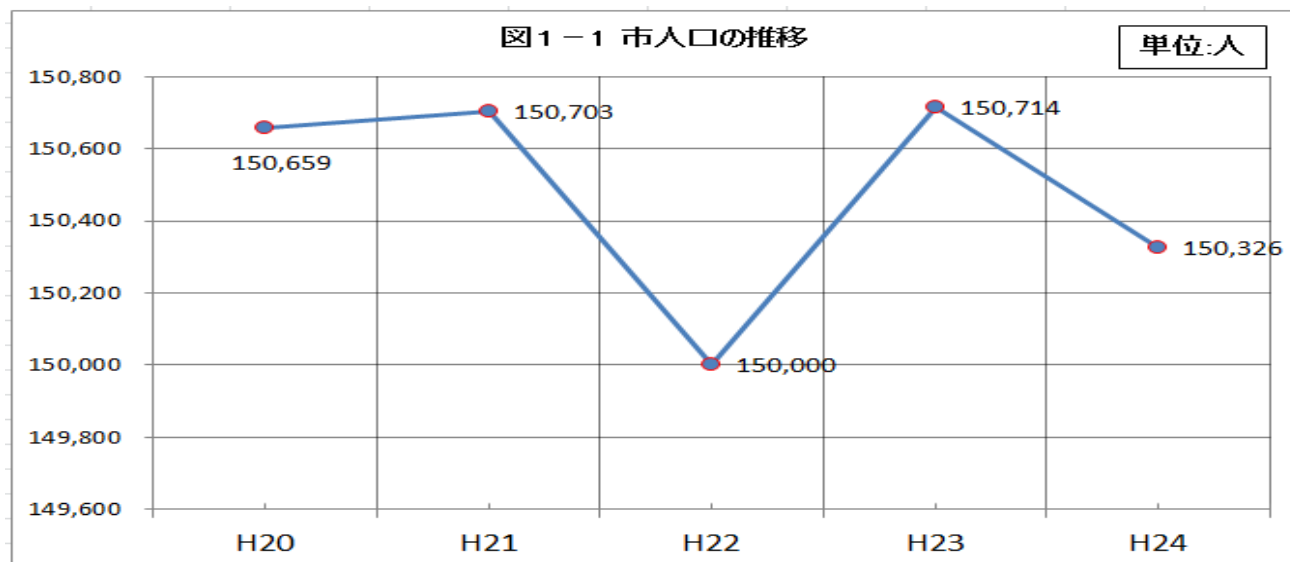
国保は、特別会計で運営されていることから、支出に見合った財源を独自に確保することが望ましいとされています。しかし、国保事業は、重度心身医療や子ども医療等、疾病予防等保健事業や保健師活動など、福祉・保健行政と多分に重複したり共同して行ったりする面で、地域住民の福祉増進の一端を担うものであり、一般の福祉行政とは無縁ではあり得えません。

一方、当市一般会計においても、学校耐震化等優先事業の実施に伴う投資的経費や福祉事業の扶助費の増加が見込まれ、厳しい財政状況にあります。

市民部プロジェクトチームでは、今後の国保財政運営を検討するにあたり、国保の現状を共通認識するため本報告書を作成しました。

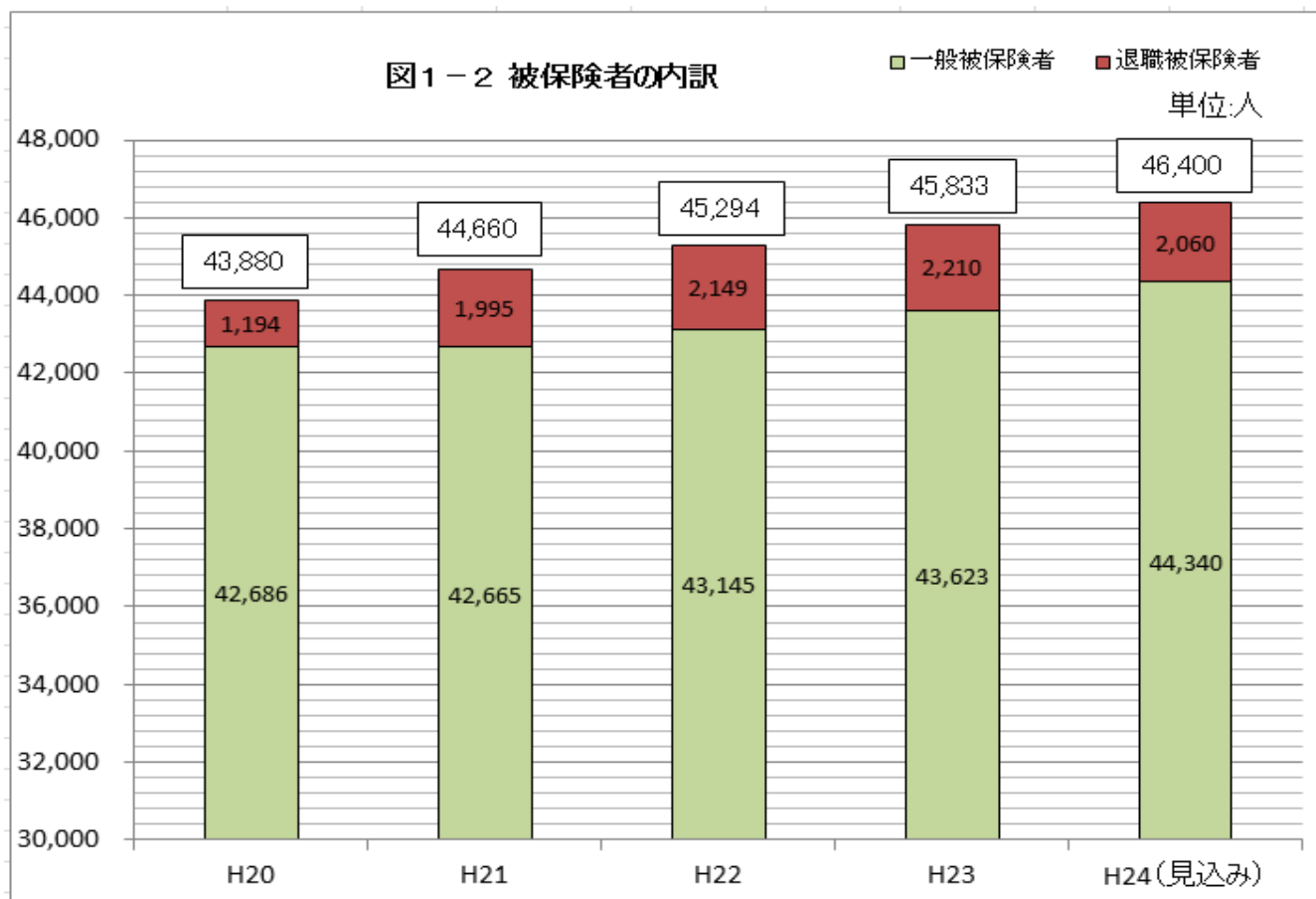
1. 市の人口と被保険者数の推移

当市の人口は平成 20 年度には 15 万人を超え、平成 24 年 3 月末日現在で 150,326 人と横ばい傾向にあります(図 1-1)。



被保険者数は、平成 20 年度の 43,880 人から毎年 600 人前後の増加がみられます。

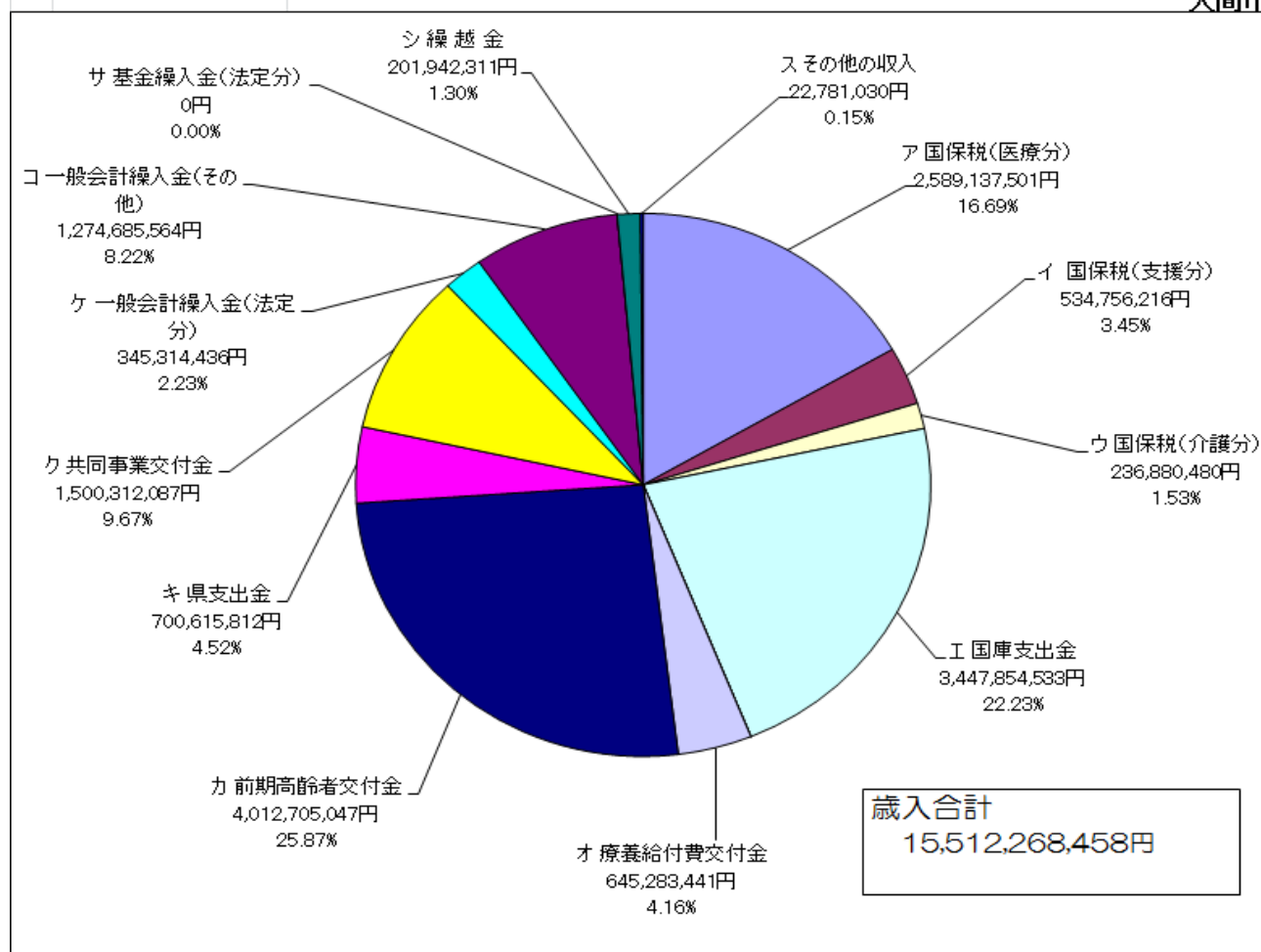
今後の人口の推移については、大幅な増減はないと思われるものの、被保険者数は、高齢者、景気低迷の長期化による離職者や非正規雇用者などにより増加傾向にあります(図 1-2)。



2. 歳入状況

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

入間市



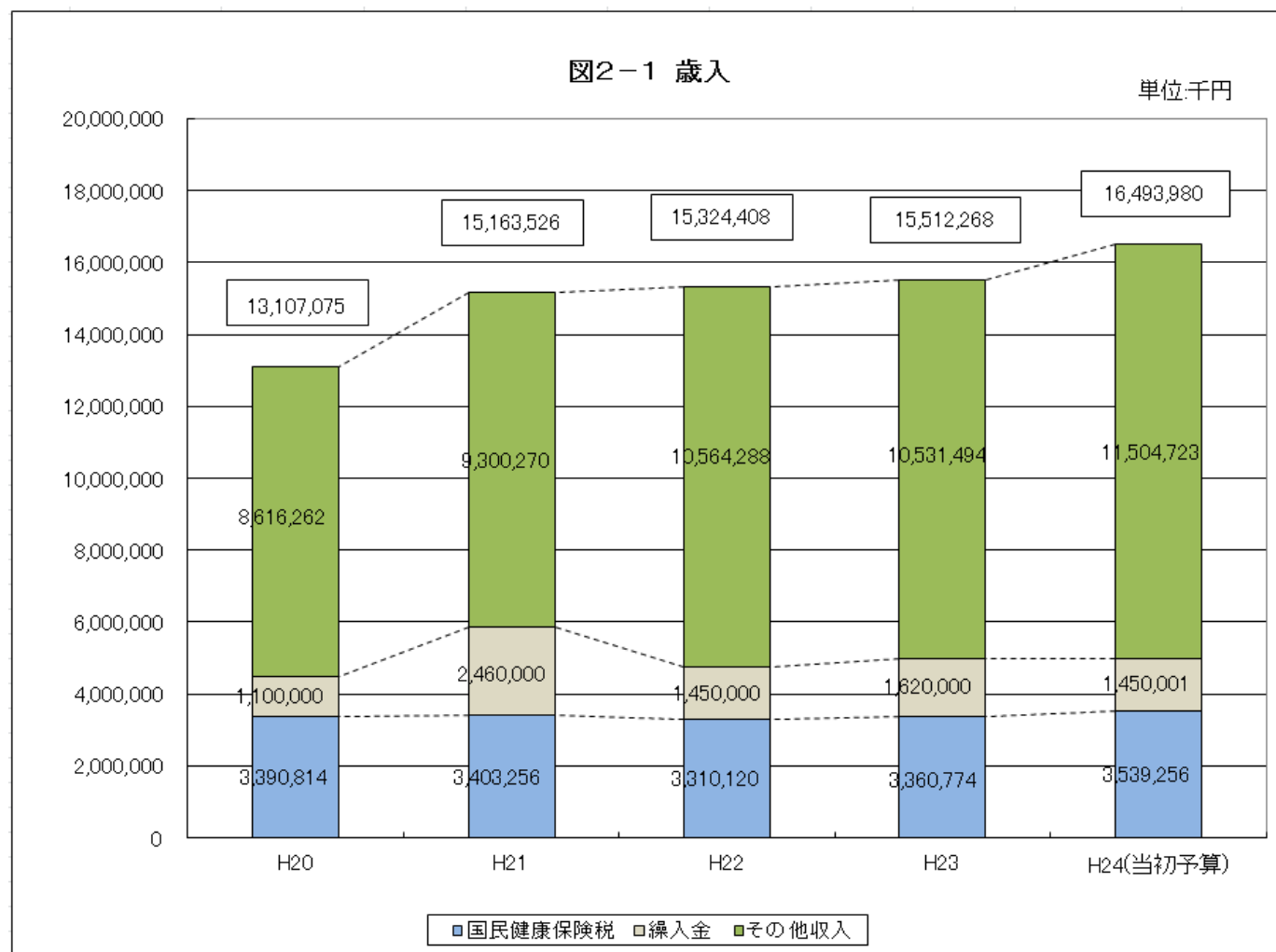
< 歳入 >		(円)	説明
歳入科目			
ア	国保税(医療分)	2,589,137,501	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑦健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	534,756,216	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	236,880,480	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金	3,447,854,533	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填
	(療養給付費等負担金)		④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填
	(特定健診等負担金他)		⑦介護納付金の34%相当が国から補填
オ	療養給付費交付金	645,283,441	⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
カ	前期高齢者交付金	4,012,705,047	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
キ	県支出金	700,615,812	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
ク	共同事業交付金	1,500,312,087	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ケ	一般会計繰入金(法定分)	345,314,436	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
コ	一般会計繰入金(その他)	1,274,685,564	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
サ	基金繰入金(法定分)	0	市の一般会計からの繰入金(税収不足分等への補填)
シ	繰越金	201,942,311	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
ス	その他の収入	22,781,030	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
	歳入合計	15,512,268,458	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等

※説明の丸囲み数字は、9p「歳出状況」の歳出科目に対応しています。

国保特別会計の主な歳入は、国保税、一般会計繰入金、その他収入（国・県等からの補助金等）で構成されています（図 2-1）。

歳入総額の決算額を比較すると、平成 23 年度は平成 20 年度決算に対し、24 億 519 万 3 千円、率にして 18.4% の増加となっています。

主な増加要因は、その他収入の増加によるもので、これは歳出における医療費（保険給付費等）の伸びに連動するものです。



(1) 国 保 税

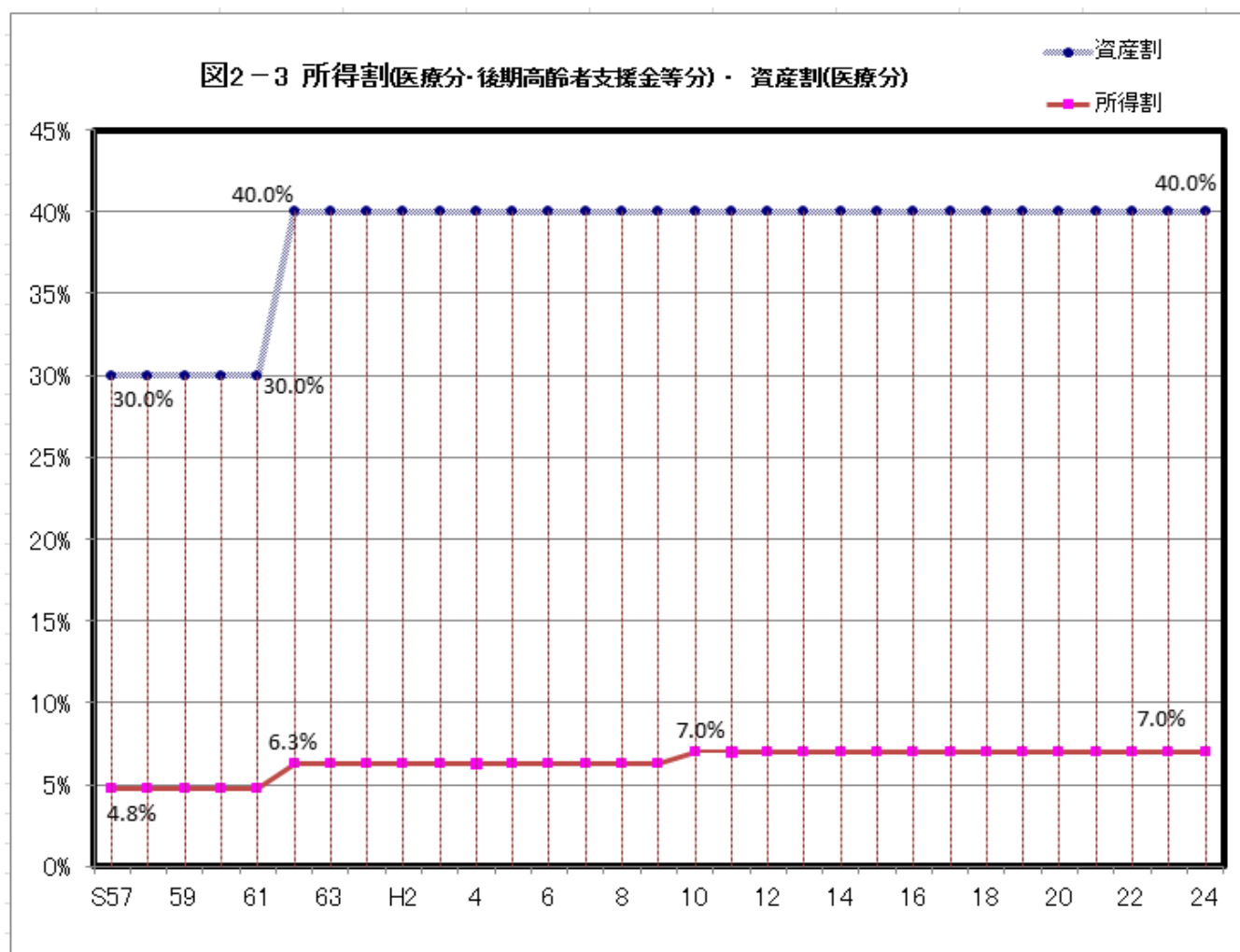
平成 20 年度の医療制度改革では、これまでの医療給付分と 40 歳以上 65 歳未満の被保険者に課税する介護納付金分の 2 本立て課税から、新たに後期高齢者支援金等分を含めた 3 本立ての課税に変更されました。

この制度改革に伴う西部 11 市の動向は、平成 20 年度に入間市と川越市を除く 9 市が税率や限度額を改正し、平成 22 年度には川越市が限度額を改正しました。

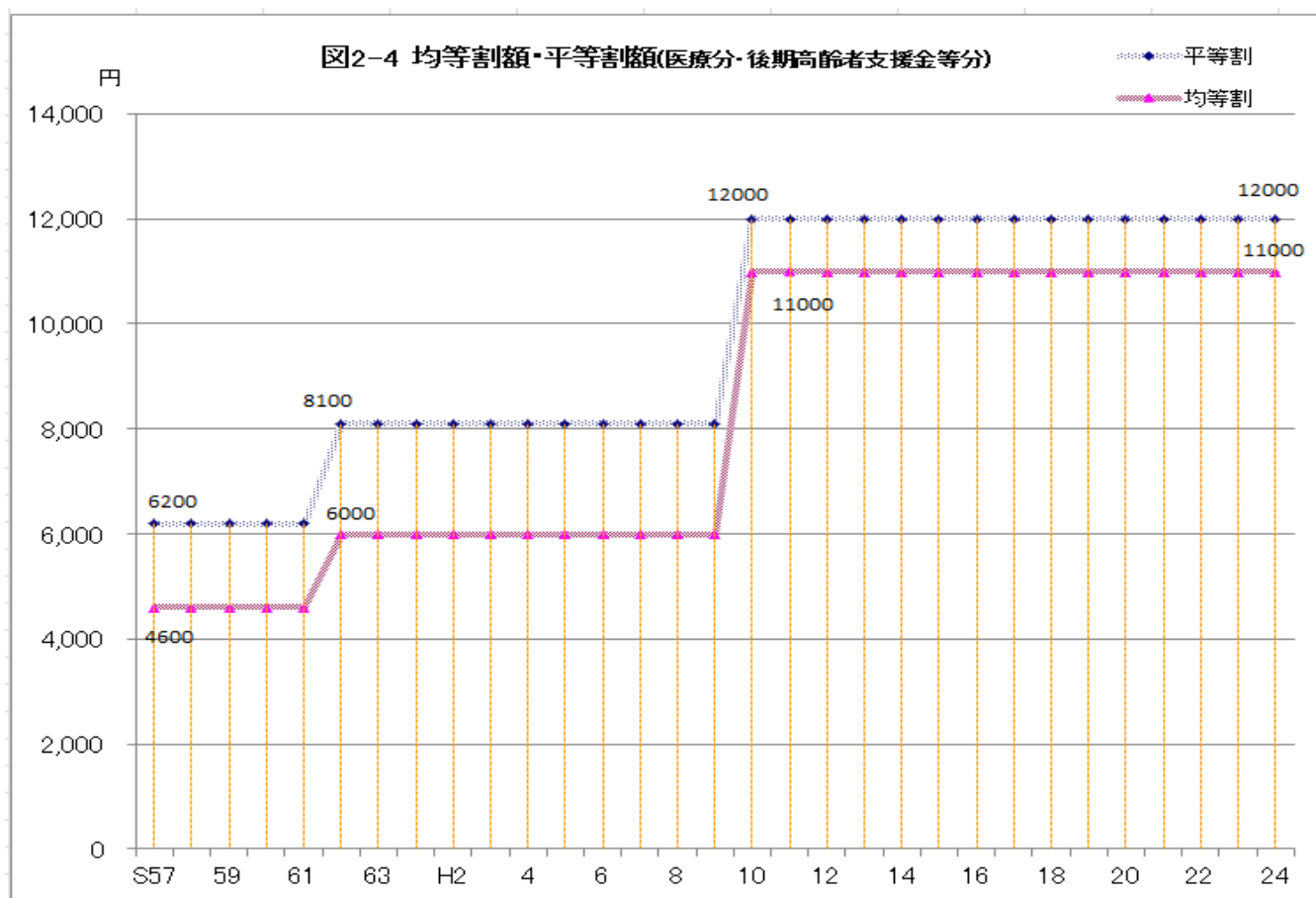
当市は、平成 10 年度に税率、限度額の改正を行いました。その後、平成 24 年度に限度額を法定限度額まで引き上げました(図 2-3、2-4、2-5)。

平成 24 年度当市の国保税は、資産割を除き、県内 39 市で最も低い税率になっています。

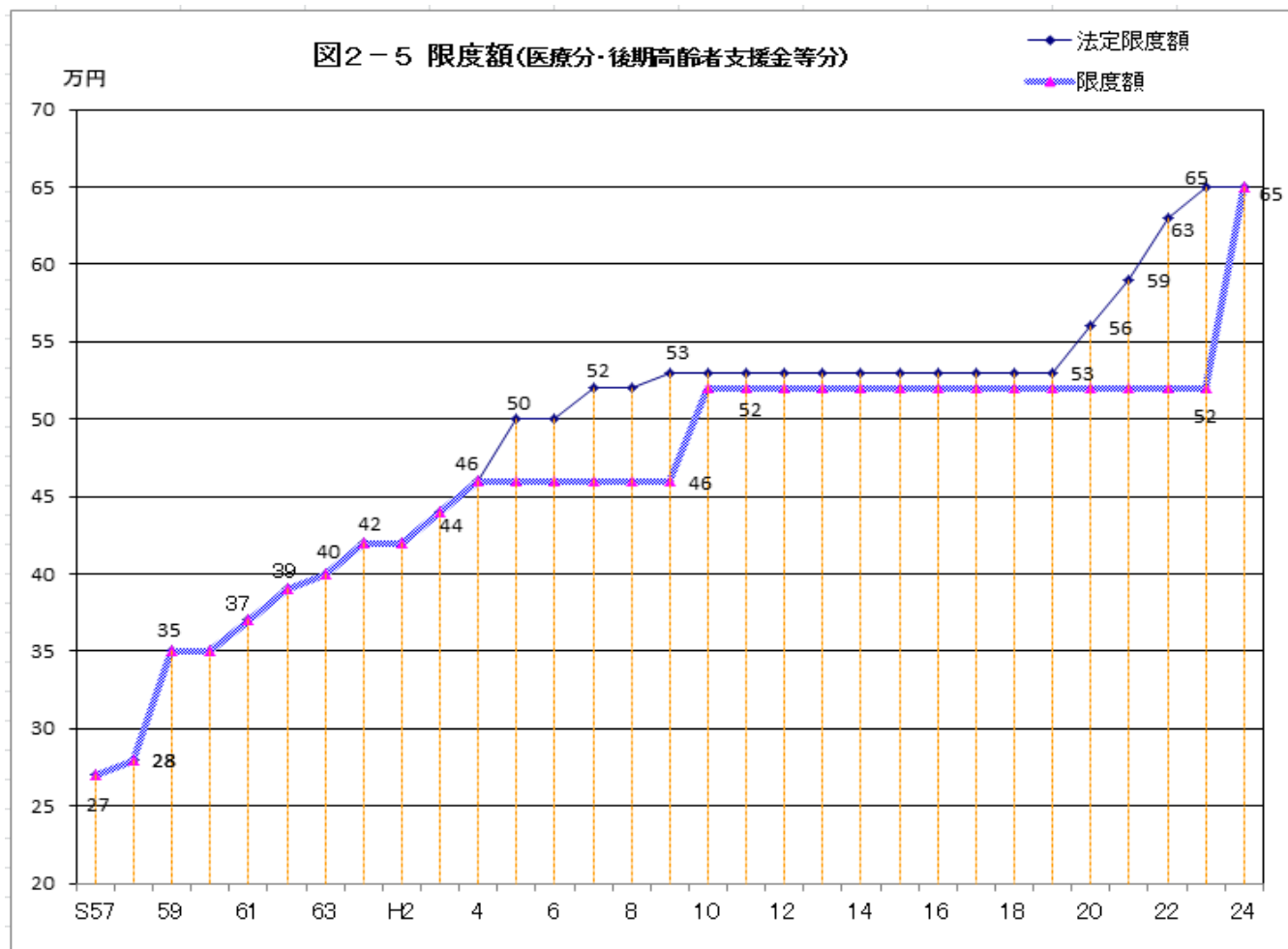
※西部 11 市(川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市)



※平成 20 年度からは、後期高齢者支援金等分を含めたものです。



※平成 20 年度からは、後期高齢者支援金等分を含めたものです。

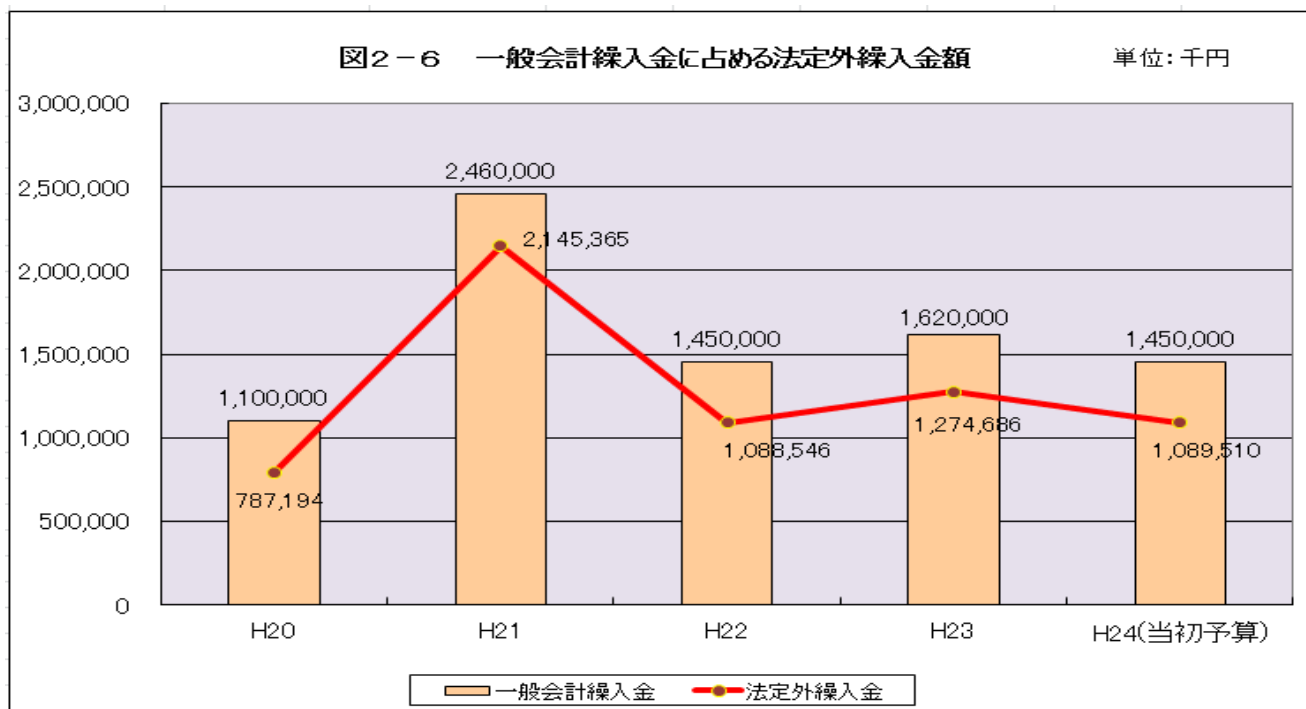


(2) 一般会計繰入金

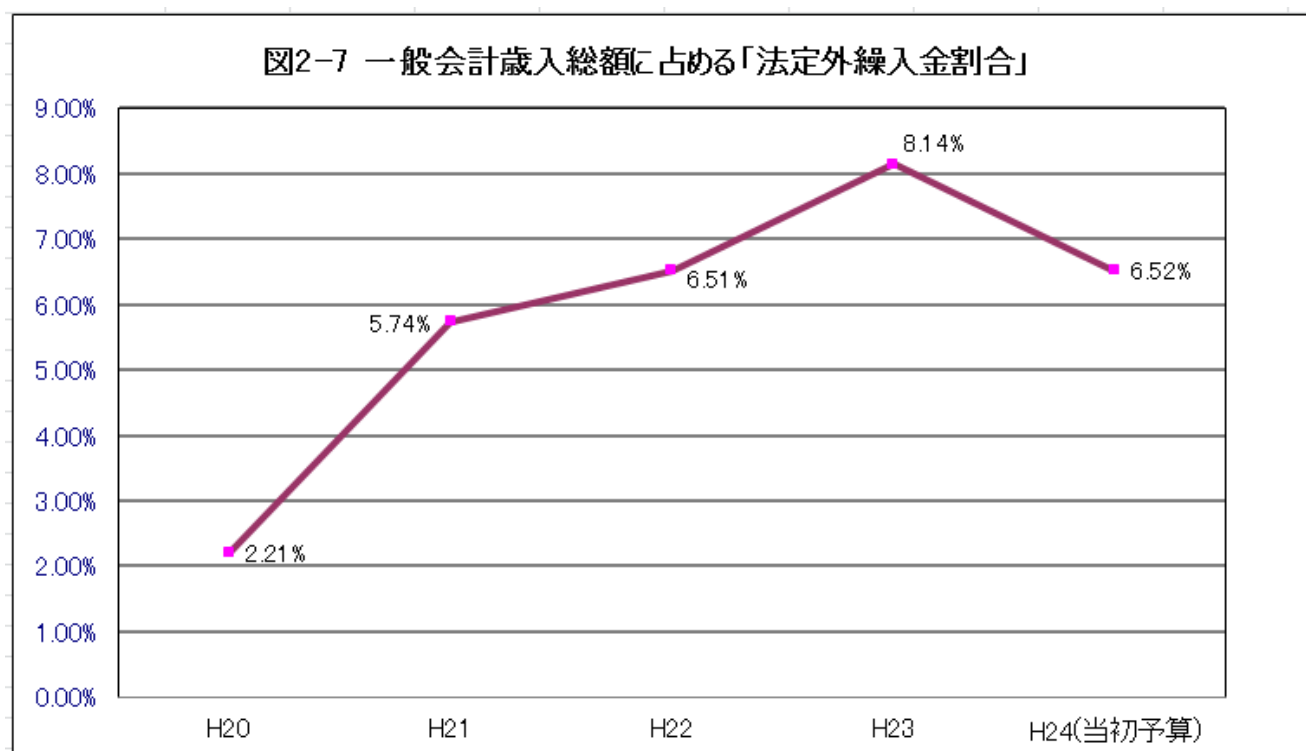
一般会計繰入金には、「法定繰入金」と「法定外繰入金」があります。

法定外繰入金とは、歳入不足を補てんすることを目的として一般会計から繰入されるものです。一般会計繰入金に占める法定外繰入金額は、図 2-6 となります。

また、一般会計歳入総額に法定外繰入金が占める割合は、図 2-7 となります。



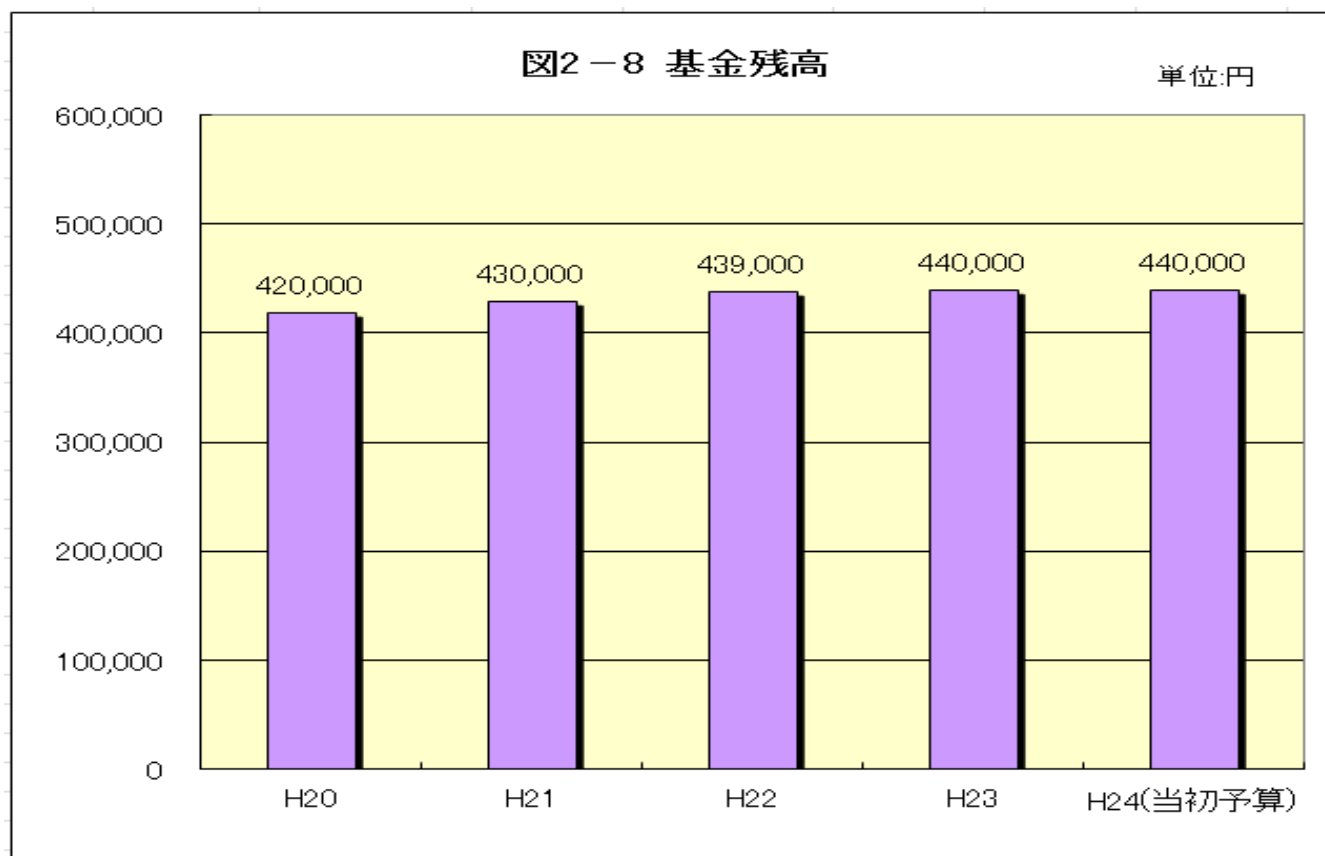
※平成 21 年度は、平成 20 年度繰上充用 2 億 6 千万円及び一般会計への繰出金 6 億円が含まれております。



(3) 基金残高

保険給付費支払基金は、財源不足に備えることを目的に積み立てる基金で、平成 19 年度に 5,000 万円を取崩し、一般会計繰入金と合わせて当該年度の財源不足に充てました。

本来、保険給付費支払基金条例第 2 条により、前年度決算残額の 10% 以上を積み立てることとなっていますが、平成 19 年度以降新たな積み立てはなく、平成 23 年度決算見込額で基金残高は 44 万円となっています。当市の保険給付費支払基金条例の趣旨からも好ましくない状況です(図 2-8)。



目標基金保有額(県からの指導助言)

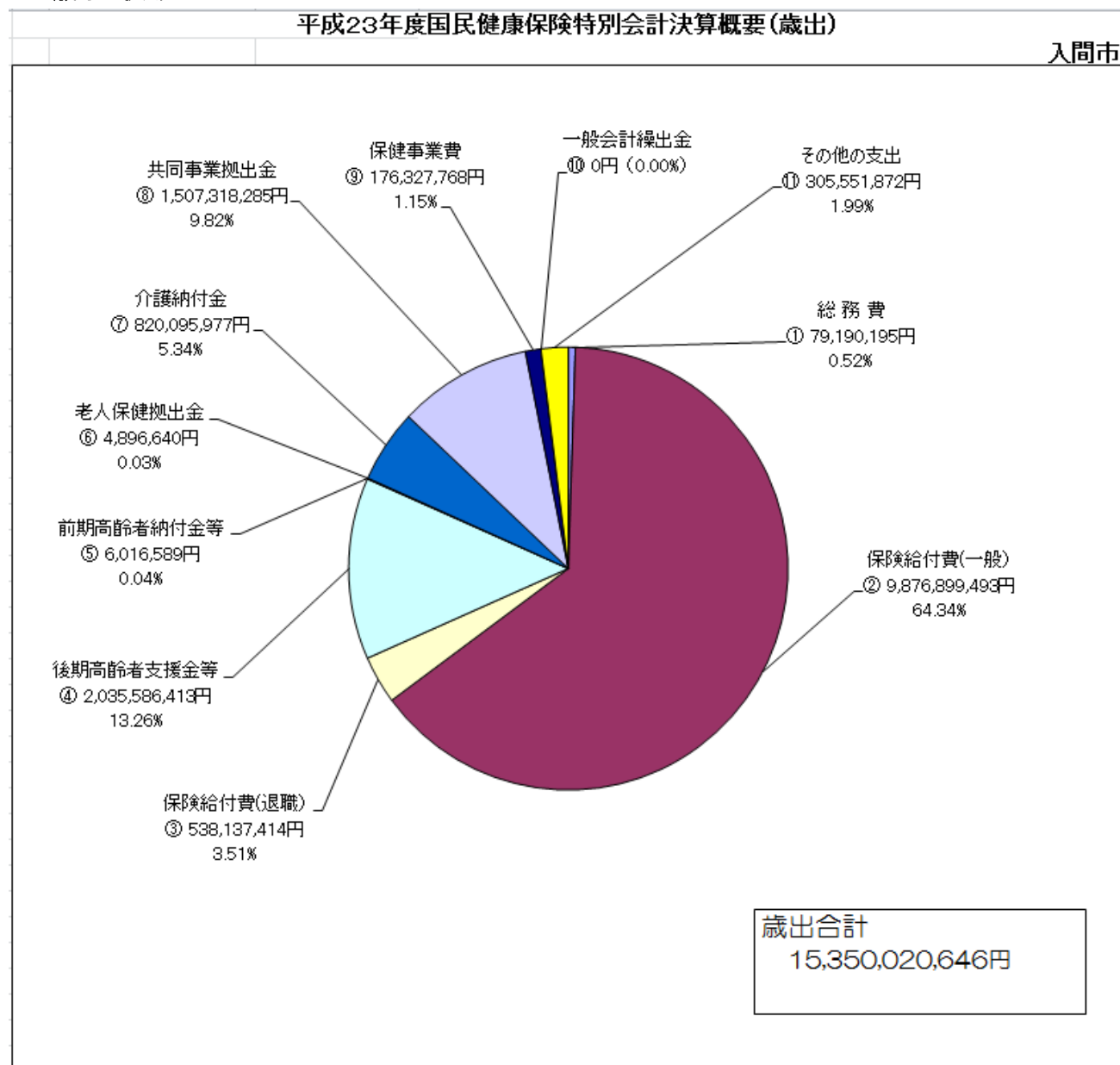
平成 20 年度保険給付費決算額①	8,640,964,028 円
平成 21 年度保険給付費決算額②	9,039,488,049 円
平成 22 年度保険給付費決算額③	9,521,152,799 円
(①+②+③) ÷ 3 × 5%	453,360,081 円

(平成 23 年度目標保有額)

過去 3 ヶ年における保険給付費の平均年額の 5% 以上を目標とする。

※保険給付費 = (一般被保険者(療養給付費 + 療養費 + 高額療養費 + 高額介護合算療養費 + 移送費) + 老人保健医療費拠出金)

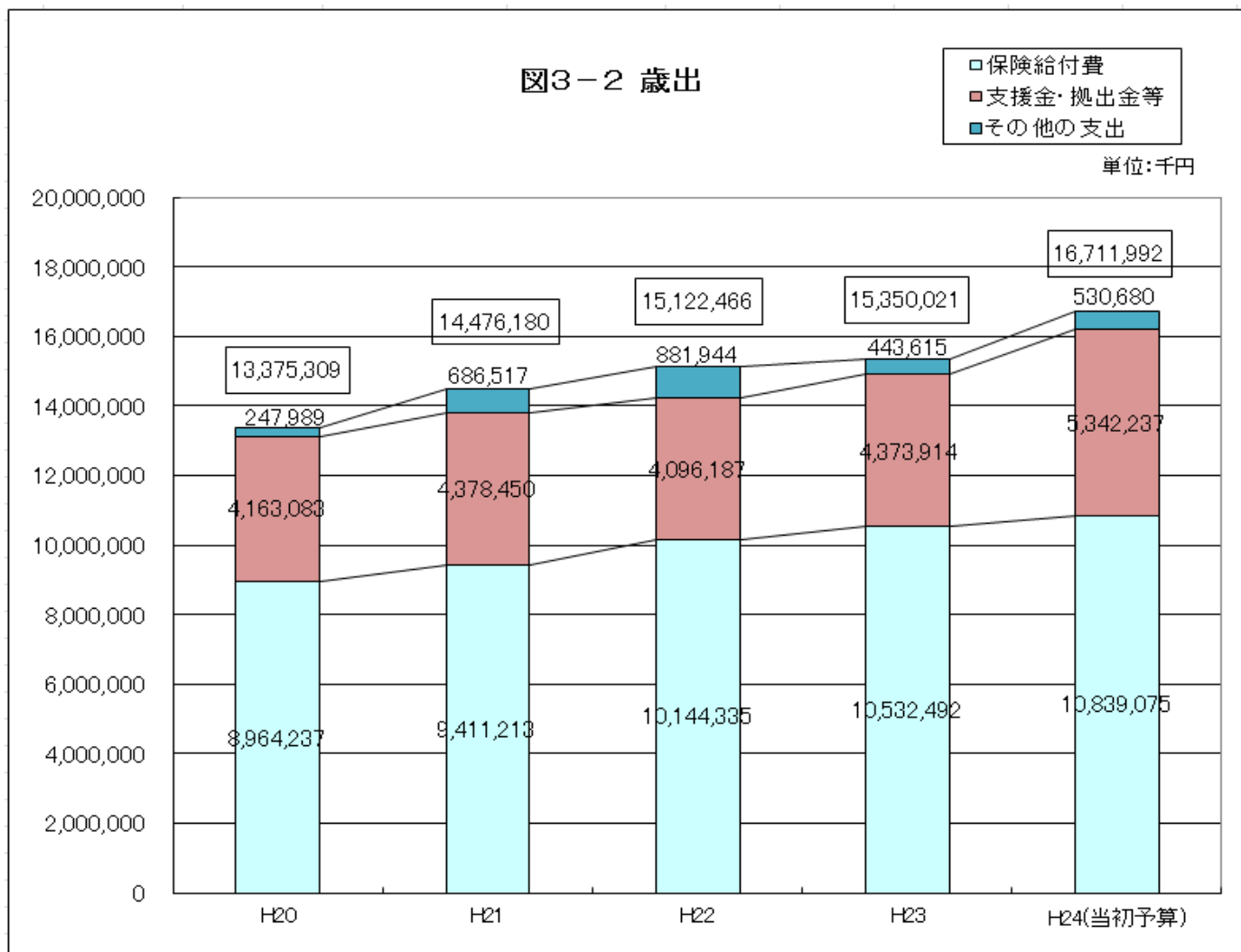
3. 歳出状況



< 歳 出 >		(円)	
歳出科目			説 明
①	総 務 費	79,190,195	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	9,876,899,493	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	538,137,414	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	2,035,586,413	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	6,016,589	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	4,896,640	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	820,095,977	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,507,318,285	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	176,327,768	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	305,551,872	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		15,350,020,646	
※ 退職被保険者 65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。			
※ ⑧ 共同事業拠出金の説明の「ク」とは、3p「歳入状況」の共同事業交付金のことを指します。			

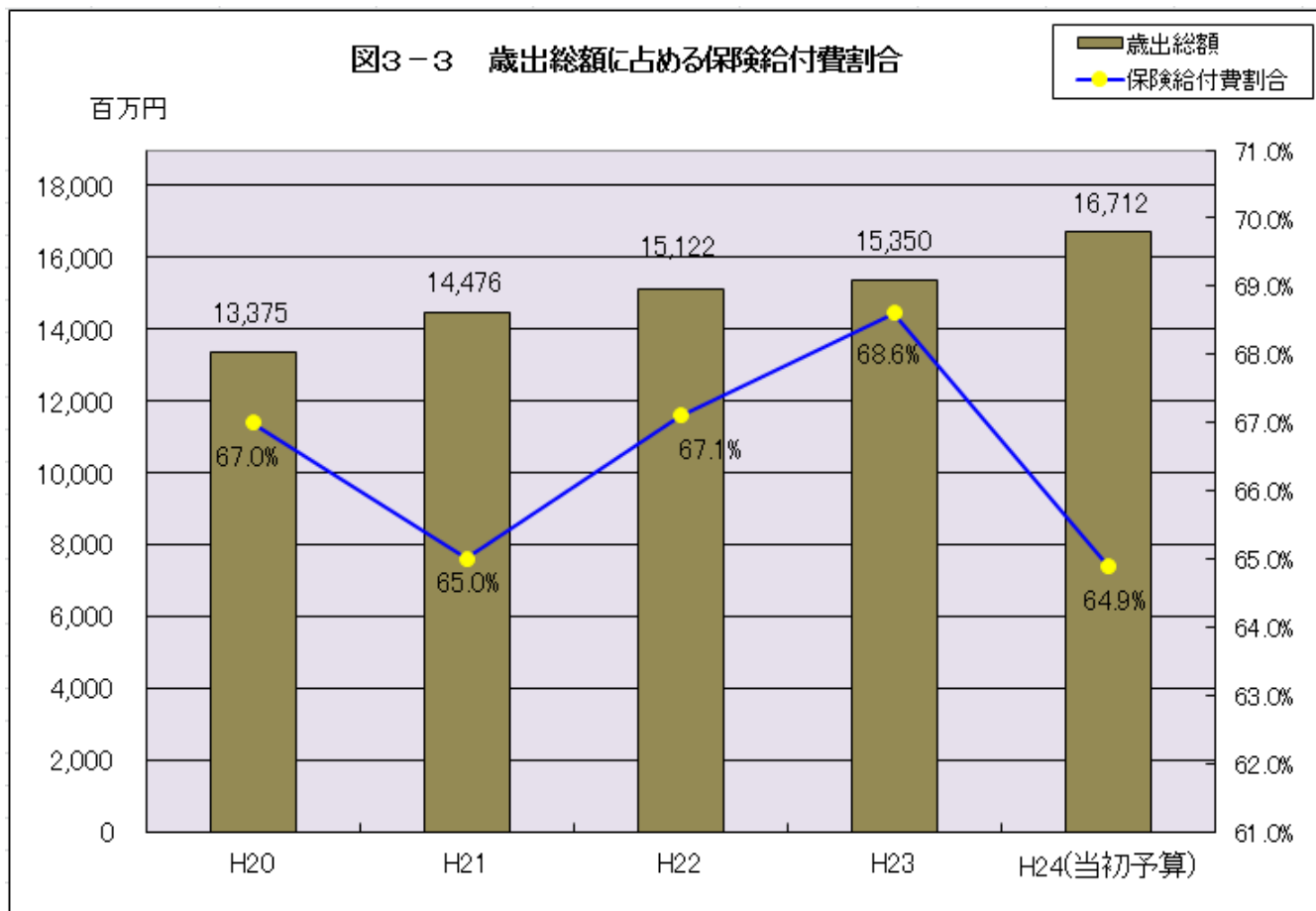
国保特別会計の歳出は、保険給付費、支援金・拠出金等（後期高齢者支援金や共同事業拠出金など）、その他の支出があります。

歳出総額の決算額を比較すると、平成 23 年度は平成 20 年度に対し、19 億 7,471 万 2 千円、率にして 14.8% の増、毎年およそ 5% ずつ増加しています。これは保険給付費の増加が主な要因で、予算規模の拡大につながっています。



歳出の多くを占めるのは保険給付費です。

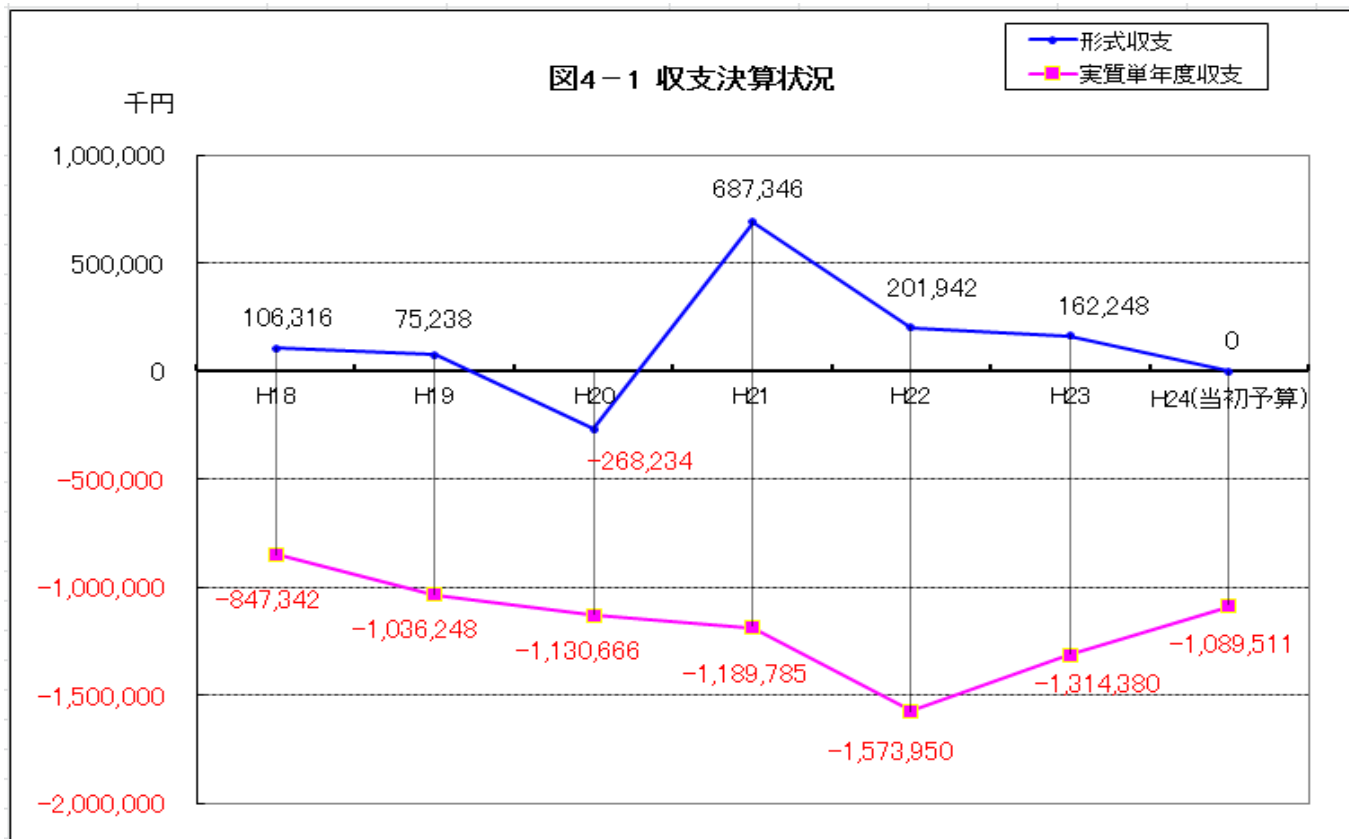
図 3-2 からは、保険給付額の純増額がわかり、毎年 5～7.8%の伸びを示しています。また、図 3-3 は、歳出総額に占める保険給付費割合で、毎年 60%台での推移となっています。



4. 決算状況

国保特別会計の形式収支は、平成 20 年度を除き黒字で推移しています。

平成 23 年度の形式収支は、1 億 6,224 万 8 千円の黒字となりました。実質単年度収支は、平成 19 年度から 10 億円を超える赤字となっており、国保財政は慢性的かつ構造的な歳入不足(赤字体質)となっています(図 4-1)。



※形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額

実質単年度収支 = 形式収支額 - その他繰入金 - 基金繰入金 - 前年度形式収支額

※H24 年度は予算額の計上であるため、実質単年度収支においては前年度形式収支額の差引をしていません。

5. 類似団体との比較

当市の財政運営を判断するためには、これまでの財政分析だけではなく、他自治体との比較も重要となります。

国保事業の比較に取り上げた概要については、表 5-1 のとおりです。

(1) 類似団体 16 市の概要

加入者一人当たりの所得における保険税割合（昇順）

表 5-1

人口は平成 24 年 4 月 1 日現在

それ以外は平成 23 年度平均値

保険者名	人口 (人)	被保険者 数(人)	加入者一人当たり			
			所得額(A) (円)	保険税額 (B)(円)	所得における 保険税割合 (B/A)(%)	法定外 繰入金(円)
国分寺市	117,207	29,773	1,242,615	70,728	5.69	34,013
小金井市	115,971	28,440	1,205,156	73,621	6.11	29,898
武蔵野市	138,301	35,887	1,382,430	89,992	6.51	22,901
昭島市	113,510	33,728	1,086,071	71,123	6.55	39,809
多摩市	144,058	42,542	1,031,960	71,149	6.89	40,475
取手市	109,411	34,871	843,130	66,412	7.88	3,182
富士見市	107,735	31,747	1,103,810	89,560	8.11	11,970
人間市	150,326	45,833	871,633	71,965	8.26	27,812
朝霞市	131,203	34,389	1,003,498	87,958	8.77	17,447
海老名市	126,807	36,093	1,014,580	89,852	8.86	14,242
戸田市	126,097	34,658	913,529	85,082	9.31	29,348
東村山市	152,972	43,991	739,741	73,945	10.00	32,152
ふじみ野市	107,827	30,240	760,443	79,920	10.51	29,534
三島市	113,119	32,037	861,969	97,145	11.27	12,105
鎌ヶ谷市	108,816	33,671	849,968	86,492	11.55	17,801
我孫子市	135,053	37,605	770,909	97,761	12.68	0
16 市平均	124,901	35,344	1,011,684	83,835	8.68	22,668

※類似団体……国は、国勢調査を基にした人口と産業構造（産業別就業人口比率）によって市町村を分類しています。同じ分類になった全国の市町村を類似団体と言い、入間市は「Ⅲ－3」に該当します。

人口 10～15 万人を「Ⅲ」、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次産業に従事する人が全就業人口の 95%以上で、且つⅢ次産業に従事する人が 65%以上の団体が「3」になります。

平成 23 年総務省総務省発表のデータによると、「Ⅲ－3」は全国に 36 団体あります。今回は、平成 20 年度の「Ⅲ－3」を調査対象としているため、神奈川県座間市、大阪府泉佐野市は含まれていません。

（２）保険税率等の比較

当市の税率は、資産割は高いものの、均等割額は低い水準となっています。詳しくは、表 5－2 のとおりです。

表 5-2

入間市【Ⅲ-3】と同様の自治体 平成24年度 国民健康保険税(料) 税率・限度額一覧

※平成17年国勢調査を基に自治体を分類しています。平成20年度現在の【Ⅲ-3】。

類型【Ⅲ-3】 全市 (平成20年度現在)	税 種	課税 方式	国庫分				支分分				介護分						
			所得割 [%]	資産割 [%]	均等割額 [円]	平準割額 [円]	限度額 [万円]	所得割 [%]	資産割 [%]	均等割額 [円]	平準割額 [円]	限度額 [万円]	所得割 [%]	資産割 [%]	均等割額 [円]	平準割額 [円]	限度額 [万円]
入間市		4 5-4	5.50	40.0	8,000	12,000	51	1.50		3,000		14	0.80		10,000		12
埼玉県 戸田市		2 7	6.60		18,000		50	1.35		9,000		13	1.20		11,500		10
埼玉県 朝霞市		4 7	7.50	33.0	12,000	14,000	47	0.90		9,000		12	0.90		9,000		9
埼玉県 富士見市		4 7	5.90	33.0	11,000	16,000	47	2.10		6,000		12	1.00		9,600		9
埼玉県 ふじみ野市		4 7	5.65	25.0	13,100	12,000	51	1.75		11,000		14	1.35		11,000		12
千葉県 我孫子市		3 6-4	7.25		18,000	18,600	51	2.00		4,200		14	1.55		12,600		12
千葉県 鎌ヶ谷市	料	3 7	7.20		15,600	21,600	51	1.84		5,400		14	1.48		13,000		12
東京都 武蔵野市		2 7	4.70		21,300		50	1.70		7,200		13	1.40		11,400		10
東京都 昭島市		4 7	4.70	6.0	22,200	5,000	51	1.60		8,000		14	1.25		13,000		12
東京都 小金井市		4 7	4.50	15.0	17,000	6,600	50	1.66		13,000		13	1.10		10,300		10
東京都 東村山市		3 7	4.50		21,000	12,000	51	1.50		8,400		14	1.50		13,000		12
東京都 国分寺市		2 7	4.35		28,000		51	1.25		12,000		14	0.95		14,000		12
東京都 多摩市		2 7	4.20		23,800		51	1.50		10,000		14	1.20		9,000		12
神奈川県 海老名市		3 7	5.00		23,700	18,600	51	1.70		8,100	6,600	14	1.42		8,400	4,500	12
茨城県 取手市		3 7	7.50		21,000	19,000	51	1.20		10,000	6,000	14	1.50		8,000	6,000	12
静岡県 三島市		3 7	6.84		25,200	16,800	50	1.05		10,800		13	1.54		14,400		10
岐阜県 多治見市	料	4 7	4.80	30.0	21,300	19,500	51	1.50	8.00	6,200	5,800	14	1.40	9.50	7,900	5,200	12
三重県 伊勢市	料	3 7	7.98		26,042	20,206	51	2.51		7,977	6,188	14	2.33		8,981	4,898	12
滋賀県 草津市		3 7	7.70		31,000	24,000	51	2.00		8,000	6,000	14	1.70		8,300	6,000	14
大阪府 池田市	料	3 7	8.44		34,783	15,529	51	2.81		10,981	4,902	14	2.18		10,489	3,276	14
大阪府 富田林市	料	3 7	8.53		29,180	23,390	51	2.60		8,390	6,580	14	2.54		9,090	5,160	14
大阪府 市川森野市	料	3 7	7.70		28,200	22,800	50	2.50		8,880	6,960	13	2.40		8,040	4,440	10
大阪府 松原市	料	3 7	7.94		27,720	23,160	47	2.96		7,920	6,480	13	3.03		9,120	5,040	10
大阪府 箕面市	料	2 7	6.04		39,300		51	2.00		12,600		14	1.80		14,400		12
大阪府 羽曳野市	料	3 7	8.29		24,840	20,520	49	2.98		8,520	7,080	14	2.67		9,480	5,280	12
奈良県 橿原市		3 7	9.00		18,500	22,800	51	2.00		6,500	5,000	14	2.30		12,500		12
奈良県 生駒市		3 7	7.20		27,600	30,000	51	2.00		8,400	9,600	14	2.00		7,200	8,400	12
広島県 廿日市市		4 7	5.70	11.9	26,400	22,400	51	1.60	3.00	7,500	6,500	14	1.40	3.00	9,500	5,000	12
福岡県 大牟田市		3 7	8.10		18,100	20,800	51	2.90		6,200	7,000	14	2.21		10,900		12
福岡県 飯塚市		4 7	8.50	8.7	19,300	21,200	51	2.00	6.30	5,300	5,800	14	2.30		10,800		12
福岡県 春日市		3 7	6.90		25,000	25,000	51	1.70		6,500	6,500	14	1.40		11,000		12
大分県 別府市		3 7	11.60		28,200	23,000	50	2.25		6,000	4,600	13	2.90		9,800	7,000	10
沖縄県 浦添市		3 7	8.20		19,000	17,000	51	2.10		5,000	4,000	14	1.90		7,500	4,000	12
沖縄県 沖縄市	料	3 7	9.27		15,802	18,880	51	2.37		4,116	4,918	14	1.91		4,810	3,494	12
入間市+隣接15市平均			5.74	25.33	18,681	14,350	50	1.54	0.00	8,444	6,300	14	1.26	0.00	11,138	5,250	11
34市平均			6.88	22.51	22,328	18,703	50	1.92	5.77	7,944	6,132	14	1.72	6.25	10,236	5,179	12

(3) 一般会計繰入金の比較

一般会計繰入金は、各市の予算規模に差異があるため、法定分を除いた法定外繰入金を各市被保険者数(年間平均)で除した一人当たりの法定外繰入金状況で比較すると、表 5-3 のとおりです。

西部 11 市で比べると、当市の一人当たりの法定外繰入金は 2 番目に多い状況となっています(表 5-3)。

法定外繰入金状況(一人当たり) 単位:円

表 5-3 加入者一人当たりの法定外繰入金 (昇順)

保険者名	23 年度決算見込み
飯能市	0
所沢市	8,753
坂戸市	9,830
鶴ヶ島市	10,418
東松山市	11,060
富士見市	11,970
川越市	12,421
日高市	19,159
狭山市	19,829
入間市	27,812
ふじみ野市	29,534
11 市平均	14,616

類似団体の平成 23 年度決算との比較では、当市の国保税の割合は平均値より 2.00 ポイント低く、法定外繰入金の割合は、平均値より 2.37 ポイント高くなっています。

国保税の占める割合は 3 番目に少なく、法定外繰入金の割合は 6 番目の多くなっています。

歳入総額における国保税と法定外繰入金の割合を比較すると、国保税の占める割合が低いほど、法定外繰入金の占める割合が高くなる傾向にあります(表 5-4)。

表 5-4 決算に占める国保税と法定外繰入金の割合

保険者名	国保税割合	法定外繰入金 割合		税割合昇順 (低→高)	繰入割合降順 (高→低)
国分寺市	22.42	10.40		東村山市	昭島市
昭島市	20.21	11.27		昭島市	国分寺市
多摩市	23.86	3.37		入間市	戸田市
三島市	26.88	3.20		小金井市	小金井市
小金井市	21.70	9.06		ふじみ野市	東村山市
武蔵野市	23.80	3.53		国分寺市	入間市
鎌ヶ谷市	23.86	3.70		武蔵野市	ふじみ野市
取手市	26.51	0.92		富士見市	海老名市
入間市	21.67	8.22		多摩市	朝霞市
東村山市	19.53	8.72		鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市
我孫子市	26.37	0.00		海老名市	武蔵野市
富士見市	23.80	3.53		朝霞市	富士見市
ふじみ野市	22.02	8.01		戸田市	多摩市
朝霞市	25.35	5.20		我孫子市	三島市
戸田市	26.36	9.10		取手市	取手市
海老名市	24.30	5.37		三島市	我孫子市
16市平均	23.67	5.85			

(4) 医療費の比較

歳出の中心となる保険給付費は、被保険者の医療費に左右されるものです。医療技術の高度化等による医療費の増加傾向は全国的にも顕著となっています。

類似団体 16 市でみると、当市は中間に位置しています(表 5-5)。

表 5-5 一人当たり療養諸費(審査手数料、出産育児諸費、葬祭諸費除く)

保険者名	平成 23 年度
小金井市	192,822 円
海老名市	200,317 円
戸田市	201,299 円
朝霞市	211,007 円
武蔵野市	214,725 円
国分寺市	218,963 円
取手市	222,807 円
鎌ヶ谷市	226,293 円
入間市	227,472 円
富士見市	228,693 円
昭島市	231,314 円
ふじみ野市	233,130 円
我孫子市	237,679 円
三島市	238,937 円
東村山市	243,606 円
多摩市	245,917 円
16 市平均	223,421 円

※療養諸費・・・

療養の給付等(入院、入院外、歯科、調剤、入院時食事・生活療養費、訪問看護療養費)+療養費等(療養費、差額食事・生活療養費、移送費)+高額療養費+高額介護合算療養費の保険者負担額の合計

表 5-6 一人当たり療養諸費費用額

保険者名	H20		H21		H22		H23	
	金 額	前年度対比	金 額	前年度対比	金 額	前年度対比	金 額	前年度対比
人間市	251,719円	7.4%	257,664円	2.4%	271,479円	5.4%	279,246円	2.9%
所沢市	249,583円	2.1%	257,776円	3.3%	270,233円	4.8%	277,605円	2.7%
飯能市	254,863円	4.9%	266,429円	4.5%	279,065円	4.7%	283,575円	1.6%
狭山市	262,646円	1.8%	274,929円	4.7%	282,864円	2.9%	292,072円	3.3%
西部11市平均	255,829円	4.9%	266,378円	4.1%	276,902円	4.0%	284,992円	2.9%
埼玉県平均	251,675円	4.8%	261,525円	3.9%	270,945円	3.6%	279,483円	3.2%

※療養諸費費用額・・・

療養の給付等（入院、入院外、歯科、調剤、入院時食事・生活療養費、訪問看護療養費）+療養費等（療養費、差額食事・生活療養費、移送費）の費用額の合計

※埼玉県平均欄は、県内市町村の平均値です。

当市の一人当たり療養諸費費用額は、西部 11 市や埼玉県の平均と比べてもほとんど差がありません（表 5-6）。

しかし、一人当たりの療養諸費費用額の前年度対比は、年度によって異なっており、保険者にとってその動向を事前に把握することは困難で、財政運営を難しくしている要因ともなっています。

6. 国の動向について

◎広域化等支援方針の策定

平成 22 年 5 月 19 日付けで公布、施行された改正後の国民健康保険法第 68 条の 2 第 1 項において、厚生労働省は都道府県に対し、都道府県は、国保事業の運営の広域化又は国保の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針を定めることができました。

その後、平成 24 年 4 月 6 日付けで公布、施行された「国民健康保険法の一部を改正する法律」により「広域化等支援方針の策定について」の一部改正が行なわれました。

この一部改正による広域化等支援方針策定に当たっては、関係者の意見を十分に聴くとともに、次の関係者からなる「市町村国保広域化等連絡会議」を開催するものとしています。

1. 都道府県の関係課室
2. 市町村の国保担当部局
3. 国保団体連合会
4. その他の関係者

広域化等支援方針には、おおむね次に掲げる事項について定めることとしています。

- ① 国保事業の運営の広域化又は国保の財政の安定化の推進に関する基本的な事項
- ② 国保の現状及び将来の見通し
- ③ ②の現状及び将来の見通しを勘案して、国保事業の運営の広域化又は国保の財政の安定化の推進において都道府県が果たす役割
- ④ 国保事業に係る事務の共同実施、医療に要する費用の適正化、保険料の納付状況の改善その他の国保事業の運営の広域化又は国保の財政の安定化を図るための具体的な施策
- ⑤ ④に掲げる施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、国保事業の運営の広域化又は国保の財政の安定化を推進するため都道府県が必要と認める事項

7. 県の動向について

◎ 埼玉県市町村国保広域化等支援方針

平成 22 年 5 月 19 日付けで公布、施行の支援方針をうけ、県は「埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を平成 22 年 12 月 22 日に策定しました。その対象期間は、同日から平成 25 年 3 月 31 日までとなっています。

・埼玉県の具体的な支援事業

平成 23 年度～25 年度に 2 方式に変更した場合
→システム改修に係る経費の全額を補助

◎ 課税方式のあり方に関する 6 市勉強会

「埼玉県市町村国保広域化等支援方針」に基づき、平成 23 年 2 月 24 日(木)、平成 23 年 5 月 20 日(金)、平成 23 年 8 月 25 日(金)の計 3 回、県西部地区の賦課方式「4 方式」の所沢市、飯能市、狭山市、日高市、鶴ヶ島市、入間市の国保担当者により開催しました。

「埼玉県市町村国保広域化等支援方針」抜粋

・賦課方式の 2 方式化

・応能・応益割合は、市町村ごとの保険税賦課方式の状況を踏まえ、当面は 7:3 を尊重し、地方税法上の標準割合である 5:5 との間に設定します。

・応能・応益割合を標準化するために、保険財政共同安定化事業を拡充します。

・税の算定方式については、高齢者医療制度改革の進捗状況と市町村の自主性を踏まえ、標準化について検討を進めます。

⇒県内どこに住んでいても「同じ所得なら同じ保険税」となるような賦課方式、保険税算定方式を目指します。

論点

① 広域化に向け賦課方式の統一が必要

「同じ所得なら同じ保険税」を目指すものであり、そのために賦課方式の統一が必要である。県内標準を定めることで市町村の取り組みの方向を示すものである。

② 保険者の 3 分の 1 が 2 方式(全国平均)

保険者ベース(20 年度)でみると 32%の割合となっており、決定的な障害とならない。

③資産割と平等割についての埼玉県の特徴

〔資産割〕埼玉県は、持ち家比率が首都圏では高いものの、建築面積は小さく、資産割を維持する理由が希薄である。

〔平等割額〕国保世帯人員が 1.81 人と少なくなっており、均等割の補完的機能を果たす平等割を維持する理由が同じく希薄になっている。

④後期高齢者医療制度との一元化を見据えて

後期高齢者医療制度は 2 方式を採用しており、将来的の広域化に向けた保険税率の県内統一化の際に円滑な移行が可能である。

⑤首長の意向

支援方針策定に当たり実施した各首長への意見照会において、約 95%の市町村が、2 方式化に一定の理解を示している。

※現在 4 方式の 55 保険者

「速やかに検討すべきである」

8 保険者 (14.6%)

「県内の保険税を平準化するためにはやむを得ない」

44 保険者 (80.0%)

○埼玉県内の 2 方式市町村

川越市、さいたま市、春日部市、越谷市、戸田市、久喜市、坂戸市、吉川市、三芳町、毛呂山町

(平成 24 年度に 2 方式へ移行)

川口市

(平成 25 年度に 2 方式へ移行)

羽生市、上尾市、新座市、八潮市、白岡市

なお、平成 24 年 4 月 6 日付けで公布、施行の広域化等支援方針の一部改正について、埼玉県保健医療部長より平成 24 年 8 月 10 日付けで、「新たな広域化等支援方針の策定に係る意見について(照会)」がありました。

県が進める策定スケジュール案は次のとおりです。

8 月:第 1 回意向聴取

10 月:広域化等支援方針案の事務説明会

12 月:第 2 回意向聴取

1 月:広域化等支援方針最終案の提示

■ 参考資料

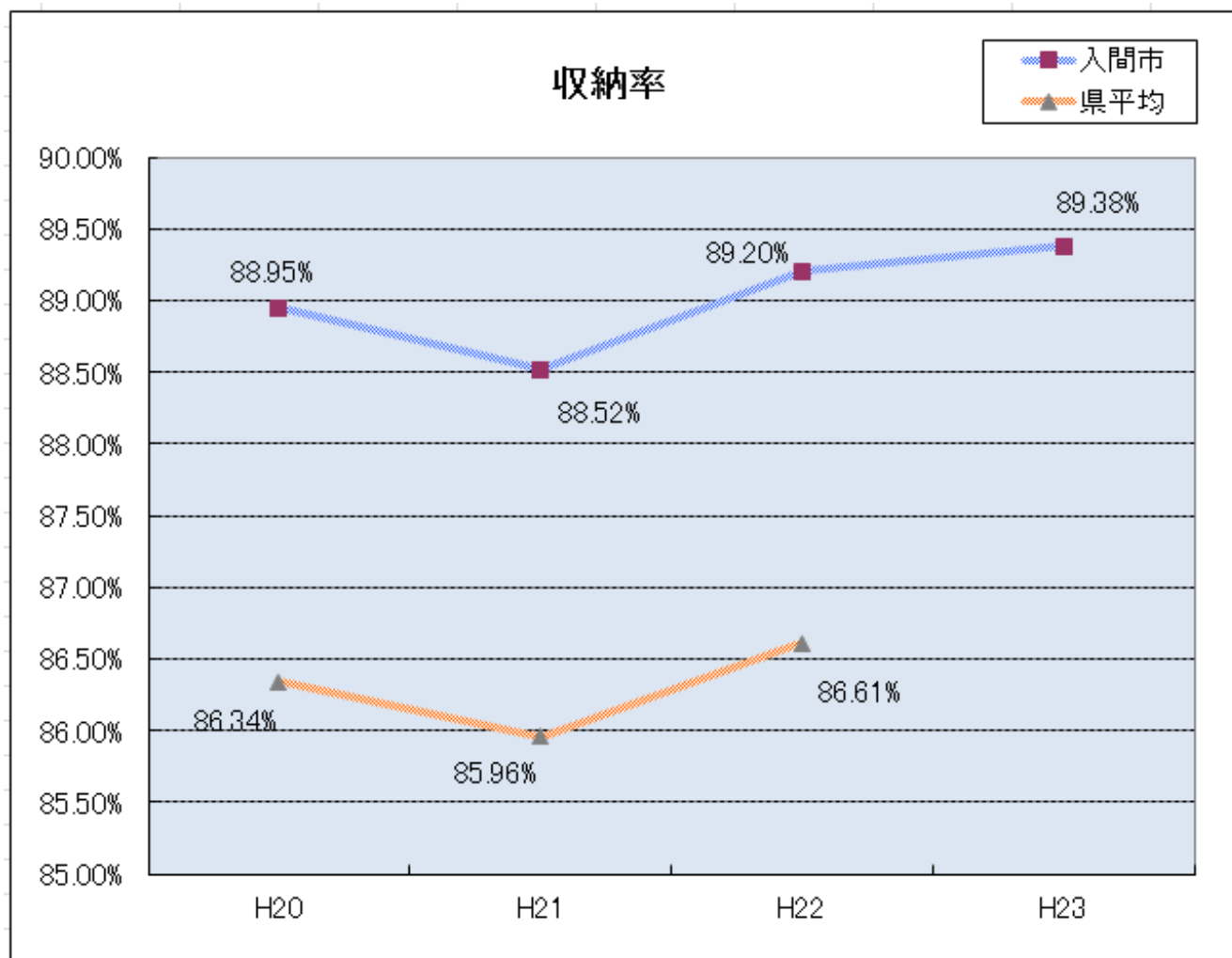
収納率

当市における国保税の収納率は、県内市平均を上回って推移しています。西部 11 市においても 6 位の位置にあり、1 位の飯能市とは 2.66% の差があるものの、3 位の狭山市から 6 位の本市までの差は僅か 0.60% で、ほぼ同様の状況です。また、Ⅲ－3 (類似団体) の中では中位に位置しており、平成 23 年度現年一般だけ見ると、平均値を 1.37% 上回っています。

経年変化では、平成 20 年度には 90% を割り込みましたが、これは一般的に納税意識の高い 75 歳以上が後期高齢者医療制度へ移行したこと、景気低迷に伴う経済情勢の悪化等の影響を受けていることなどが推測されます。

しかし、厳しい財政状況のもとでの収納率の低下は、全保険者の懸念するところであり、当市でも平成 21 年度行政改革長期プランにおける「国保税収納率対策基本方針」に基づき、収納率の向上に積極的に取り組んでいます。

更に、納税者の利便性を考慮し、平成 24 年度からコンビニ収納を開始しました。納付場所が増えたことに加え、24 時間納付できることから、収納率向上が期待されています。



収納率比較表

単位：％

市 名	順位	23 年度 収納 率	入 間 市との差	22 年度 収納 率	23 年度・22 年度
飯 能 市	1 位	92.04	2.66	91.61	0.43
日 高 市	2 位	90.84	1.46	90.50	0.34
狭 山 市	3 位	89.98	0.60	89.03	0.95
東 松 山 市	4 位	89.79	0.41	88.25	1.54
鶴ヶ島市	5 位	89.60	0.22	89.12	0.48
入 間 市	6 位	89.38	－	89.20	0.18
川 越 市	7 位	88.21	△1.17	87.43	0.78
富 士 見 市	8 位	87.72	△1.66	87.95	△0.23
坂 戸 市	9 位	86.65	△2.73	86.20	0.45
ふじみ野市	10 位	86.38	△3.00	85.71	0.67
所 沢 市	11 位	85.89	△3.49	85.19	0.70
平均		88.77		88.20	0.57

市 名	順位	23 年 現 年 一 般 医 療	23 年 現 年 一 般 支 援	23 年 現 年 一 般 介 護	
国 分 寺 市	1 位	93.49	93.44	91.58	
昭 島 市	2 位	92.06	91.64	89.11	
多 摩 市	3 位	91.88	91.34	89.51	
三 島 市	4 位	90.85	90.43	86.69	
小 金 井 市	5 位	90.58	88.50	87.14	
武 蔵 野 市	6 位	90.01	89.68	88.23	
鎌ヶ谷市	7 位	89.82	90.17	86.07	
取 手 市	8 位	89.49	88.84	83.24	
入 間 市	9 位	89.37	88.45	84.26	
東 村 山 市	10 位	88.47	88.16	84.78	
我 孫 子 市	11 位	88.25	88.78	82.06	
富 士 見 市	12 位	87.56	86.47	82.46	
ふじみ野市	13 位	86.60	84.82	80.02	
朝 霞 市	14 位	84.98	83.75	81.61	
戸 田 市	15 位	84.60	82.40	79.60	
平均		89.20	88.46	85.09	

埼玉県内39市 平成24年度 国民健康保険税 税率・限度額一覧

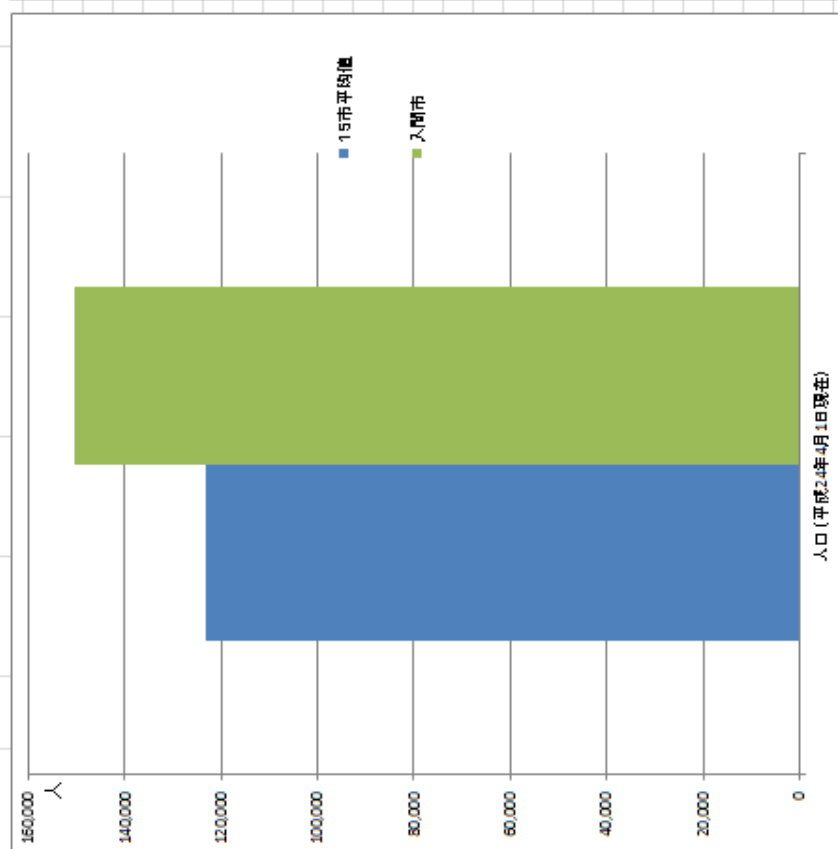
※平成24年10月1日市制の白濁市は含むまいせん

	均等割(率・額)		国庫分				支分				介分				納期 年度 回数				
	23 年度	24 年度	所得割 (%)	固定割 (%)	均等割額	標準割額	限度額	標準	所得割	均等割額	限度額	標準	所得割	均等割額		限度額			
					[円]	[円]	[万円]	改正	改正	[万円]	改正	(%)	[円]	[万円]		改正	(%)	[円]	[万円]
入間市	6	6	5.50	40.0	8,000	12,000	51	0	0	1.50	3,000	14	0	0.80	10,000	12	0	8	7
川越市	7	7	7.35		21,800		49		0	2.20	6,400	13	0	1.40	9,000	11	0	8	6
所沢市	7	7	6.90	30.0	9,000	17,000	50			2.60	11,000	12		0.97	6,700	9		8	7
狭山市	7	7	6.90	30.0	10,000	15,000	50			2.30	8,000	13		1.10	10,000	10		10	6
東松山市	7	7	6.00	30.0	15,600	12,000	51	0	0	2.00	10,800	14	0	1.70	12,000	12	0	8	6
深谷市	6	6	5.90	34.0	8,000	14,000	44			2.50	6,000	12		1.20	8,000	9		8	7
富士見市	7	7	5.90	33.0	11,000	16,000	47			2.10	6,000	12		1.00	9,600	9		9	7
ふじみ野市	7	7	5.65	25.0	13,100	12,000	51	0	0	1.75	11,000	14	0	1.35	11,000	12	0	8	7
狭戸市	6	7	7.80		24,500		50	0	0	1.70	4,500	13	0	1.40	10,000	10		9	7
越ヶ谷市	6	7	7.40	20.0	14,000	15,000	51	0	0	1.50	10,000	14	0	0.90	9,000	12	0	8	6
日高市	7	7	5.90	10.0	8,900	16,800	50			2.40	6,700	13		1.10	10,000	12	0	8	7
さいたま市	7	7	7.49		29,200		50			1.90	7,400	13		1.90	8,900	10		8	6
熊谷市	6	7	6.10	30.0	9,000	17,500	50	0	0	2.00	10,800	13	0	1.10	7,800	10	0	8	7
川口市	6	7	7.45		28,000		51	0	0	2.50	9,000	14	0	1.30	13,000	12	0	8	6
竹田市	6	6	6.10	32.0	11,000	17,000	50			2.20	9,000	13		1.40	7,000	10		9	7
狭父市	6	6	5.60	40.0	8,500	17,500	41			1.80	5,000	12		1.00	7,000	8		8	7
加須市	6	7	7.00	26.0	8,000	15,000	50	0	0	2.30	7,000	13	0	2.40	11,000	10	0	9	7
本庄市	7	7	6.00	40.0	11,000	16,000	51	0	0	2.50	8,100	14	0	2.00	9,100	12	0	8	7
春日部市	7	7	5.10		28,700		51	0	0	3.60	15,000	14	0	1.40	10,400	12	0	9	7
羽生市	6	6	5.90	39.0	9,500	19,000	47			2.60	9,000	12		1.40	8,500	9		6	7
鴻巣市	7	7	7.00	15.0	14,000	7,000	50	0	0	2.00	10,800	13		1.92	15,000	10	0	8	7
深谷市	7	7	5.20	35.0	8,000	15,500	51	0	0	2.70	4,000	14	0	1.00	6,000	12	0	8	7
上尾市	7	7	6.80	30.0	10,000	15,000	50			1.50	8,000	13		1.00	9,000	10		8	7
草加市	6	6	8.40	10.0	14,000	14,000	50			1.90	3,000	13		1.10	6,900	10		9	6
蓮谷市	6	6	8.20		26,500		51	0	0	1.70	7,500	14	0	1.70	8,500	12	0	10	6
藤岡市	6	6	6.40	35.0	8,000	12,000	50			1.00	3,000	13		0.90	9,000	9		6	6
戸田市	7	7	6.60		18,000		50			1.35	9,000	13		1.20	11,500	10		8	7
朝霞市	7	7	7.90	33.0	12,000	14,000	47			0.90	9,000	12		0.90	9,000	9		8	6
若木市	7	7	7.00	34.0	9,500	19,500	47			1.10	10,000	12		1.36	11,000	10		9	7
和光市	6	7	6.30	12.0	15,600	18,000	51	0	0	1.80	7,200	14	0	1.00	7,200	12	0	8	6
新座市	7	7	6.60	35.0	2,000	13,000	47			1.36	11,000	12		1.36	11,000	9		8	7
桶川市	7	7	6.40	30.0	10,500	15,900	47			1.90	7,200	12		1.10	9,000	10	0	8	7
久喜市	7	7	7.00		29,000		51	0	0	2.10	10,000	14	0	2.20	11,000	12	0	9	7
北本市	7	7	6.20	30.5	8,000	15,000	50			1.80	5,000	13		1.00	8,000	10		8	7
八潮市	6	6	6.60	20.0	14,000	23,000	50			2.60	11,000	13		1.40	10,000	10		10	6
三潮市	6	6	6.60	18.0	13,000	20,000	50			2.00	6,000	13		1.20	10,000	10		8	7
蓮田市	6	6	6.70	30.0	14,100	20,700	47			2.80	8,100	12		1.50	11,400	9		8	7
幸手市	6	6	8.10	30.0	17,000	15,000	50	0	0	1.80	9,900	12		1.00	8,400	10	0	8	7
吉川市	7	7	6.40		33,000		50	0	0	1.80	8,000	13	0	1.50	12,000	10	0	8	7
平均値																			
西郷11市	7	7	6.33	22.91	13,000	11,800	49			2.05	7,500	13		1.17	9,500	11		8	7
県内39市	7	7	6.57	21.96	14,400	12,000	49			1.99	7,900	13		1.31	9,500	10		8	7
4方式30市	7	7	6.43	28.55	10,800	15,600	49			1.96	7,800	13		1.24	9,200	10		8	7
2方式39市	7	7	7.04	0	26,500	0	50			2.09	8,500	13		1.96	10,400	11		9	7

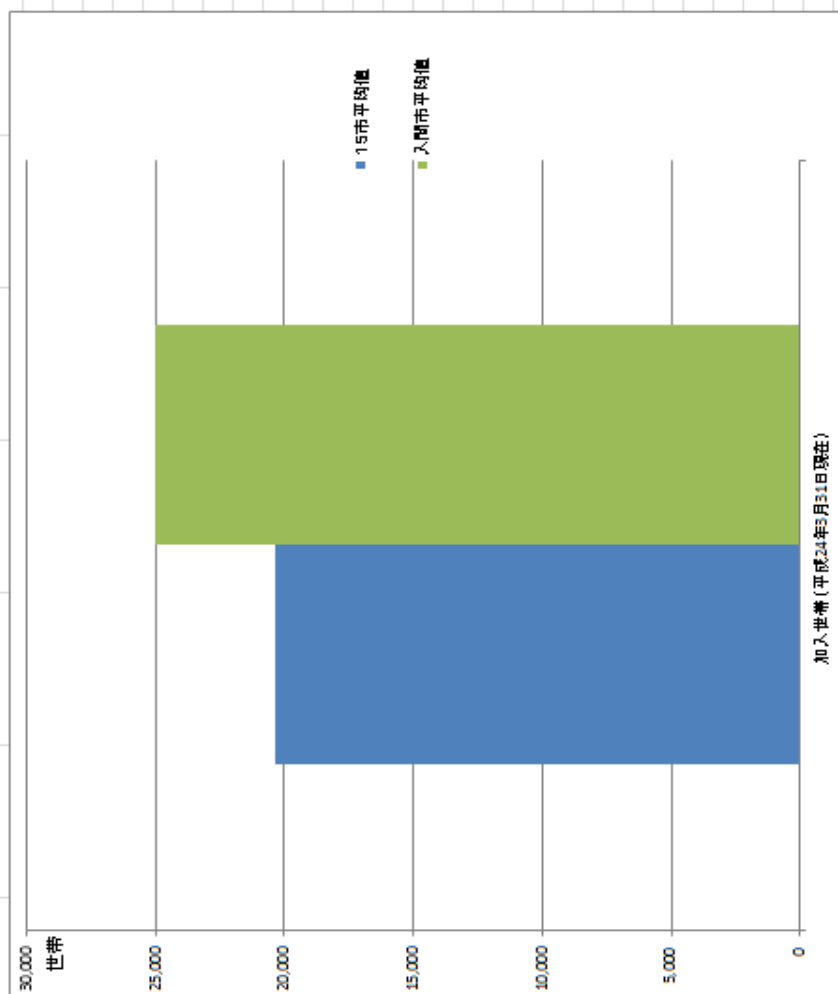
入間市と類似団体15市の平成20～24年度平均値比較

類型〔Ⅲ-3〕	加入世界〔平成24年3月1日現在〕 (人)	平均被保険者数 〔平成20年度〕 (人)	人口に対する加入者割合 (%)	繰入金			加入者一人当たり					所得に対する保険料割合	
				法定繰入金 (円)	任意繰入金 (円)	繰入れ(その他)繰入金 (円)	医療費 (円)	繰入れ(その他)繰入金 (円)	所得額(経前額) (円)	〔一世帯〕世帯総額 (円)	保険料額 (円)		
入国市を除く15市の平均 20～24年度平均値	人口〔平成24年3月1日現在〕 (人)												
	123,206	20,394	34,646	28.17%	400,995,872	774,626,399	223,167	22,325	1,018,236	147,134	84,666		8.6%
				30.49%	338,939,862	1,277,060,148	227,239	27,812	913,404	138,694	71,370		7.86%
	150,326	25,014	46,833		360,490,000	1,089,510,000	0	27,812	861,489	134,839	72,775		8.4%
	24				345,314,436	1,274,655,564	227,239	27,812	871,683	134,376	71,965		8.26%
入国市	23				361,454,411	1,088,545,889	0	0	874,472	134,908	71,855		8.23%
	22				314,634,756	2,145,365,244	0	0	959,456	143,257	75,964		7.92%
	21						0	0	999,971	146,038	64,223		6.4%
	20						0	0					

人口(平成24年4月1日現在)



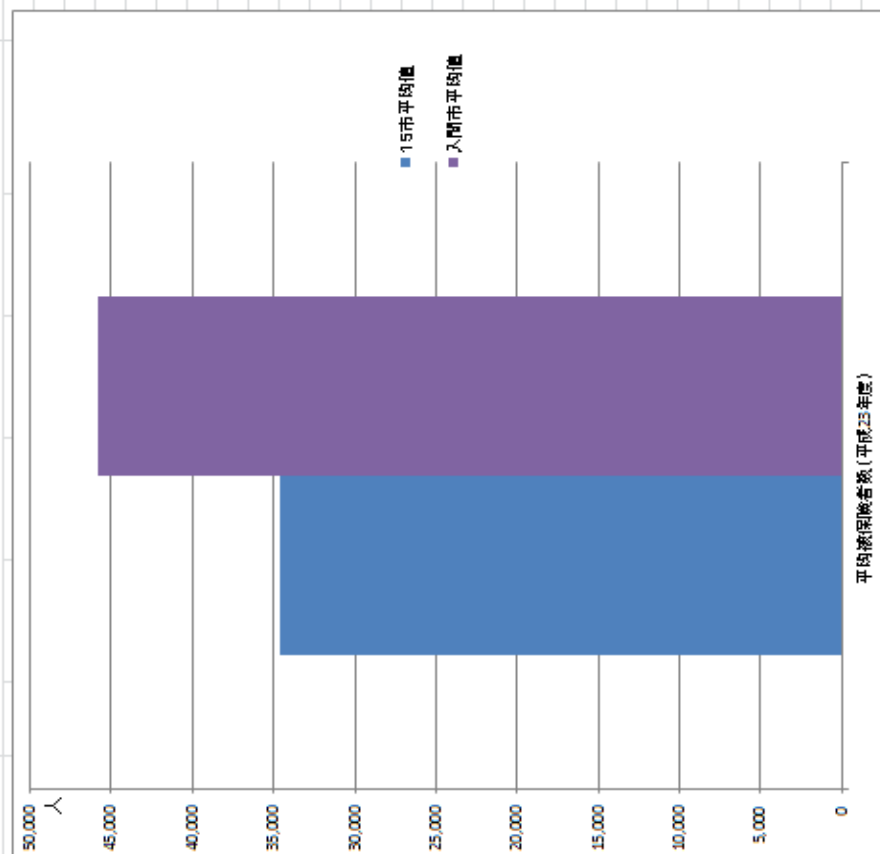
加入世帯(平成24年3月31日現在)



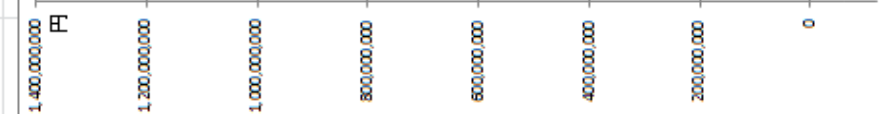
入間市と類似団体15市の平成20～24年度平均値比較

類型【Ⅲ-2】	人口【平成24年4月1日現在】 (人)	加入世帯【平成24年4月31日現在】 (世帯)	平均被保険者数 【平成23年度】 (人)	人口に対する国際 加入者割合 (%)	繰入金		加入者一人当たり					国庫に交付する保険料割合
					法定繰入金 (円)	法定外(その他)繰入金 (円)	医療費 (円)	法定外(その他)繰入金 (円)	所得額(経前額) (円)	(一世帯)保険料額 (円)	保険料額 (円)	
入間市を除く15市の平成20～24年度平均値	123,206	20,394	34,645	28.17%	400,985,872	774,626,399	223,167	22,325	1,018,236	147,134	84,666	8.64%
平均					338,939,852	1,277,060,148	227,239	27,812	913,404	138,684	71,370	7.85%
24	150,326	25,014		30.49%	360,490,000	1,089,510,000	0	0	861,489	134,839	72,775	8.45%
23			45,833		345,314,436	1,274,685,564	227,239	27,812	871,633	134,376	71,965	8.26%
22					361,454,411	1,088,545,589	0	0	874,472	134,908	71,855	8.22%
21					314,634,756	2,145,365,244	0	0	959,456	143,257	75,964	7.92%
20					312,805,655	787,194,345	0	0	999,971	146,038	64,293	6.43%

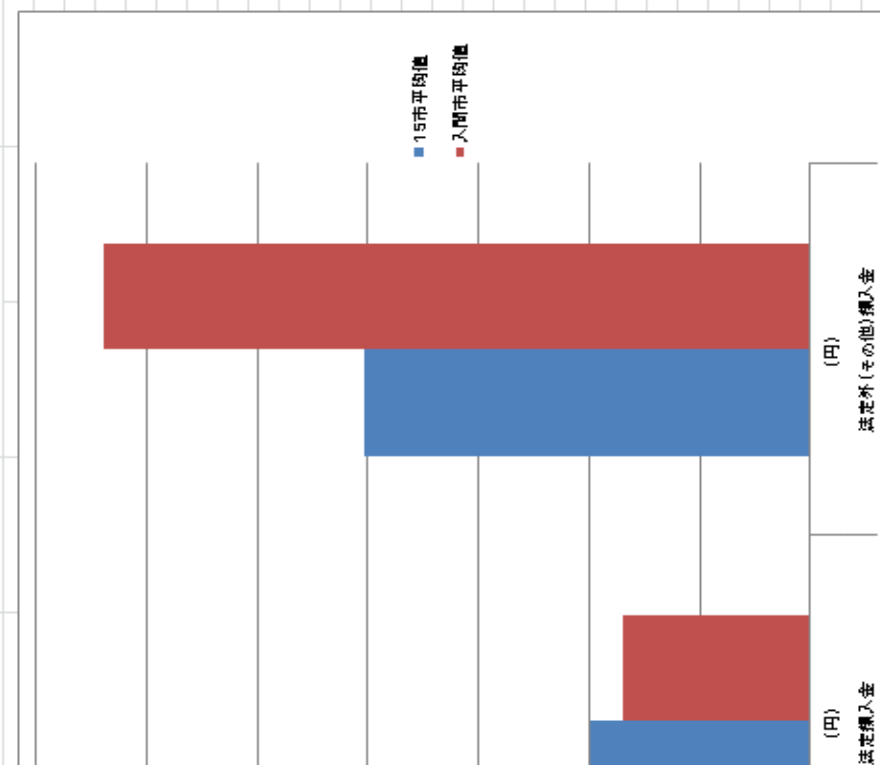
平均被保険者数(平成23年度)



法定繰入金



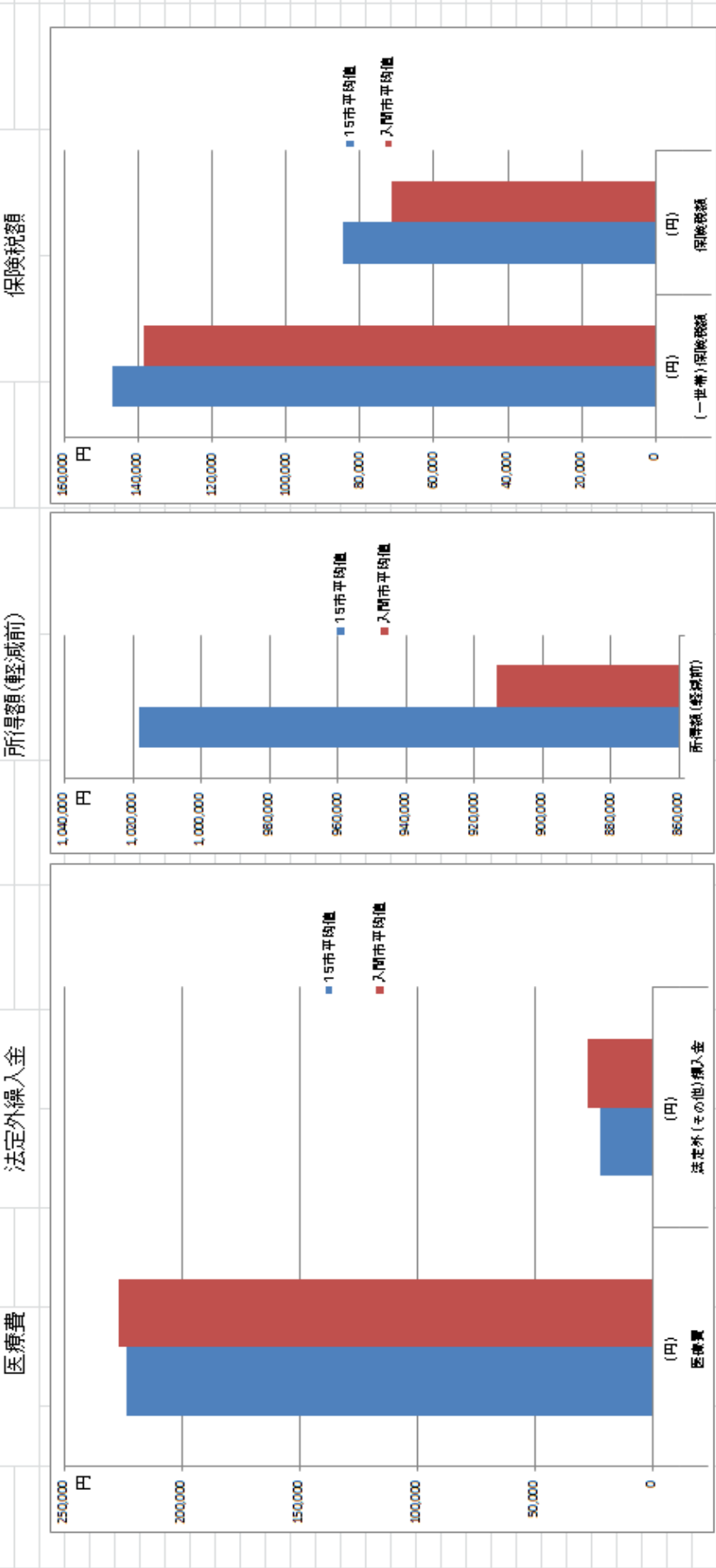
法定外繰入金



入間市と類似団体15市の平成20～24年度平均値比較

類型【Ⅲ-2】	人口【平成24年4月1日現在】 (人)	加入世帯【平成24年4月1日現在】 (世帯)	平均被保険者数【平成23年度】 (人)	人口に対する加入者割合 (%)	繰入金		加入者一人当たり			医療費に対する保険料割合
					法定繰入金 (円)	繰入れ(その他)繰入金 (円)	所得額(軽減前) (円)	【一世帯】保険料額 (円)	保険料額 (円)	
入間市を除く15市の平成20～24年度平均値	123,206	20,394	34,645	28.17%	400,995,872	774,626,399	1,018,236	147,134	84,666	8.54%
平均				30.48%	338,939,852	1,277,060,148	913,404	138,684	71,370	7.85%
入間市	24 150,326	25,014			360,490,000	1,089,510,000	861,489	134,839	72,775	8.45%
	23 145,833		46,833		345,314,436	1,274,685,964	871,633	134,376	71,965	8.26%
	22 131,454				361,454,411	1,088,545,559	874,472	134,908	71,855	8.22%
	21 114,634				314,634,756	2,145,365,244	959,456	143,257	75,964	7.92%
	20 101,293				312,803,655	787,194,345	999,371	146,038	64,293	6.43%

国保加入者一人当たりにおける比較



資料

類似団体15市国民健康保険特別会計決算概要歳入・歳出円グラフ -国民健康保険に係る調査について-

入間市を含む類似団体16市の平均値との比較
入間市

茨城県

①取手市

千葉県

②我孫子市

③鎌ヶ谷市

神奈川県

④海老名市

埼玉県

⑤朝霞市

⑥戸田市

⑦富士見市

⑧ふじみ野市

東京都

⑨昭島市

⑩小金井市

⑪国分寺市

⑫多摩市

⑬東村山市

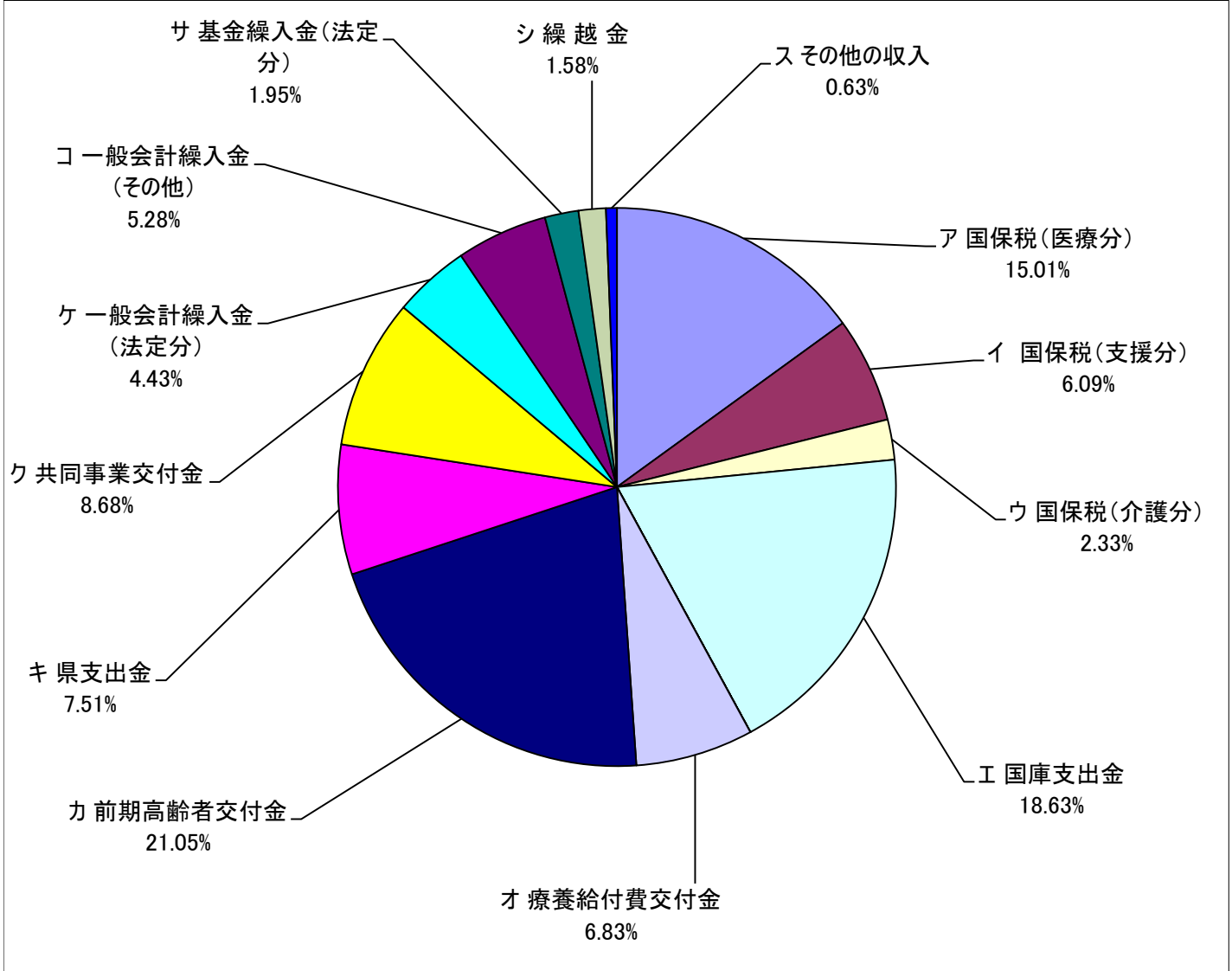
⑭武蔵野市

静岡県

⑮三島市

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

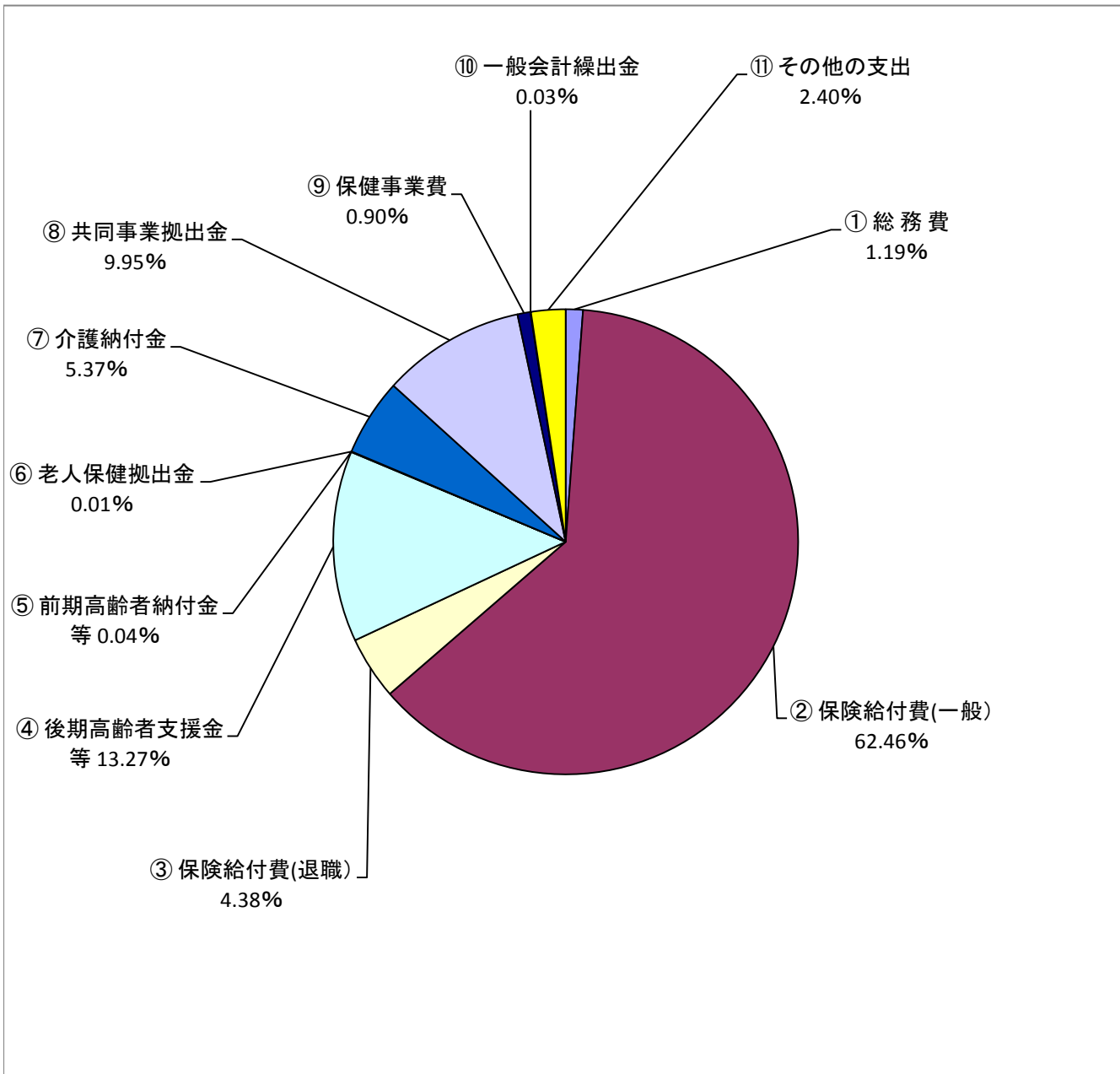
16市町村の平均(%)



< 歳 入 >		(%)	説 明
歳入科目			
ア	国保税(医療分)	15.01	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	6.09	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	2.33	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金)	18.63	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	6.83	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	21.05	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	7.51	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	8.68	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	4.43	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	5.28	市の一般会計からの繰入金(税込不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	1.95	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	1.58	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	0.63	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
歳入合計		100.00	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

16市町村の平均(%)

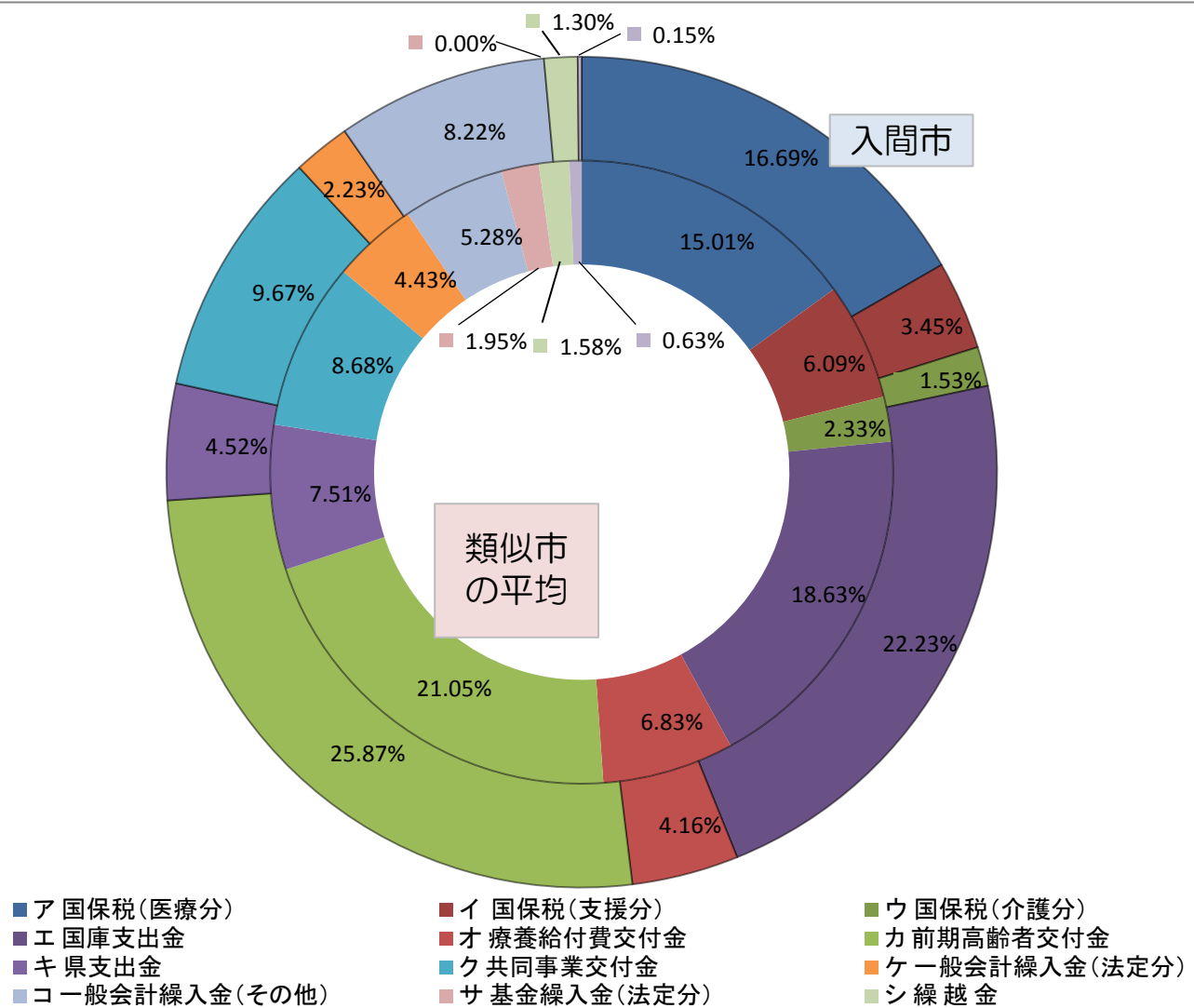


< 歳 出 >		(円)	
歳出科目			説 明
①	総 務 費	1.19	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	62.46	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	4.38	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	13.27	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	0.04	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	0.01	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	5.37	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	9.95	ワの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	0.90	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0.03	
⑪	その他の支出	2.40	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
	歳出合計	100.00	

退職被保険者

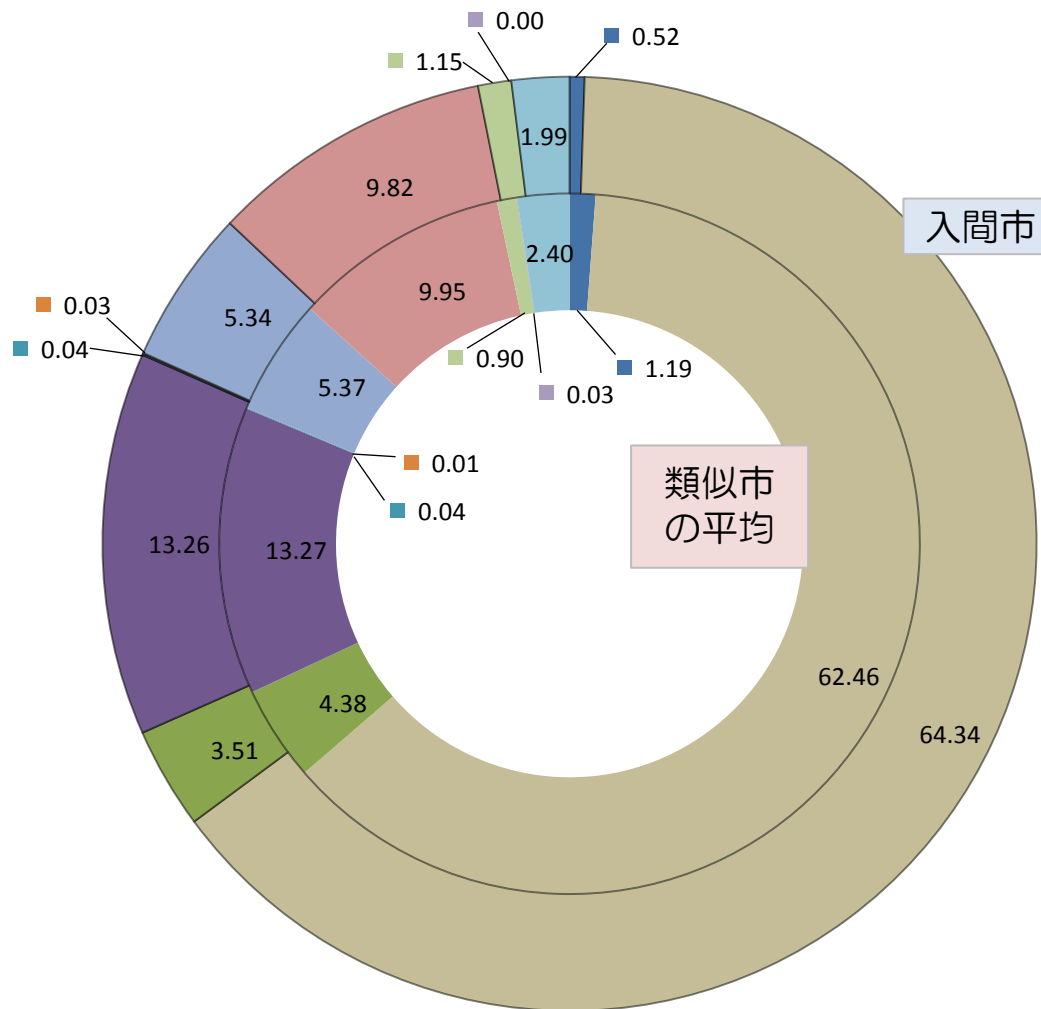
65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)／割合
 平均値(類似16市)との比較



< 歳 入 >		(%)			説 明
歳入科目		平均	入間市	差	
ア	国保税(医療分)	15.01	16.69	1.68	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	6.09	3.45	2.64	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	2.33	1.53	0.80	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金)	18.63	22.23	-3.60	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填
	0.00			④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填	
	0.00			⑦介護納付金の34%相当が国から補填	
	0.00			⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填	
オ	療養給付費交付金	6.83	4.16	2.67	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	21.05	25.87	-4.82	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	7.51	4.52	2.99	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	8.68	9.67	-0.99	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	4.43	2.23	2.20	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	5.28	8.22	-2.94	市の一般会計からの繰入金(税収不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	1.95	0.00	1.95	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	1.58	1.30	0.28	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	0.63	0.15	0.48	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	100	100	0	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)／割合
 入間市
 類似市
 の平均
 との比較



- ① 総務費
- ② 保険給付費(一般)
- ③ 保険給付費(退職)
- ④ 後期高齢者支援金等
- ⑤ 前期高齢者納付金等
- ⑥ 老人保健拠出金
- ⑦ 介護納付金
- ⑧ 共同事業拠出金
- ⑨ 保健事業費
- ⑩ 一般会計繰出金
- ⑪ その他の支出

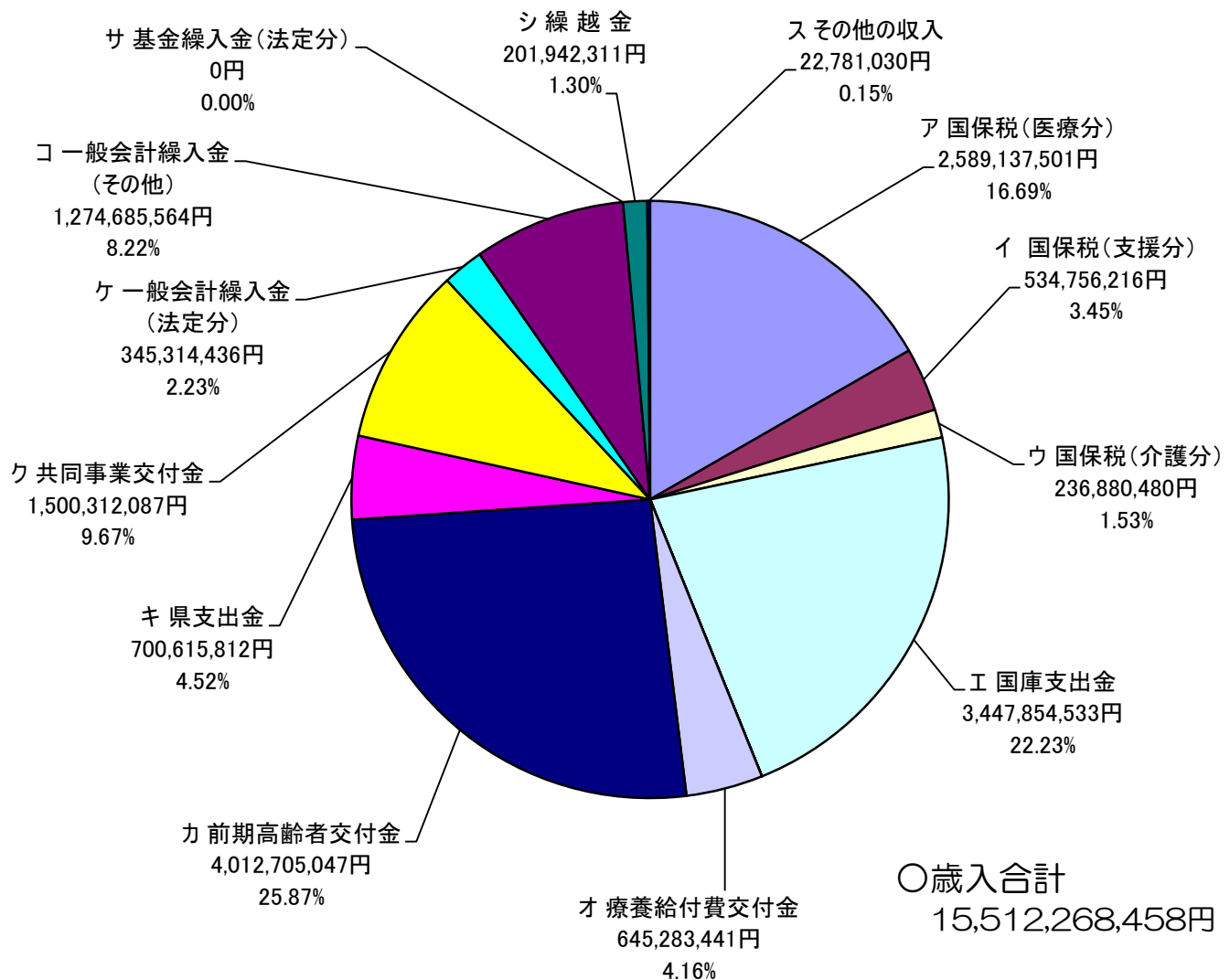
< 歳 出 >		(%)			説 明
歳出科目		平均	入間市	差	
①	総 務 費	1.19	0.52	-0.67	
②	保険給付費(一般)	62.46	64.34	1.88	
③	保険給付費(退職)	4.38	3.51	-0.87	
④	後期高齢者支援金等	13.27	13.26	-0.01	
⑤	前期高齢者納付金等	0.04	0.04	0.00	
⑥	老人保健拠出金	0.01	0.03	0.03	
⑦	介護納付金	5.37	5.34	-0.03	
⑧	共同事業拠出金	9.95	9.82	-0.13	
⑨	保健事業費	0.90	1.15	0.25	
⑩	一般会計繰出金	0.03	0.00	-0.03	
⑪	その他の支出	2.40	1.99	-0.41	
	歳出合計	100	100	0.00	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

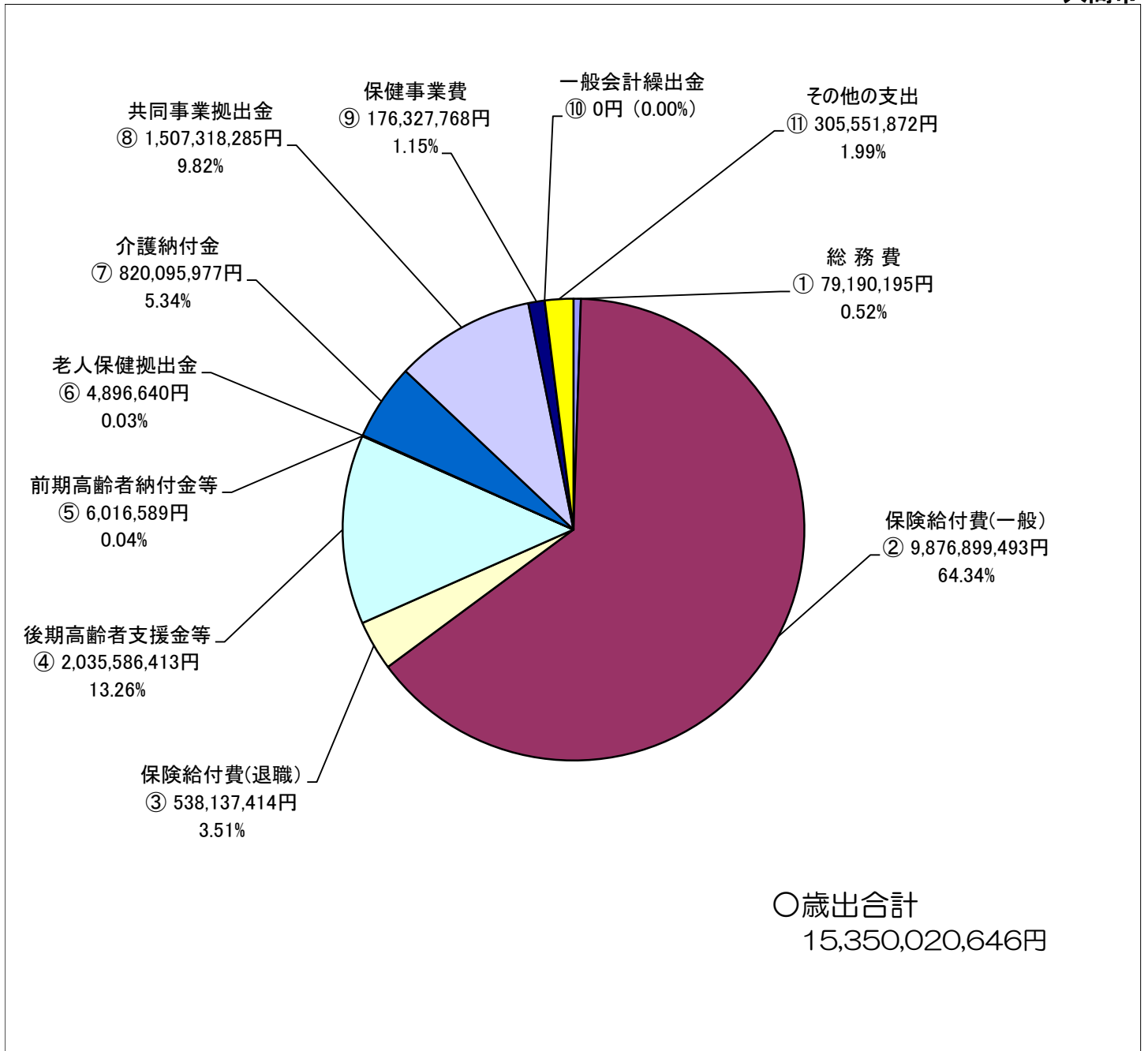
入間市



< 歳 入 >		(円)	説 明
歳入科目			
ア	国保税(医療分)	2,589,137,501	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	534,756,216	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	236,880,480	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	3,447,854,533	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	645,283,441	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	4,012,705,047	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	700,615,812	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,500,312,087	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	345,314,436	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	1,274,685,564	市の一般会計からの繰入金(税収不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	0	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	201,942,311	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	22,781,030	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
歳入合計		15,512,268,458	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

入間市



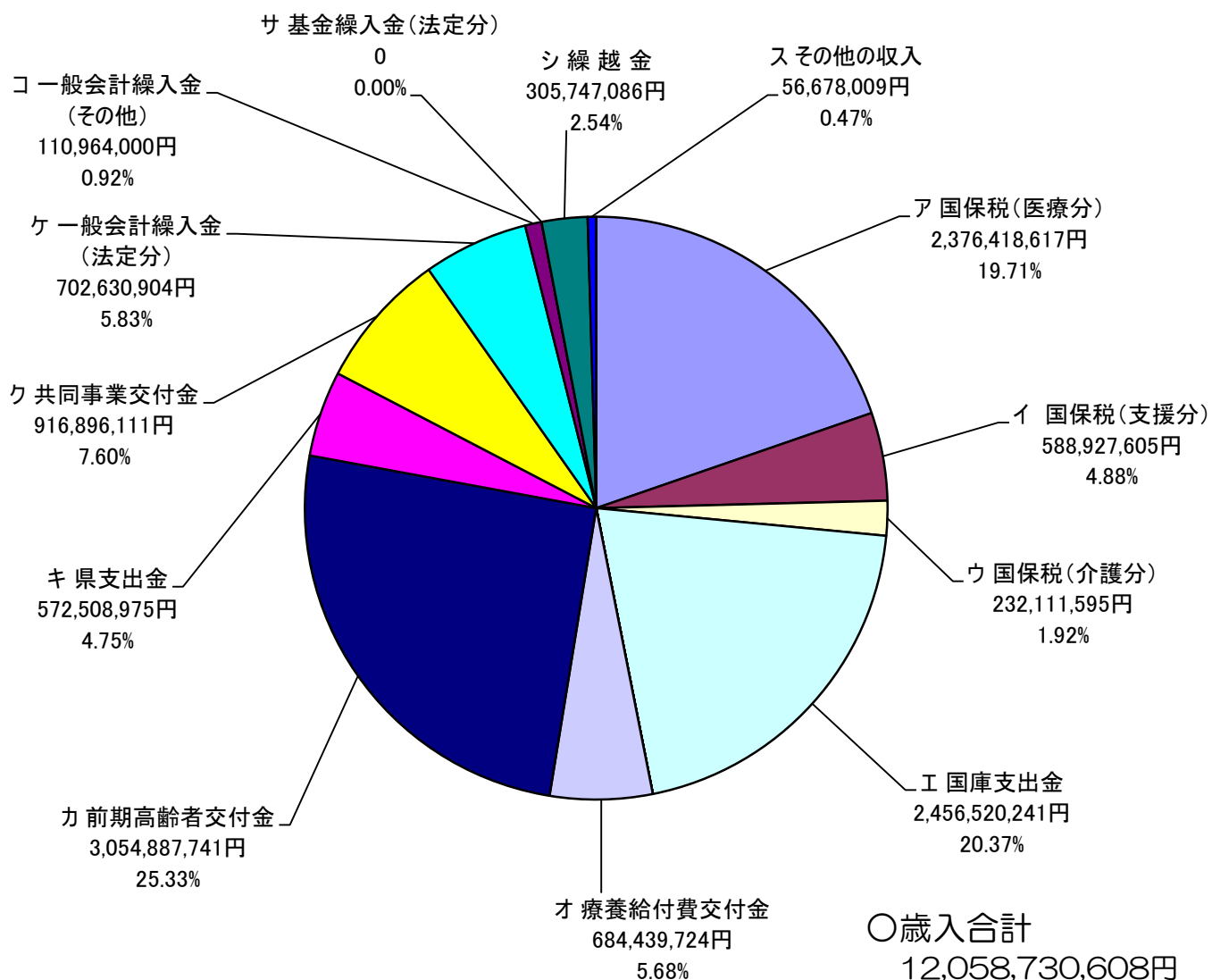
< 歳 出 >		(円)	
歳出科目			説 明
①	総 務 費	79,190,195	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	9,876,899,493	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	538,137,414	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	2,035,586,413	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	6,016,589	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	4,896,640	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	820,095,977	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,507,318,285	ワの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	176,327,768	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	305,551,872	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
	歳出合計	15,350,020,646	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

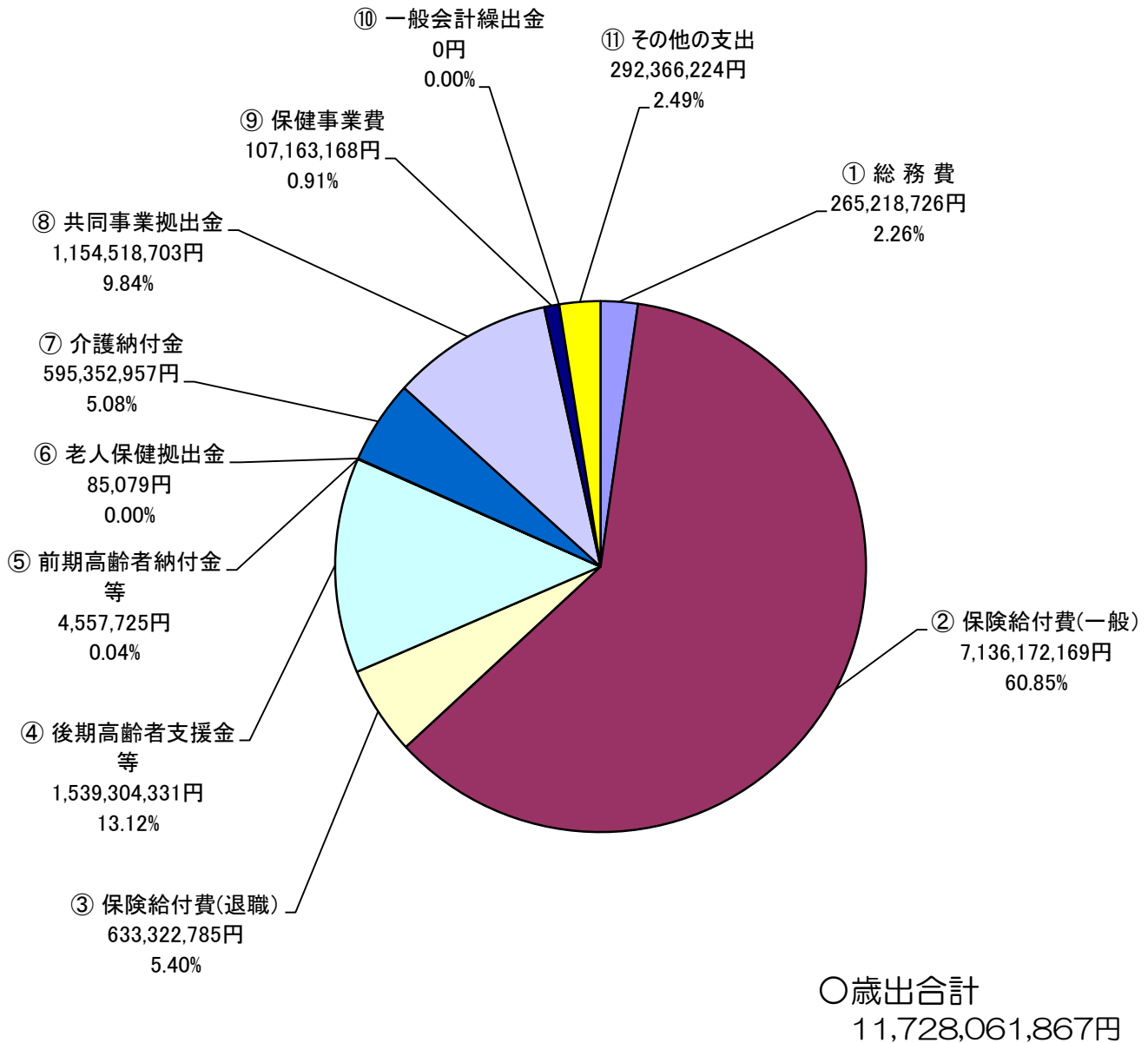
取手市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	2,376,418,617	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	588,927,605	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	232,111,595	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,456,520,241	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	684,439,724	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	3,054,887,741	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	572,508,975	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	916,896,111	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	702,630,904	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	110,964,000	市の一般会計からの繰入金(税収不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	0	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	305,747,086	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	56,678,009	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	12,058,730,608	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

取手市



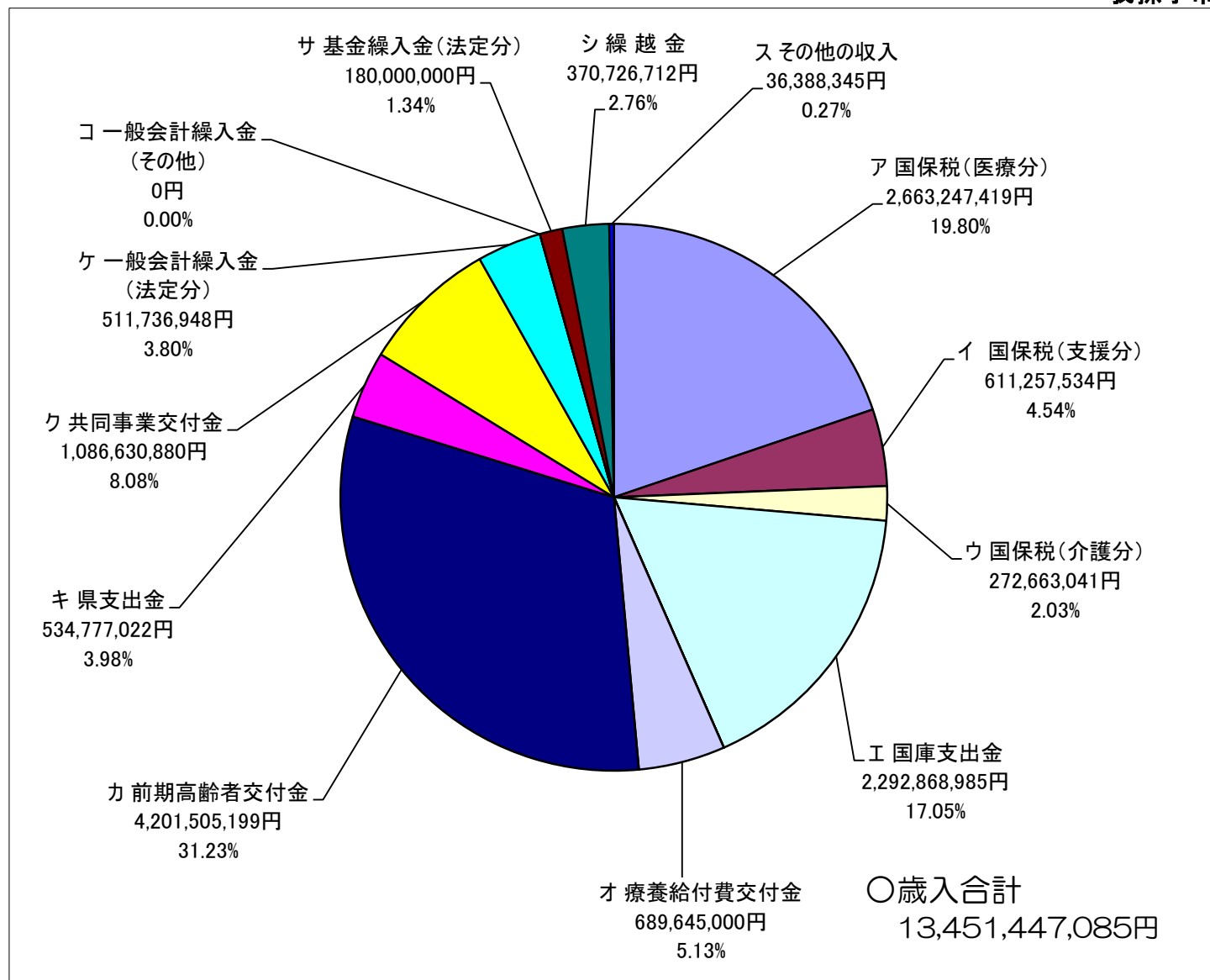
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	265,218,726	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	7,136,172,169	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	633,322,785	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,539,304,331	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,557,725	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	85,079	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	595,352,957	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,154,518,703	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	107,163,168	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	292,366,224	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		11,728,061,867	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

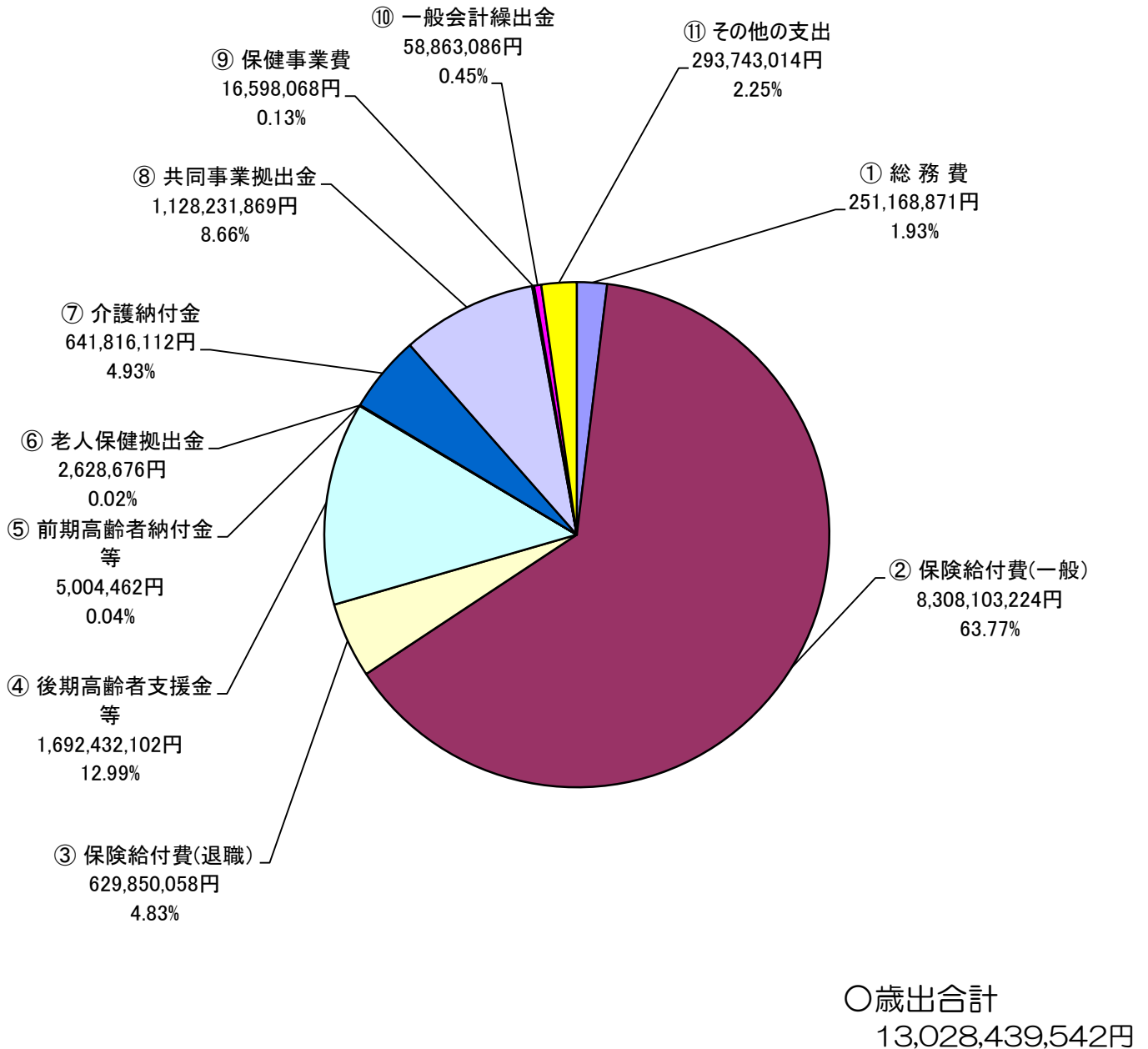
我孫子市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	2,663,247,419	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	611,257,534	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	272,663,041	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,292,868,985	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	689,645,000	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	4,201,505,199	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	534,777,022	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,086,630,880	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	511,736,948	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	0	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	180,000,000	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	370,726,712	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	36,388,345	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	13,451,447,085	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

我孫子市



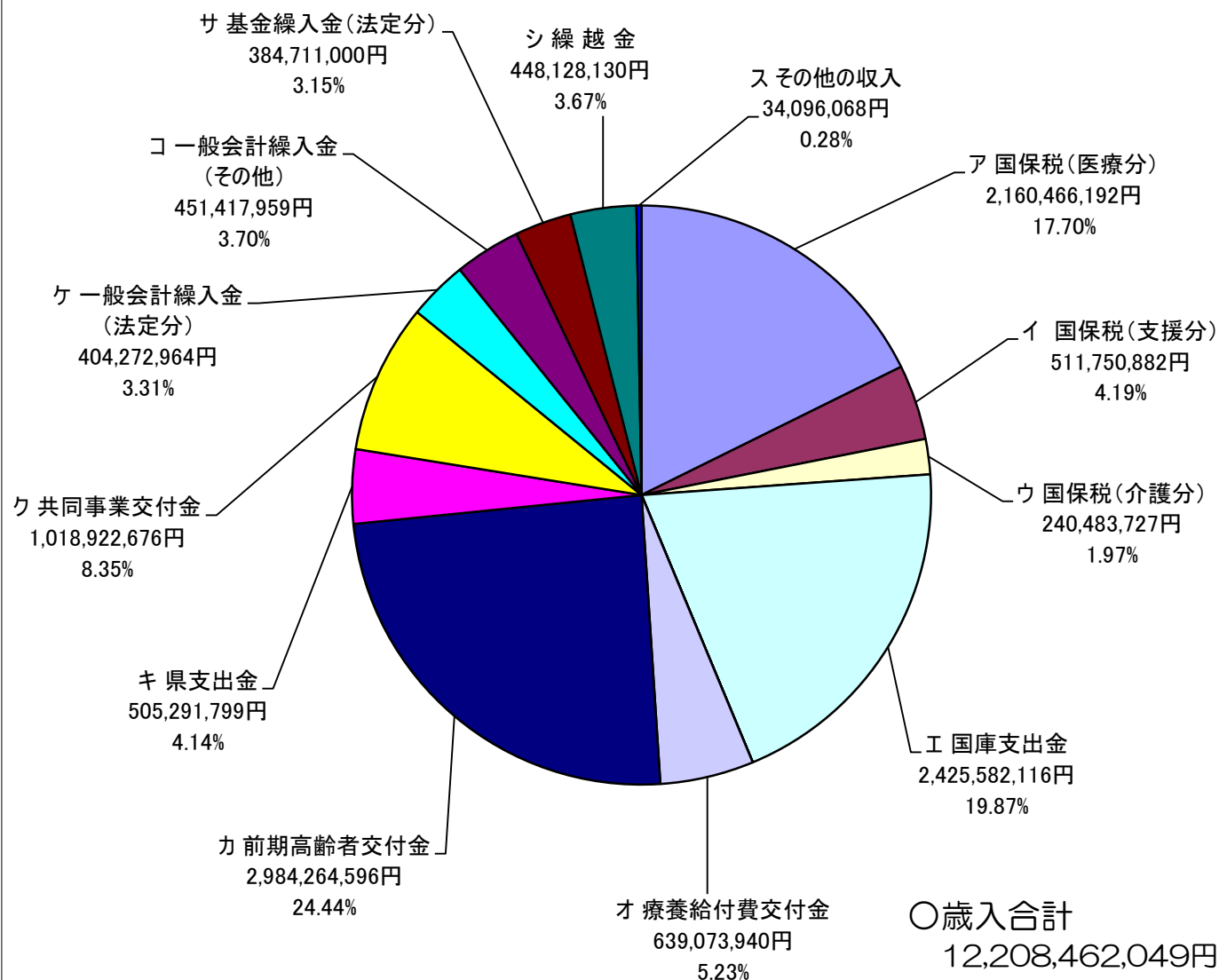
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	251,168,871	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	8,308,103,224	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	629,850,058	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,692,432,102	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	5,004,462	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	2,628,676	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	641,816,112	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,128,231,869	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	16,598,068	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	58,863,086	
⑪	その他の支出	293,743,014	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		13,028,439,542	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

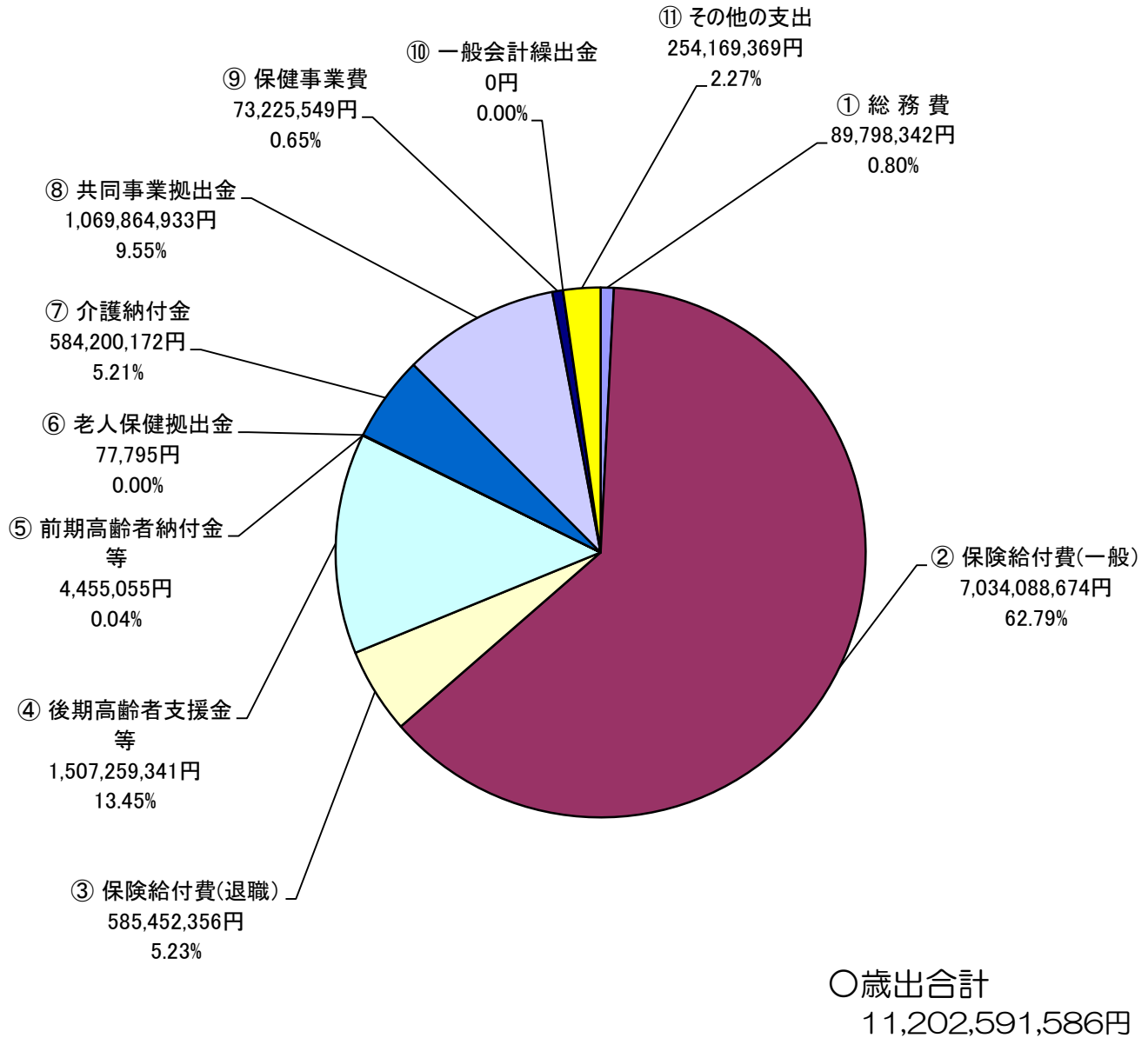
鎌ヶ谷市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	2,160,466,192	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	511,750,882	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	240,483,727	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,425,582,116	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	639,073,940	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	2,984,264,596	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	505,291,799	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,018,922,676	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	404,272,964	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	451,417,959	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	384,711,000	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	448,128,130	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	34,096,068	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
歳入合計		12,208,462,049	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

鎌ヶ谷市



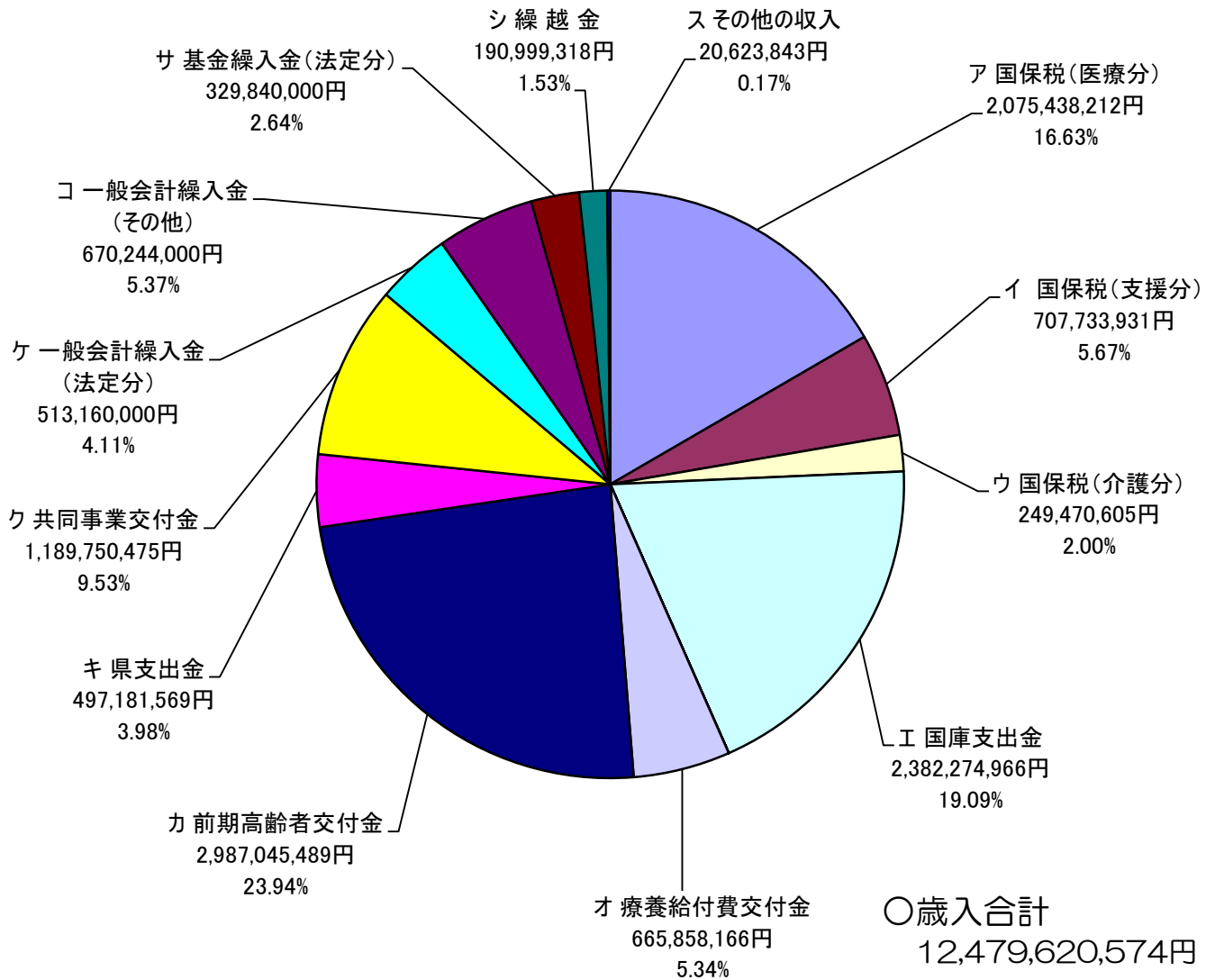
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	89,798,342	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	7,034,088,674	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	585,452,356	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,507,259,341	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,455,055	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	77,795	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	584,200,172	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,069,864,933	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	73,225,549	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	254,169,369	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		11,202,591,586	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

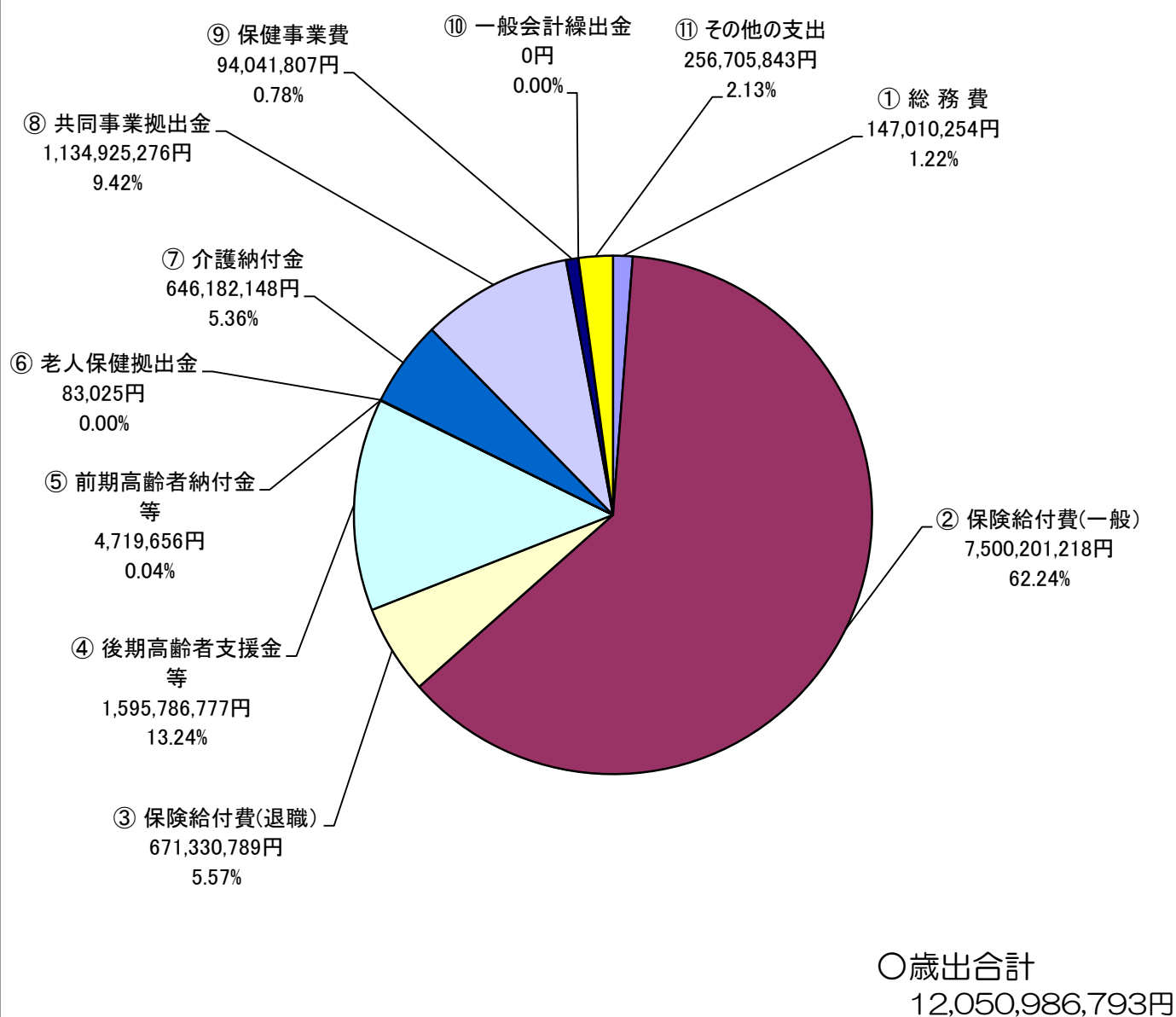
海老名市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	2,075,438,212	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	707,733,931	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	249,470,605	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,382,274,966	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	665,858,166	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	2,987,045,489	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	497,181,569	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,189,750,475	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	513,160,000	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	670,244,000	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	329,840,000	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	190,999,318	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	20,623,843	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	12,479,620,574	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

海老名市



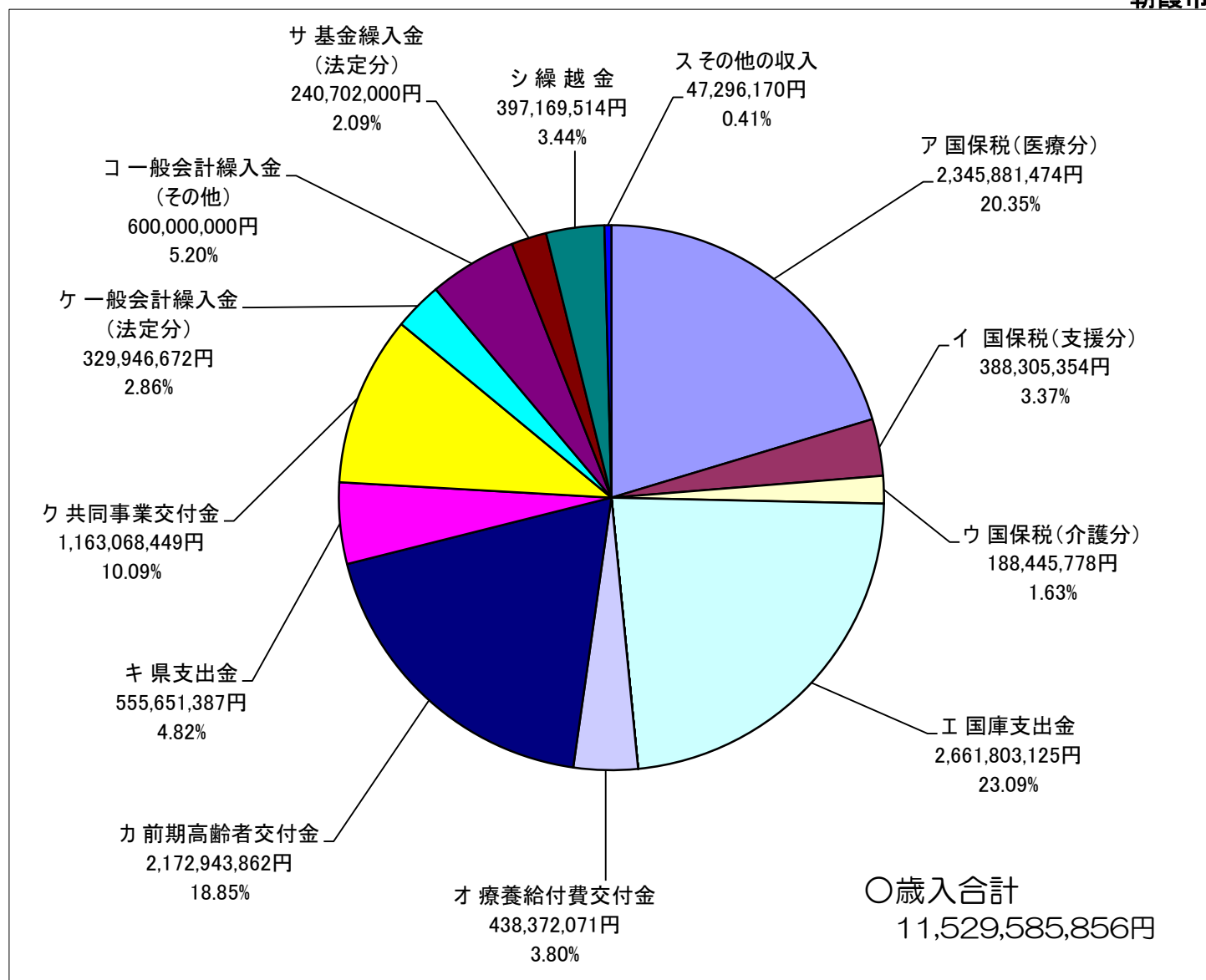
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	147,010,254	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	7,500,201,218	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	671,330,789	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,595,786,777	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,719,656	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	83,025	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	646,182,148	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,134,925,276	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	94,041,807	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	256,705,843	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
	歳出合計	12,050,986,793	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

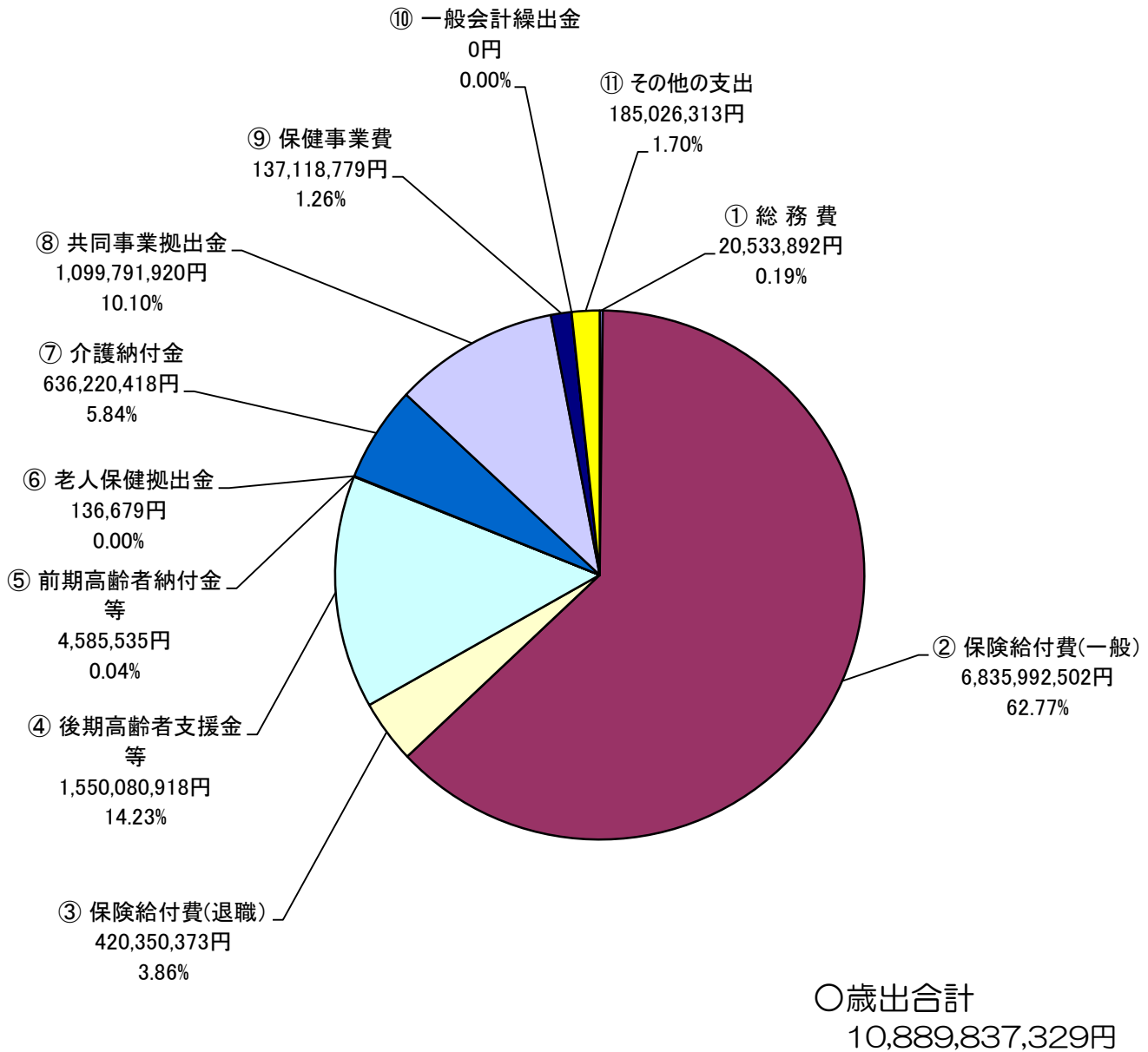
朝霞市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	2,345,881,474	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	388,305,354	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	188,445,778	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,661,803,125	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	438,372,071	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	2,172,943,862	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	555,651,387	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,163,068,449	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	329,946,672	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	600,000,000	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	240,702,000	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	397,169,514	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	47,296,170	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	11,529,585,856	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

朝霞市



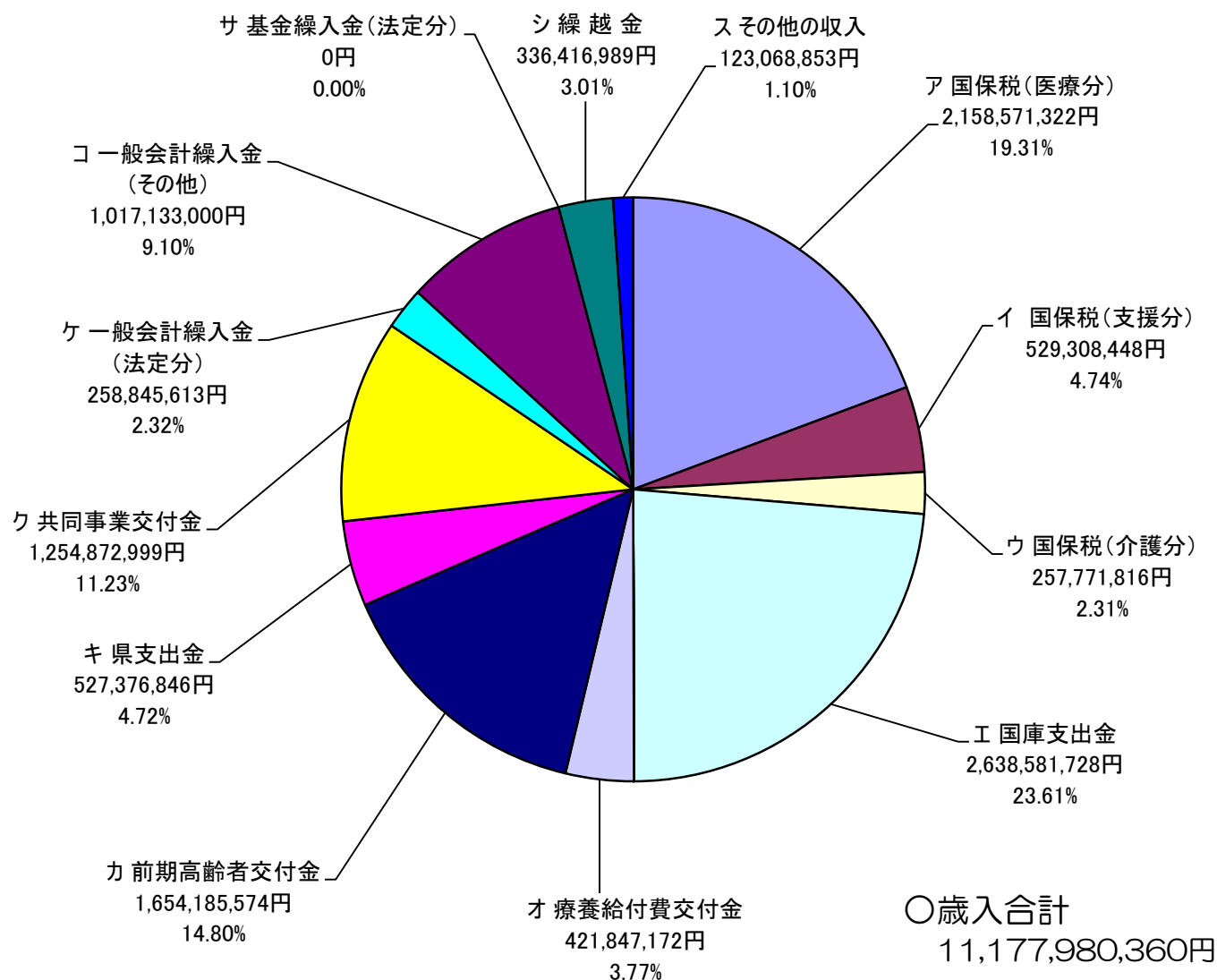
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	20,533,892	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	6,835,992,502	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	420,350,373	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,550,080,918	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,585,535	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	136,679	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	636,220,418	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,099,791,920	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	137,118,779	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	185,026,313	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		10,889,837,329	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

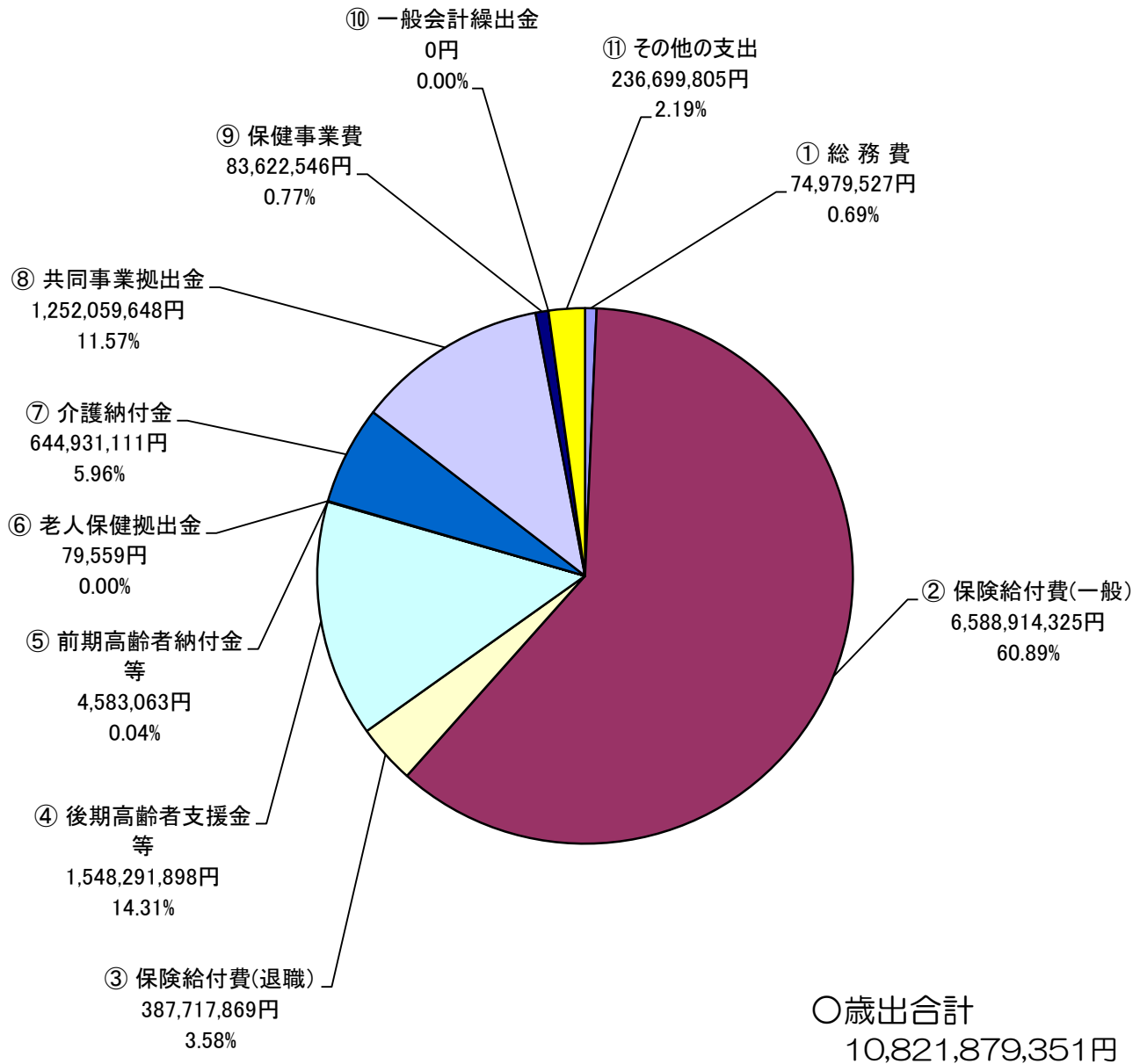
戸田市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	2,158,571,322	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	529,308,448	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	257,771,816	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,638,581,728	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	421,847,172	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	1,654,185,574	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	527,376,846	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,254,872,999	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	258,845,613	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	1,017,133,000	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	0	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	336,416,989	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	123,068,853	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	11,177,980,360	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

戸田市



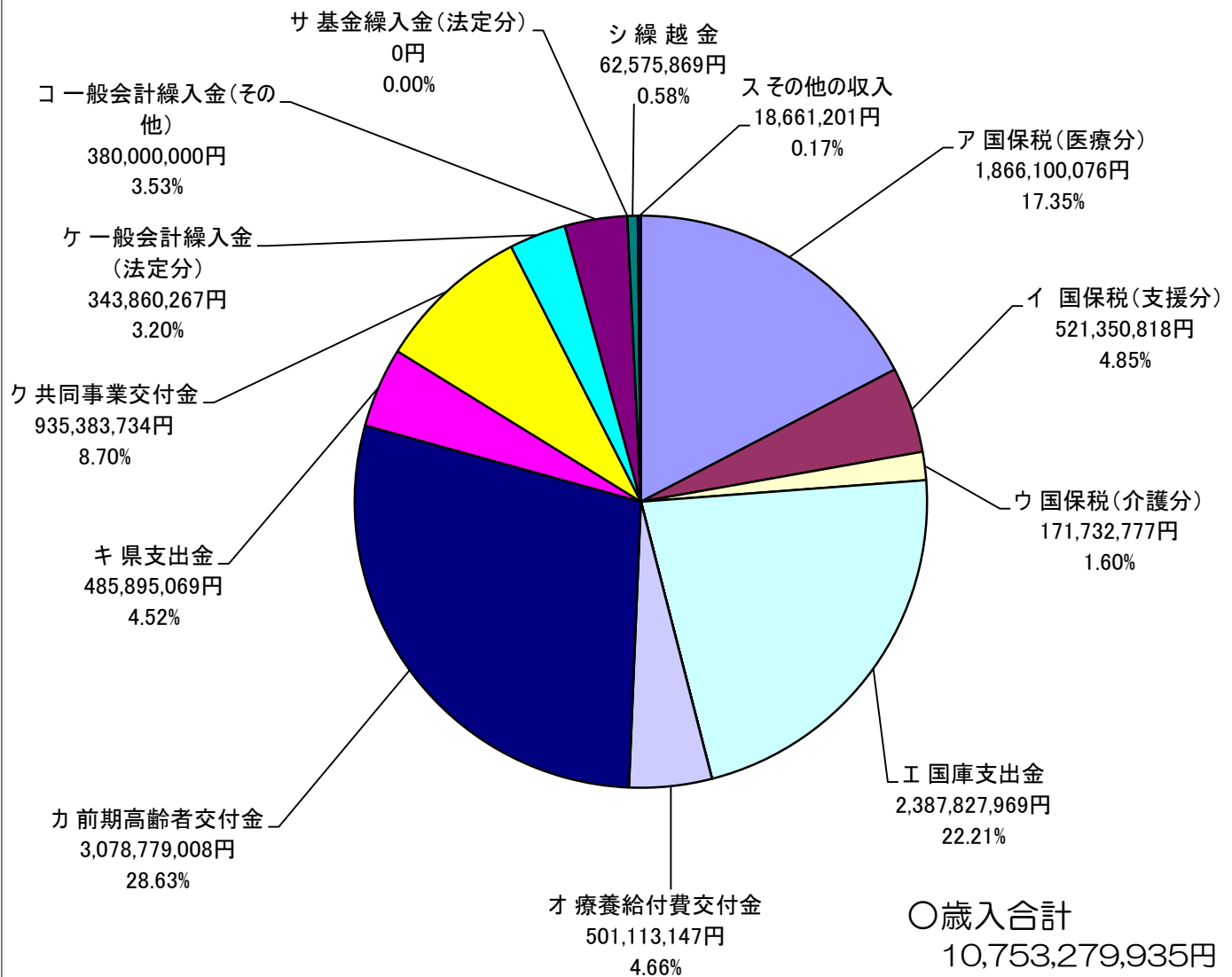
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	74,979,527	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	6,588,914,325	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	387,717,869	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,548,291,898	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,583,063	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	79,559	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	644,931,111	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,252,059,648	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	83,622,546	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	236,699,805	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		10,821,879,351	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

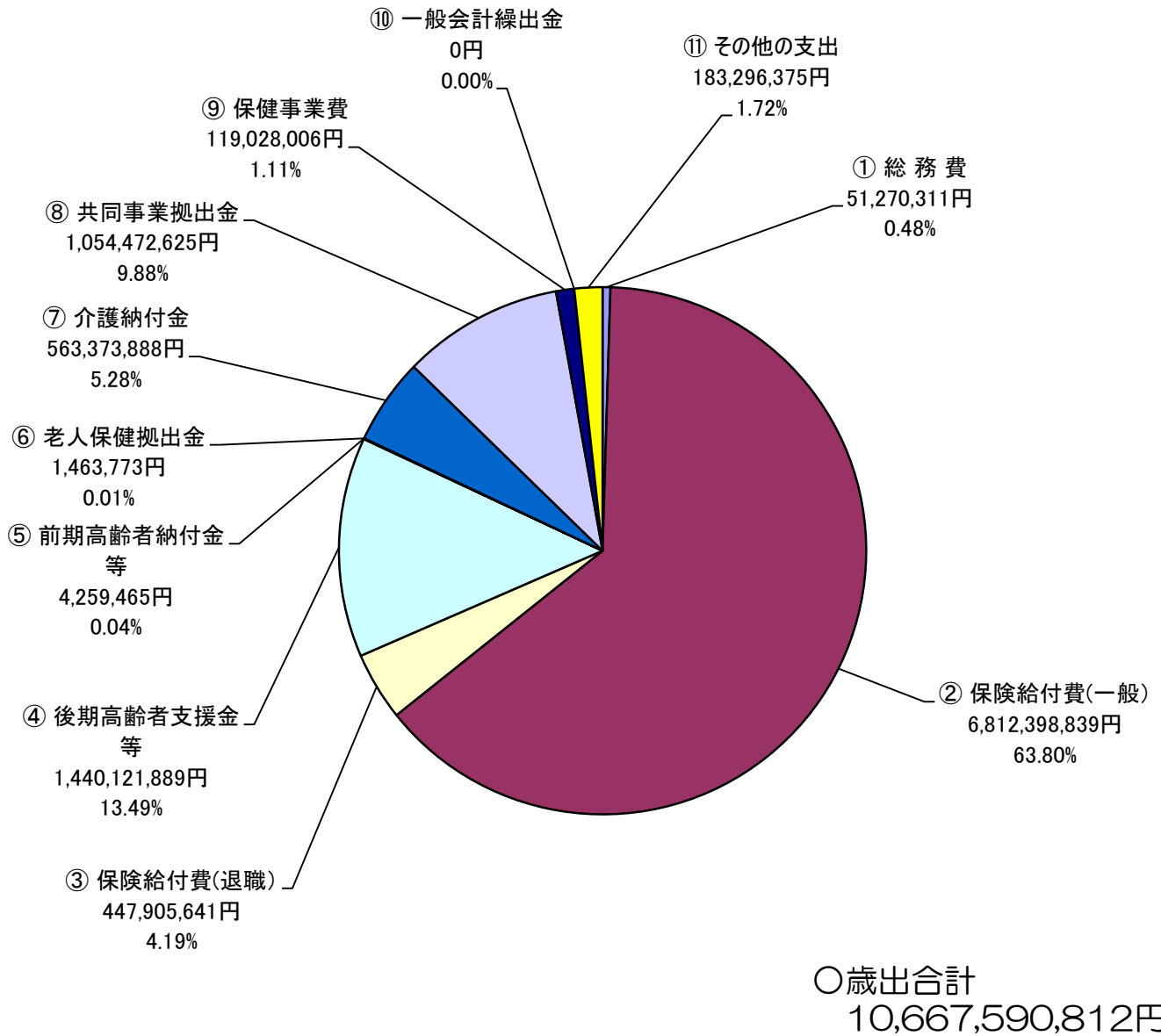
富士見市



< 歳 入 >		(円)	説 明
歳入科目			
ア	国保税(医療分)	1,866,100,076	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	521,350,818	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	171,732,777	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,387,827,969	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	501,113,147	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	3,078,779,008	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	485,895,069	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	935,383,734	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	343,860,267	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	380,000,000	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	0	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	62,575,869	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	18,661,201	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	10,753,279,935	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

富士見市



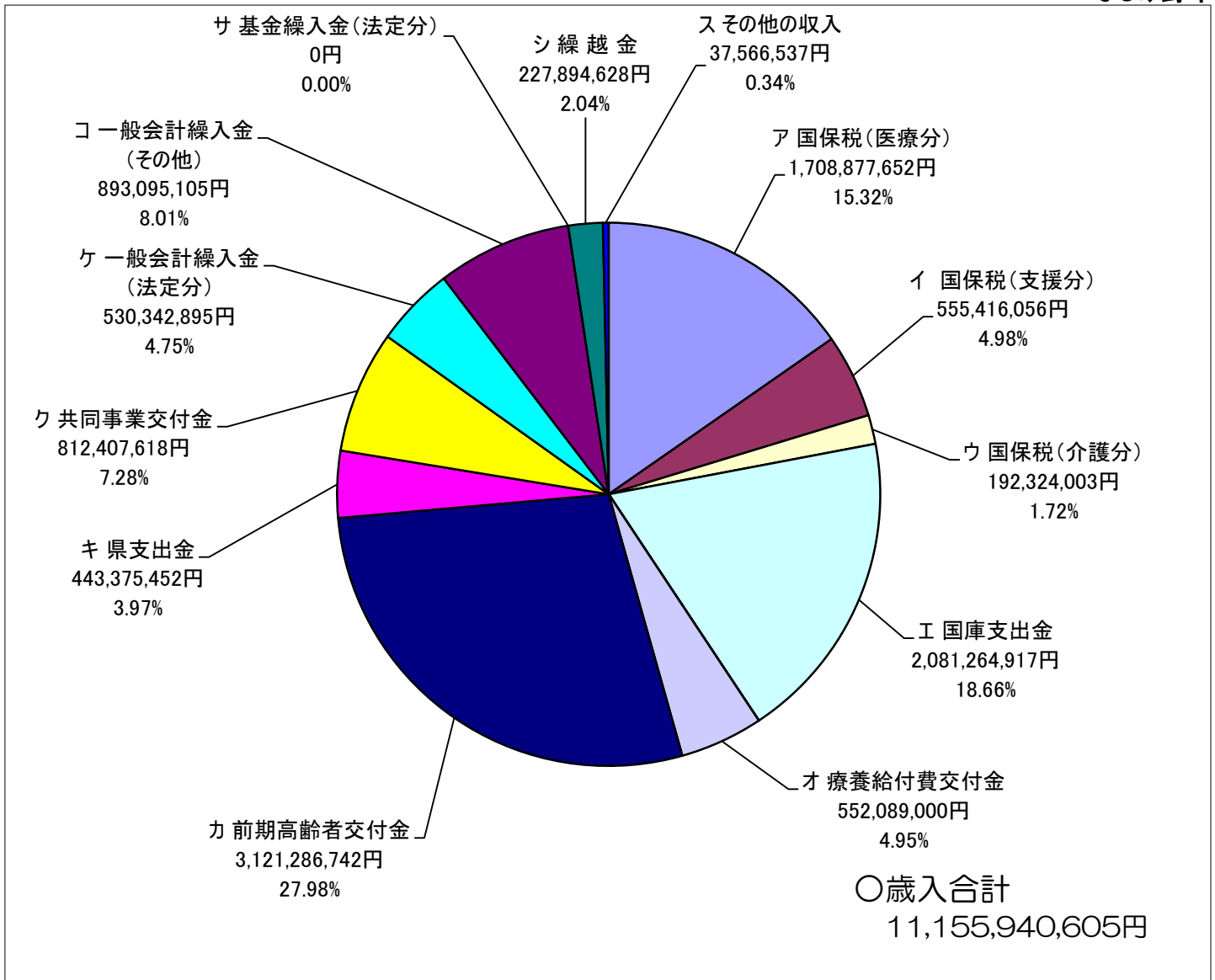
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	51,270,311	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	6,812,398,839	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	447,905,641	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,440,121,889	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,259,465	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	1,463,773	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	563,373,888	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,054,472,625	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	119,028,006	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	183,296,375	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		10,677,590,812	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

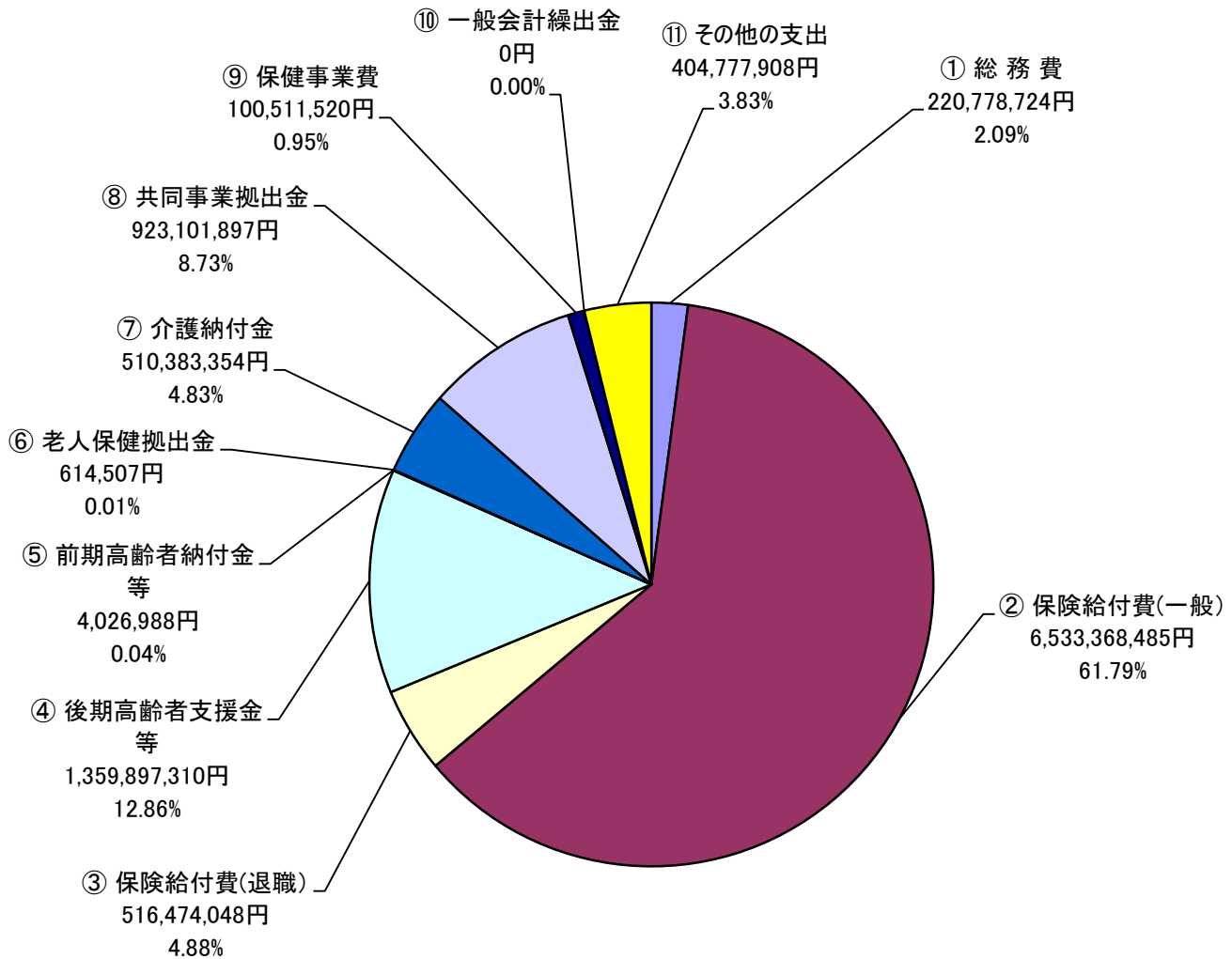
ふじみ野市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	1,708,877,652	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	555,416,056	④後期高齢者支援金等の納付に要するのための税
ウ	国保税(介護分)	192,324,003	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金)	2,081,264,917	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	552,089,000	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	3,121,286,742	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	443,375,452	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	812,407,618	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	530,342,895	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	893,095,105	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	0	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	227,894,628	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	37,566,537	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	11,155,940,605	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

ふじみ野市



○歳出合計

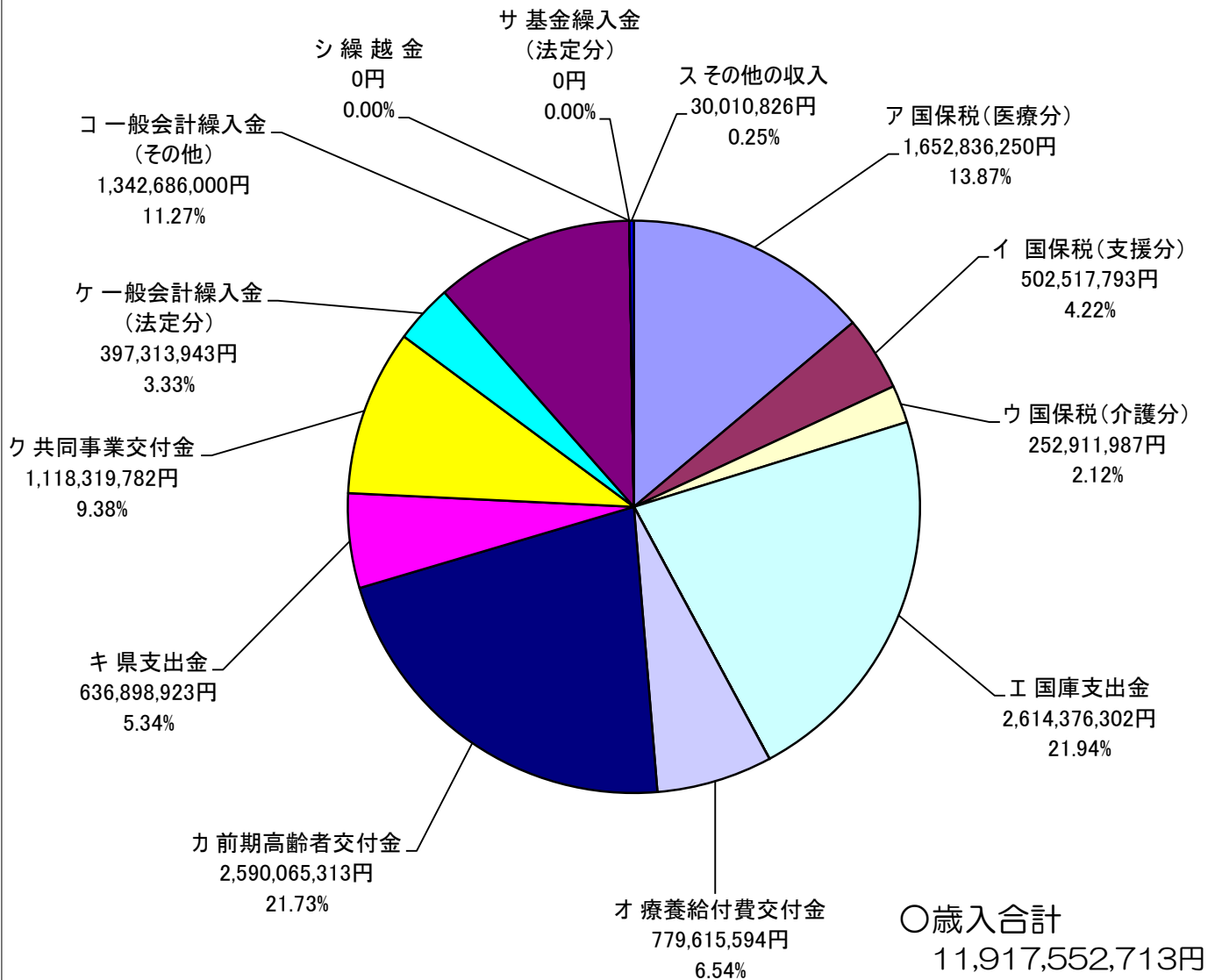
< 歳 出 >		(円)	
歳出科目		説 明	
①	総 務 費	220,778,724	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	6,533,368,485	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	516,474,048	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,359,897,310	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,026,988	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	614,507	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	510,383,354	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	923,101,897	々の対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	100,511,520	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	404,777,908	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		10,573,934,741	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

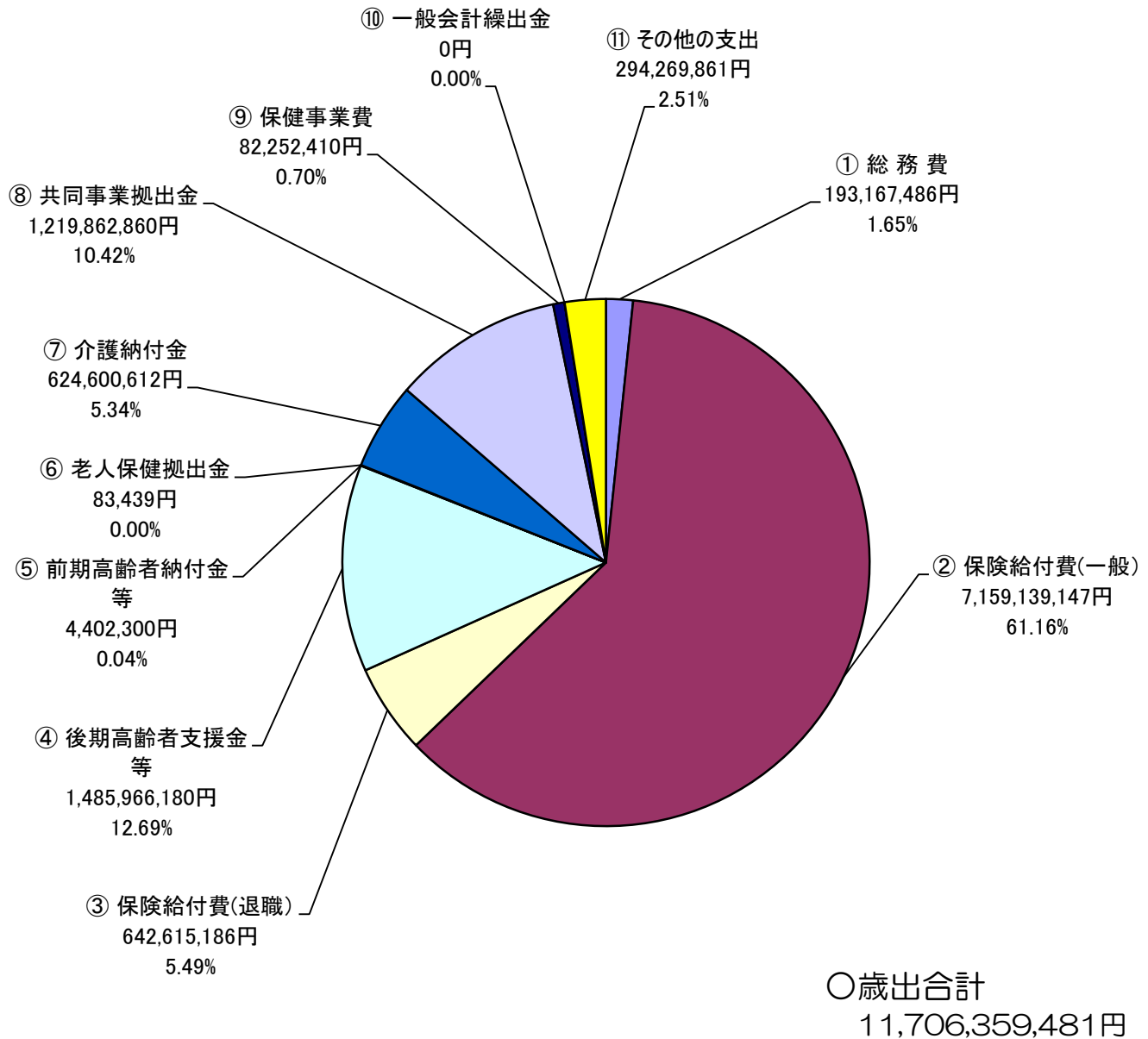
昭島市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	1,652,836,250	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	502,517,793	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	252,911,987	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,614,376,302	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	779,615,594	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	2,590,065,313	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	636,898,923	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,118,319,782	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	397,313,943	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	1,342,686,000	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	0	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	0	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	30,010,826	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	11,917,552,713	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

昭島市



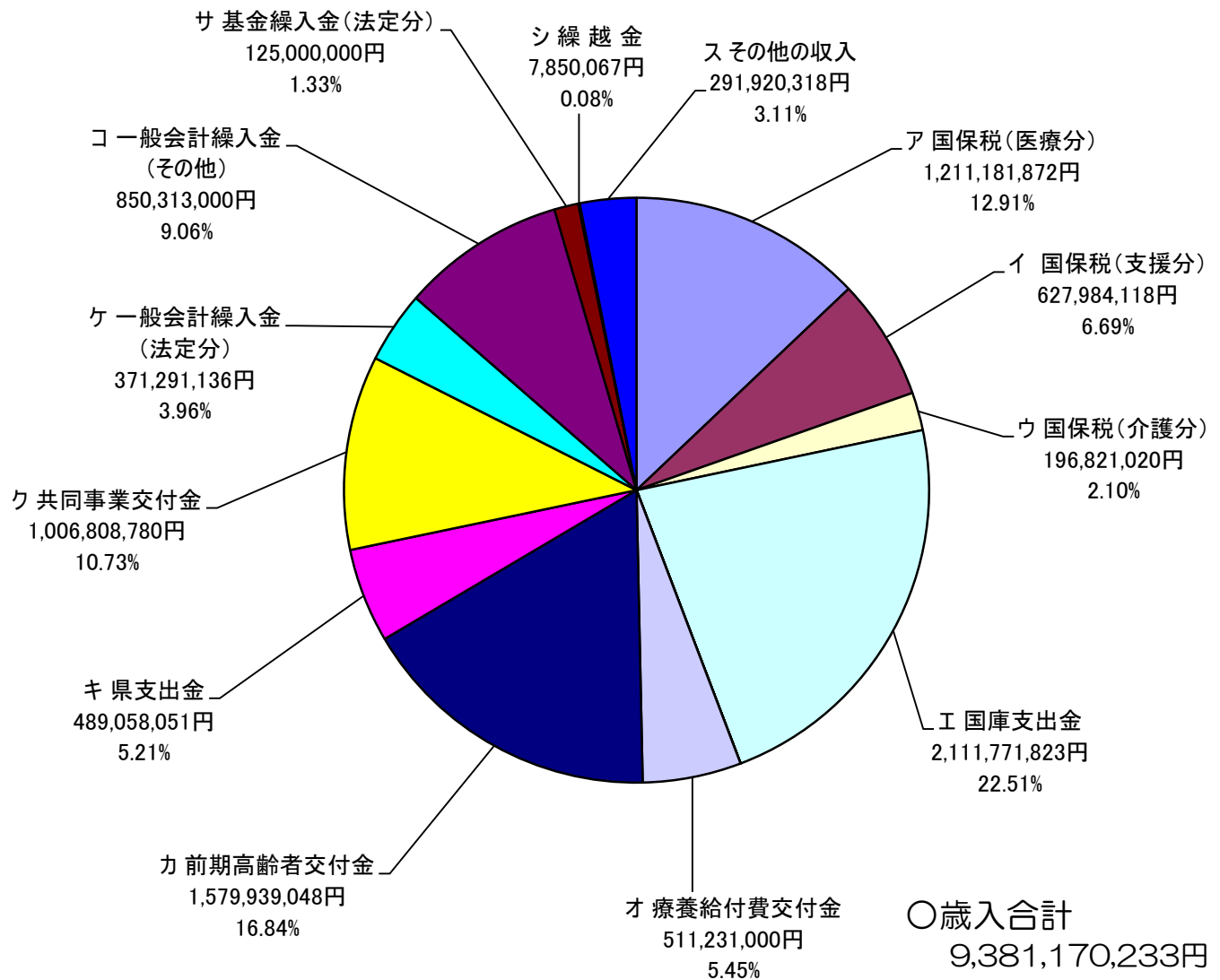
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	193,167,486	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	7,159,139,147	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	642,615,186	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,485,966,180	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,402,300	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	83,439	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	624,600,612	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,219,862,860	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	82,252,410	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	294,269,861	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		11,706,359,481	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

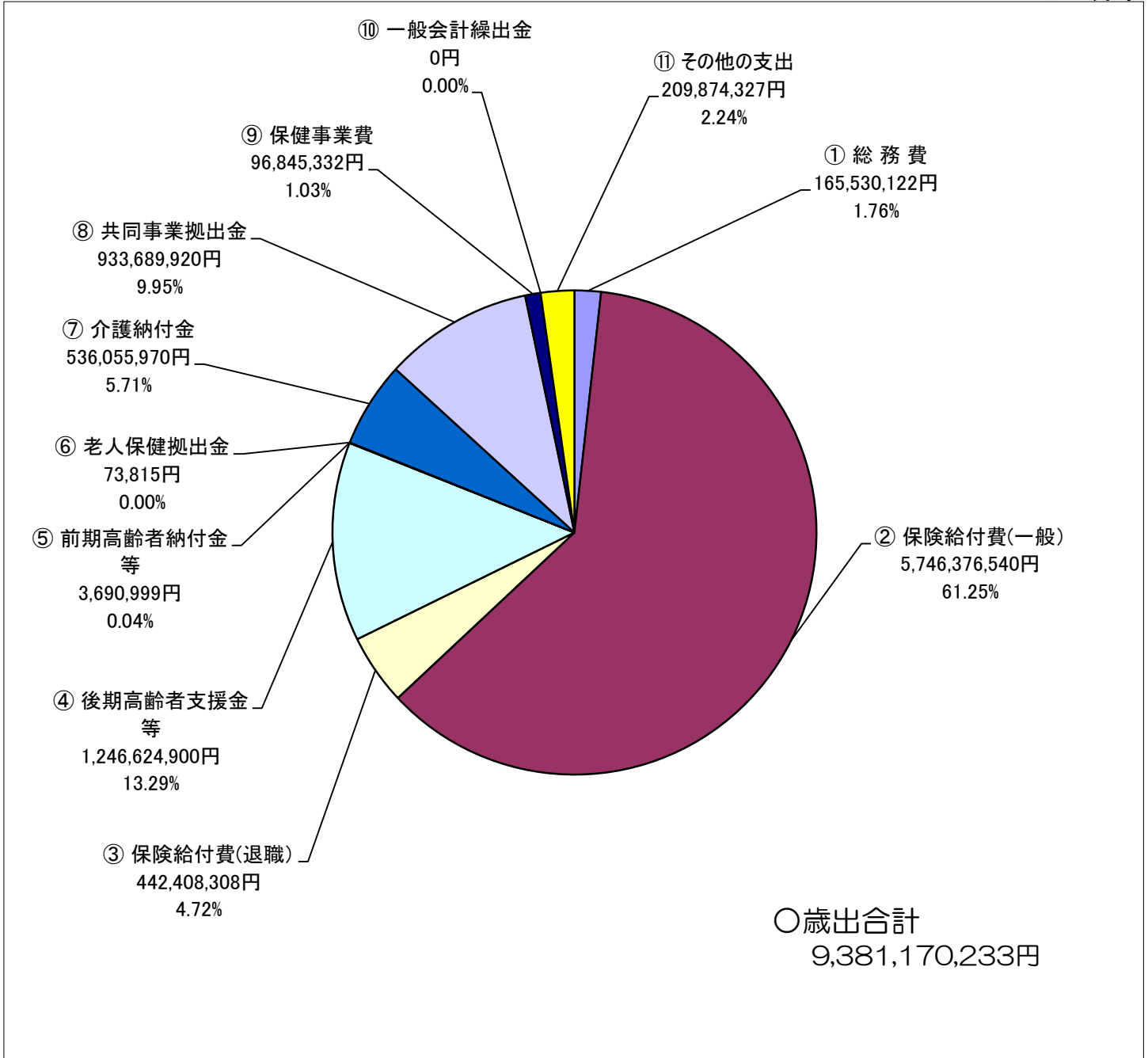
小金井市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	1,211,181,872	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	627,984,118	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	196,821,020	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,111,771,823	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	511,231,000	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	1,579,939,048	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	489,058,051	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,006,808,780	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	371,291,136	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	850,313,000	市の一般会計からの繰入金(税収不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	125,000,000	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	7,850,067	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	291,920,318	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	9,381,170,233	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

小金井市

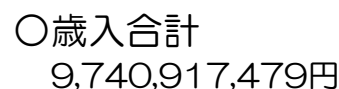


< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	165,530,122	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	5,746,376,540	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	442,408,308	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,246,624,900	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	3,690,999	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	73,815	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	536,055,970	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	933,689,920	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	96,845,332	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	209,874,327	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		9,381,170,233	

退職被保険者

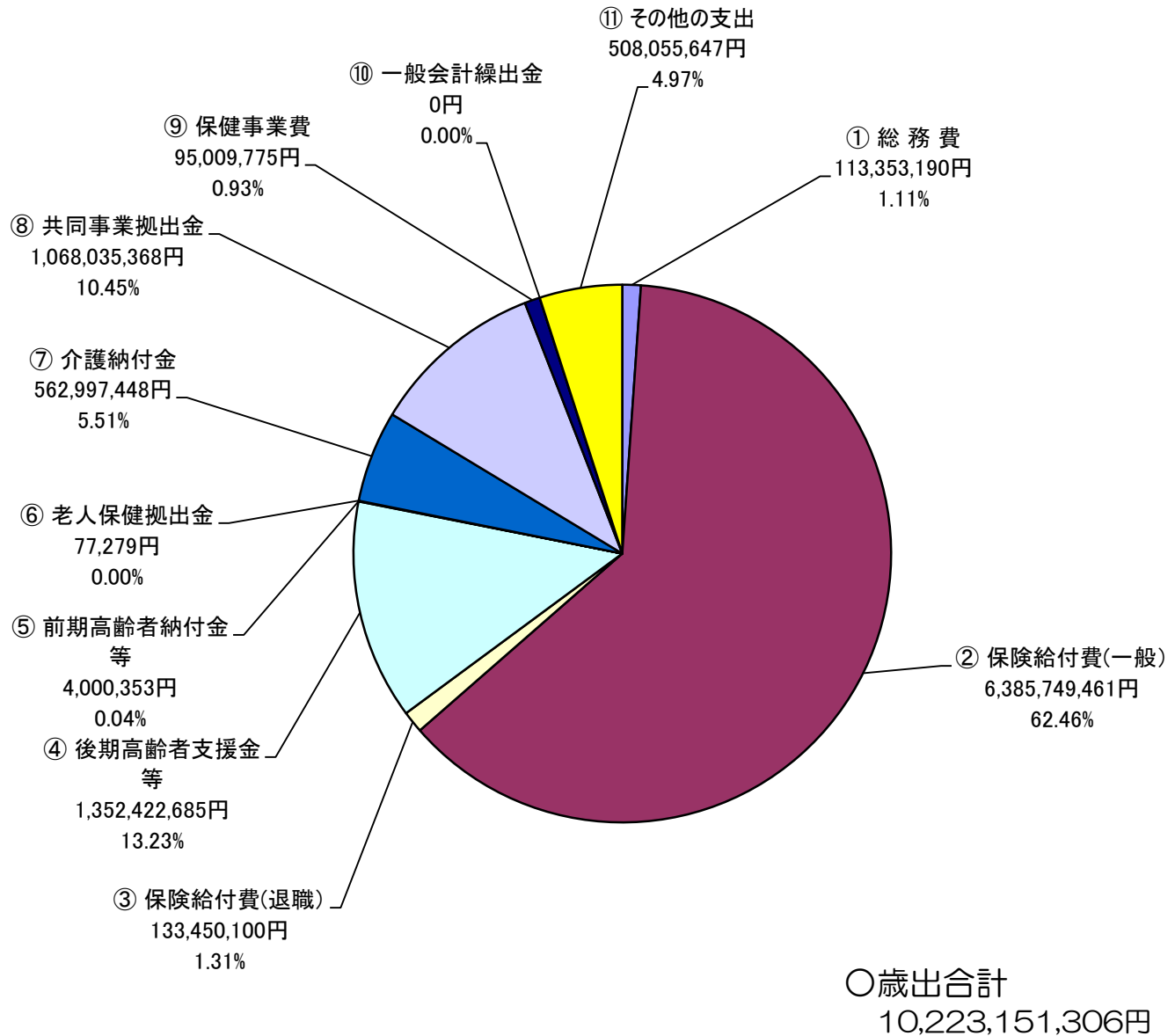
65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

国分寺市

56

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

国分寺市



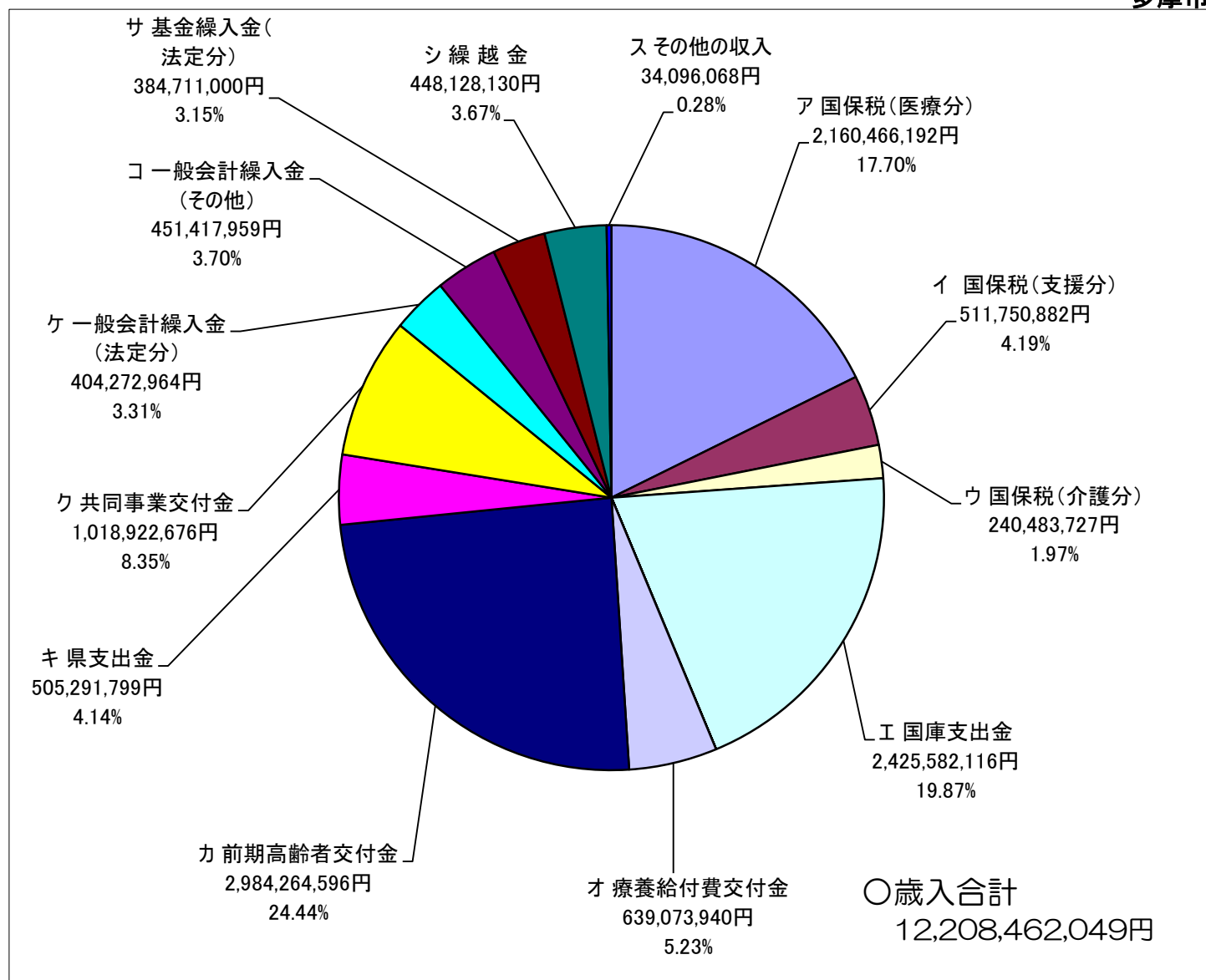
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	113,353,190	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	6,385,749,461	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	133,450,100	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,352,422,685	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,000,353	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	77,279	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	562,997,448	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,068,035,368	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	95,009,775	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	508,055,647	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		10,223,151,306	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

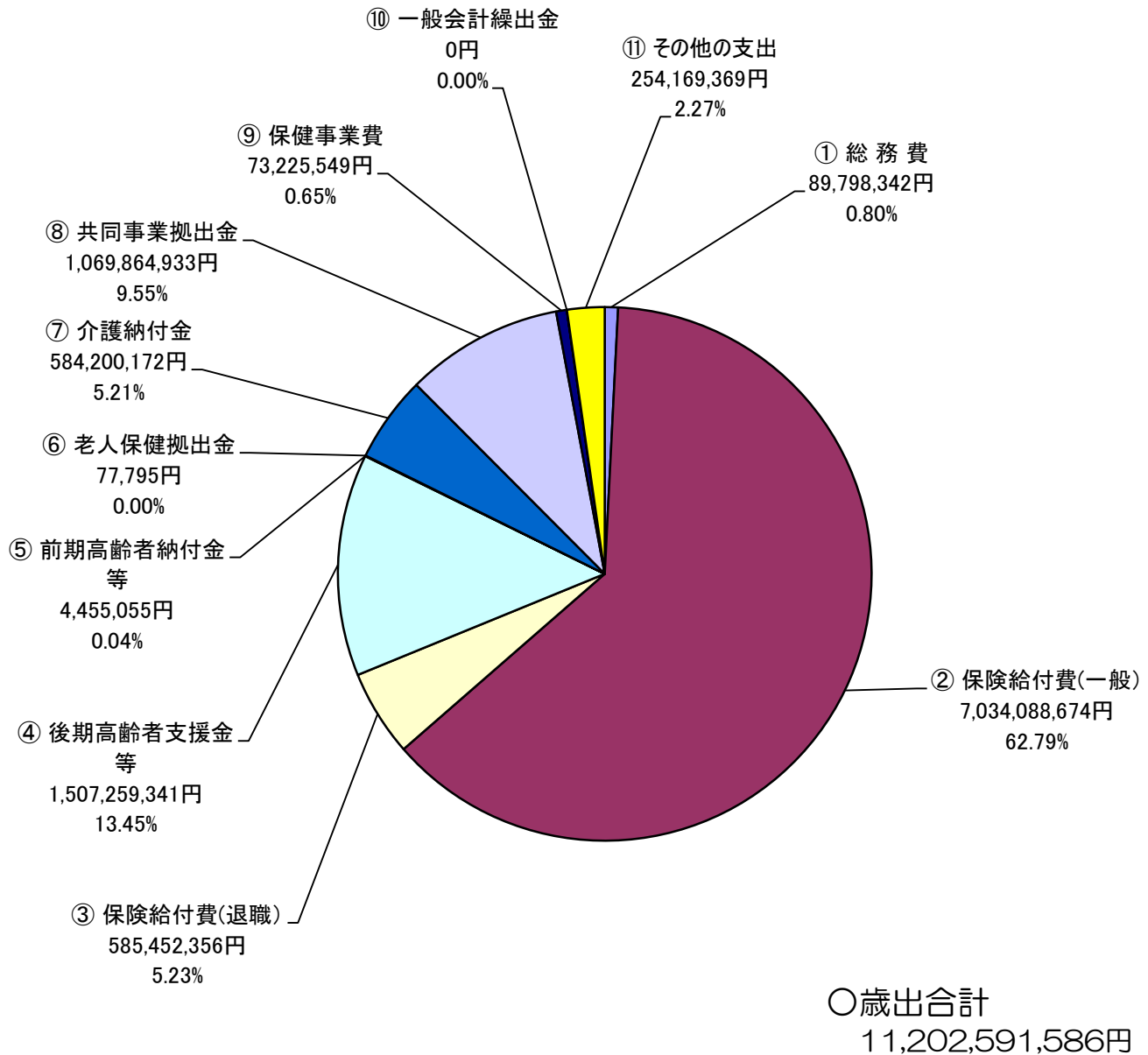
多摩市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	2,160,466,192	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	511,750,882	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	240,483,727	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,425,582,116	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	639,073,940	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	2,984,264,596	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	505,291,799	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,018,922,676	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	404,272,964	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	451,417,959	市の一般会計からの繰入金(税收不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	384,711,000	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	448,128,130	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	34,096,068	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	12,208,462,049	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

多摩市



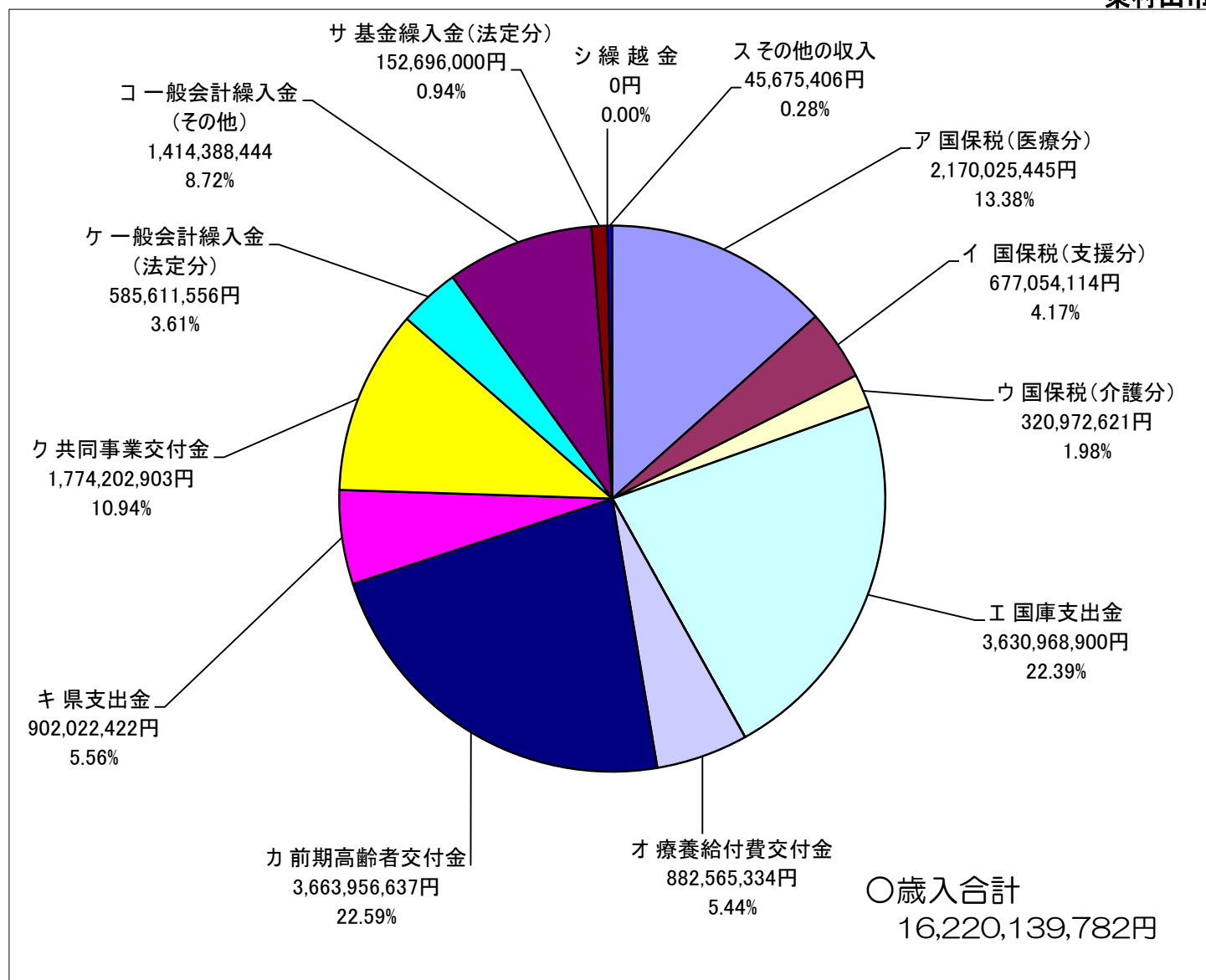
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	89,798,342	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	7,034,088,674	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	585,452,356	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,507,259,341	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,455,055	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	77,795	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	584,200,172	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,069,864,933	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	73,225,549	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	254,169,369	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
	歳出合計	11,202,591,586	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

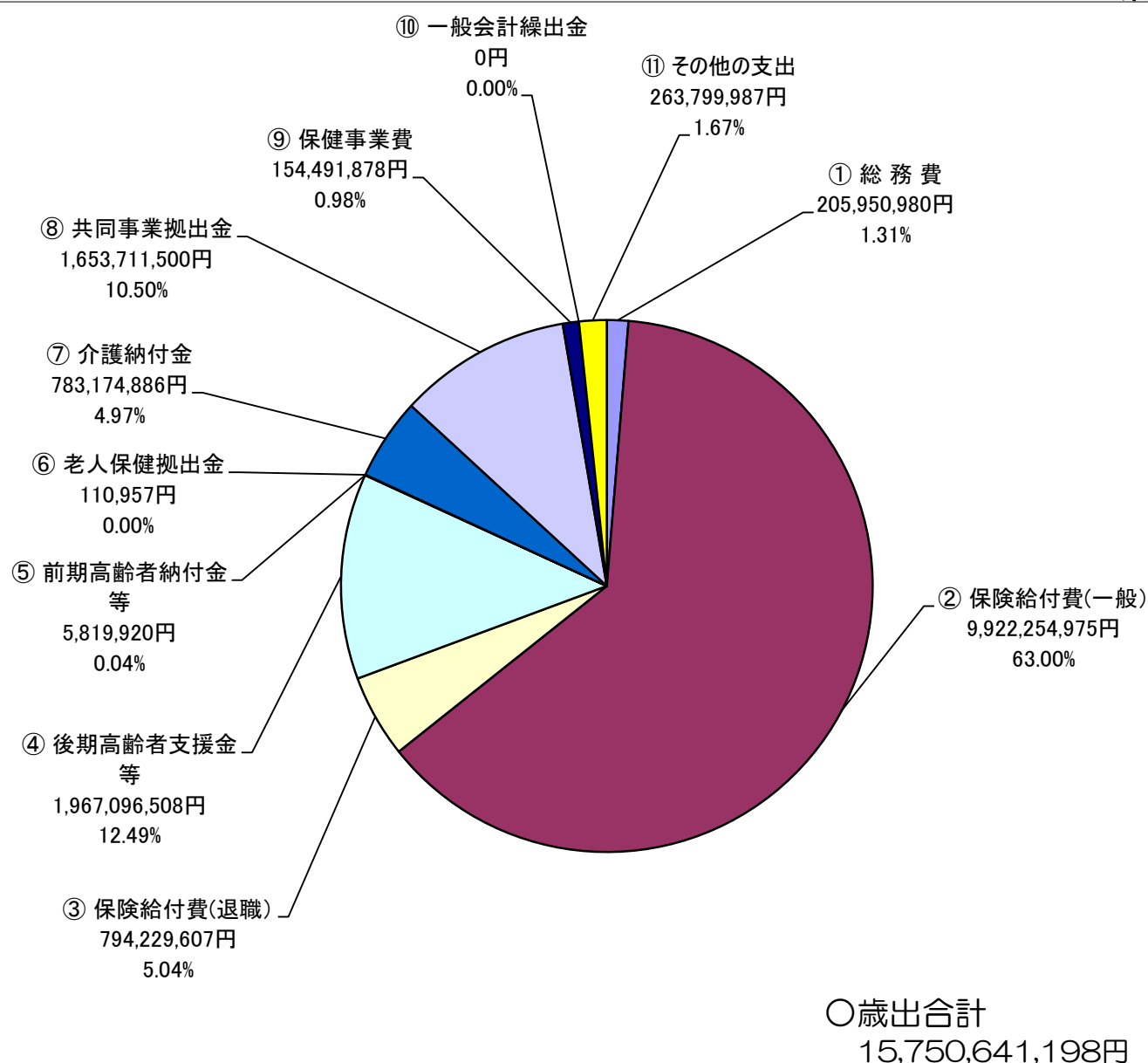
東村山市



< 歳 入 >		(円)	
歳入科目		説 明	
ア	国保税(医療分)	2,170,025,445	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	677,054,114	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	320,972,621	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	3,630,968,900	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	882,565,334	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	3,663,956,637	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	902,022,422	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,774,202,903	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	585,611,556	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	1,414,388,444	市の一般会計からの繰入金(税収不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	152,696,000	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	0	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	45,675,406	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	16,220,139,782	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

東村山市



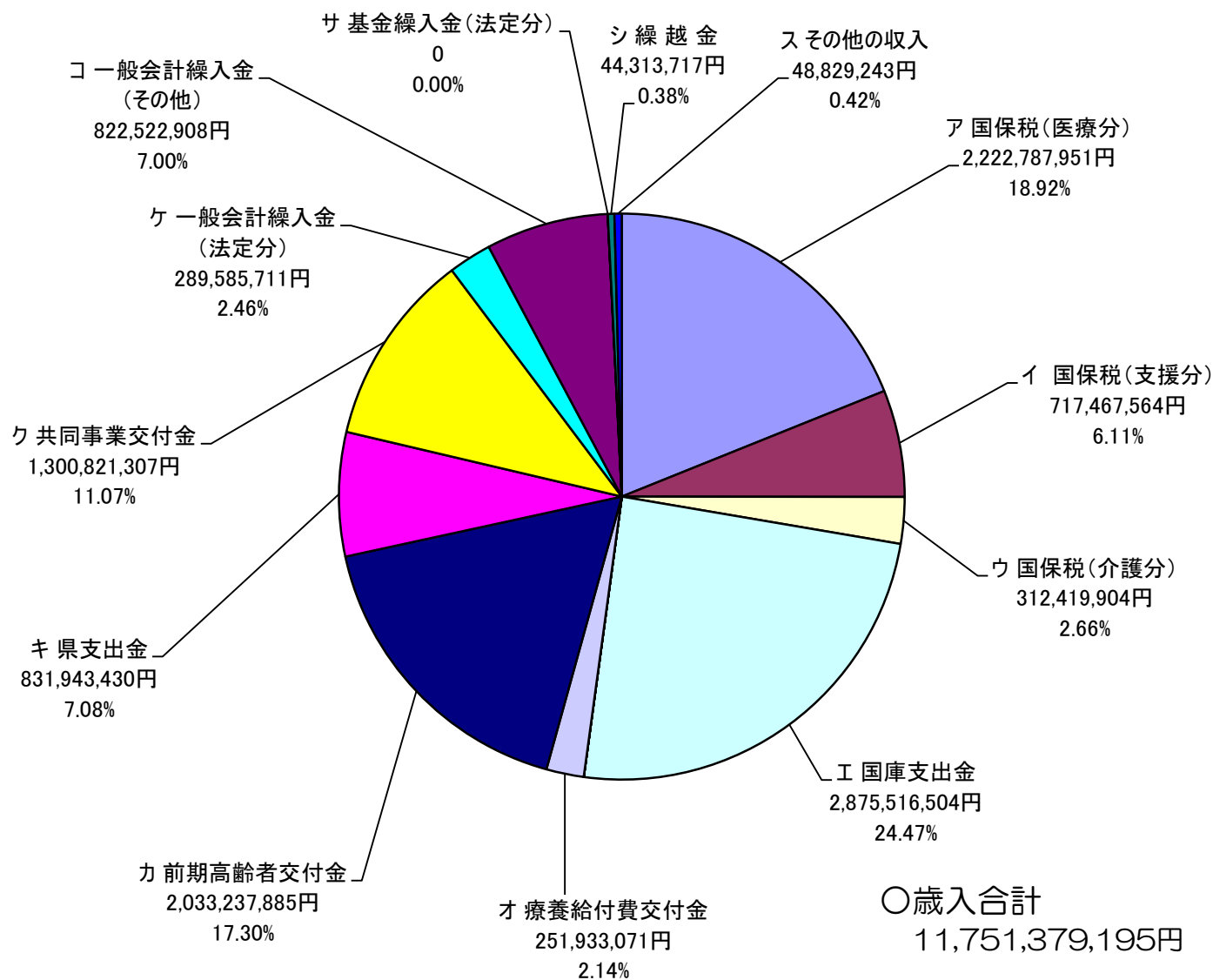
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	205,950,980	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	9,922,254,975	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	794,229,607	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,967,096,508	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	5,819,920	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	110,957	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	783,174,886	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,653,711,500	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	154,491,878	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	263,799,987	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		15,750,641,198	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

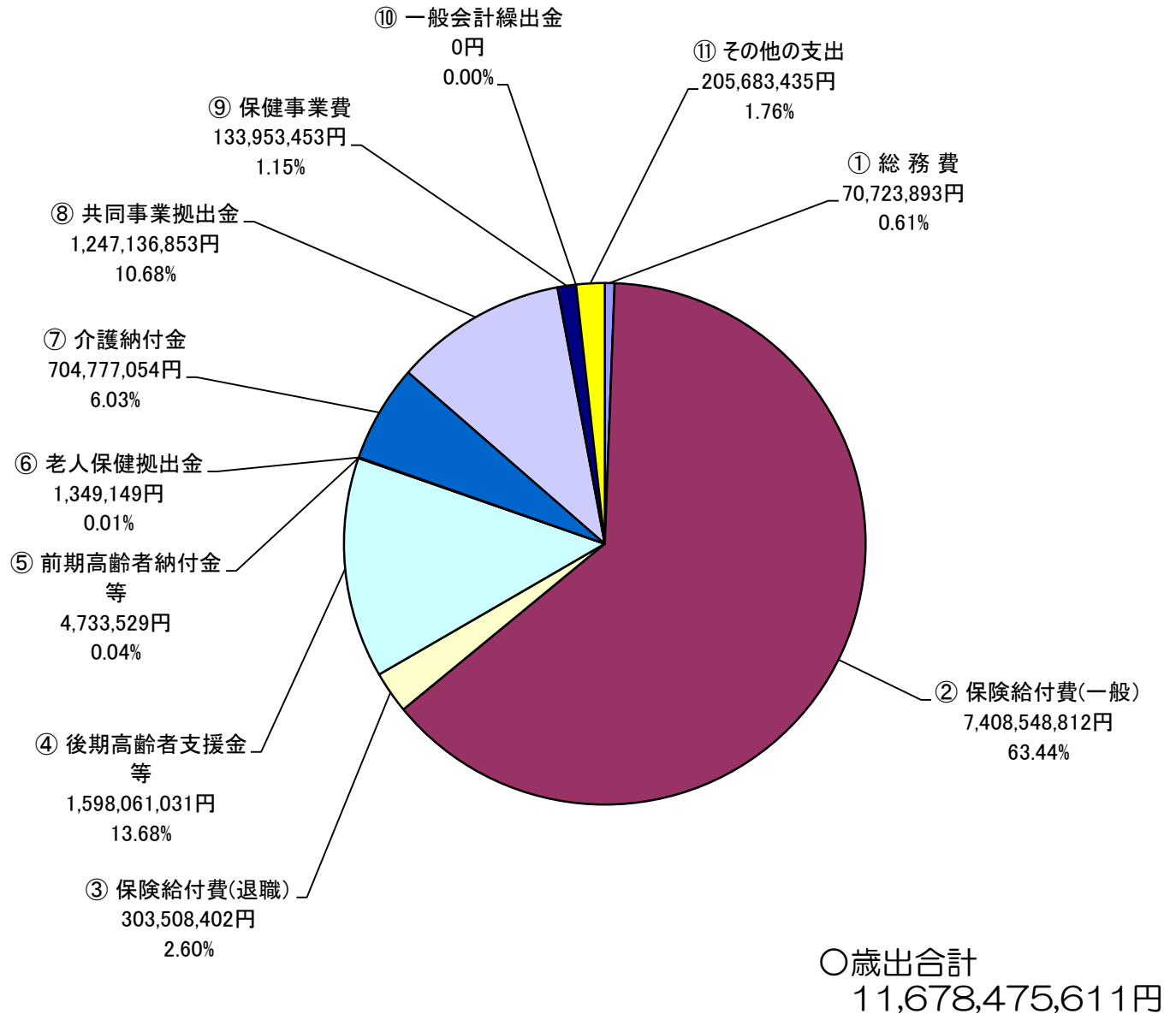
武蔵野市



< 歳 入 >		(円)	説 明
歳入科目			
ア	国保税(医療分)	2,222,787,951	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	717,467,564	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	312,419,904	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,875,516,504	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	251,933,071	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	2,033,237,885	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	831,943,430	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,300,821,307	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	289,585,711	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	822,522,908	市の一般会計からの繰入金(税収不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	0	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	44,313,717	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	48,829,243	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	11,751,379,195	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

武蔵野市



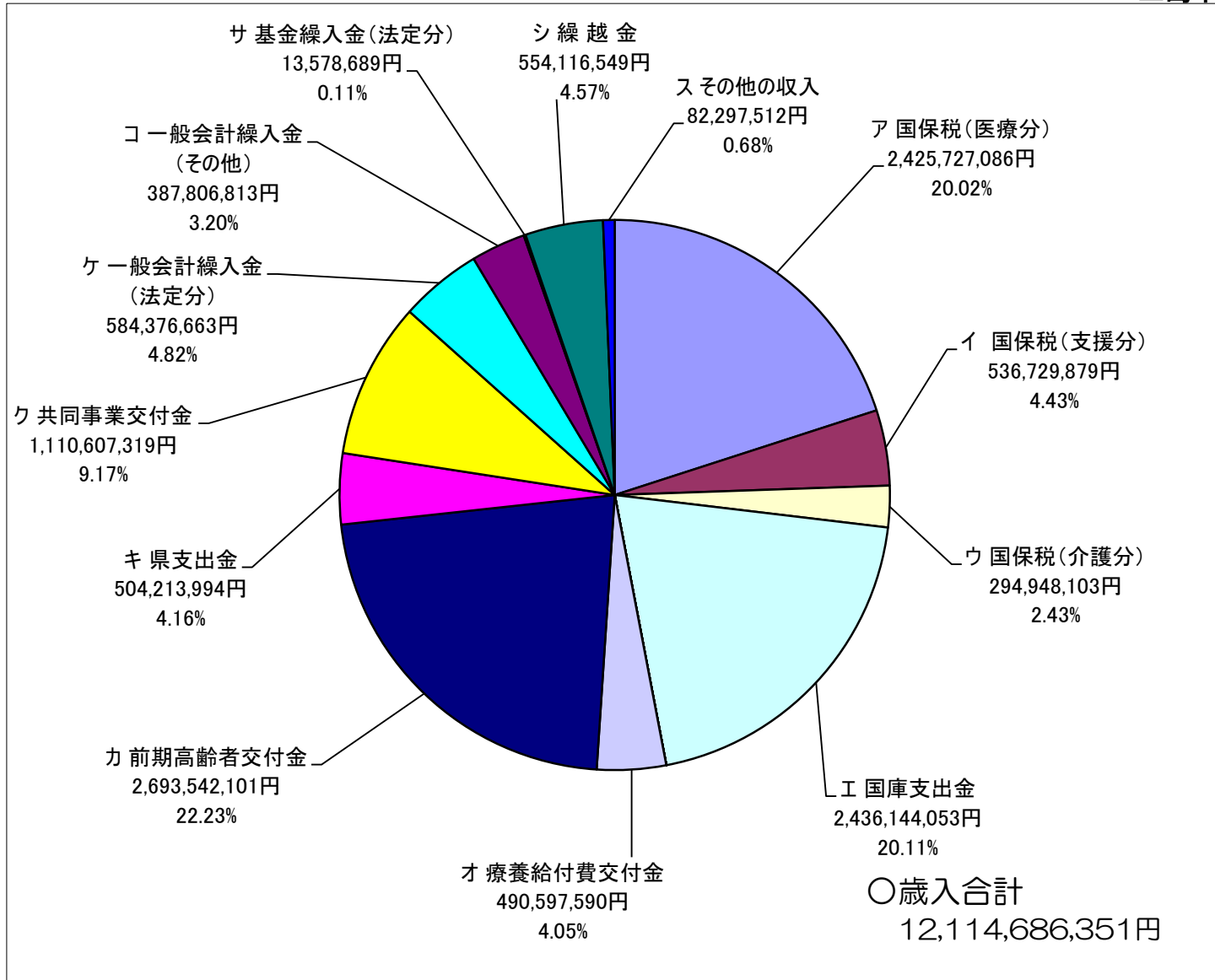
< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	70,723,893	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	7,408,548,812	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	303,508,402	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,598,061,031	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,733,529	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	1,349,149	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	704,777,054	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,247,136,853	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	133,953,453	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	205,683,435	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		11,678,475,611	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳入)

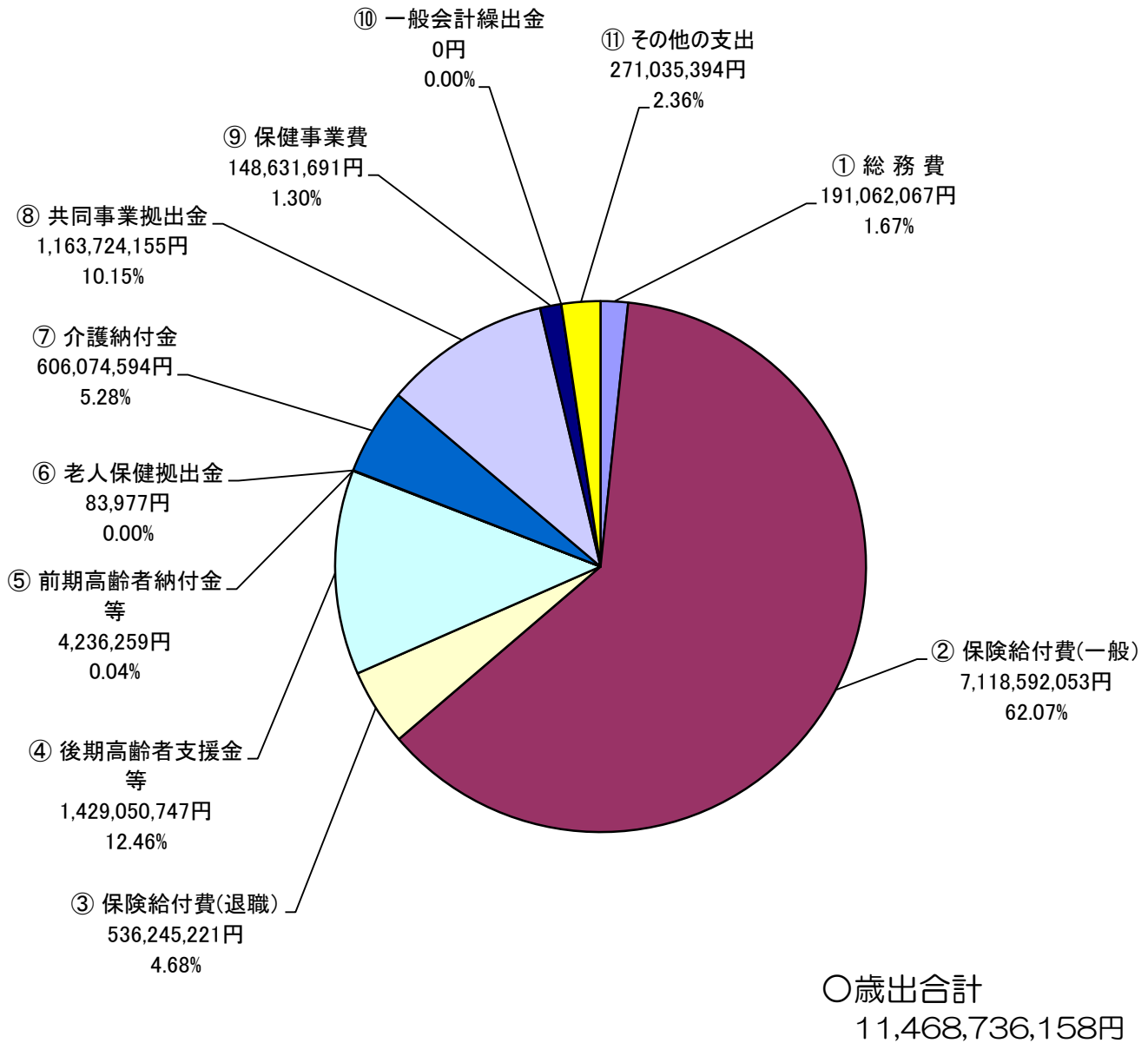
三島市



< 歳 入 >		(円)	説 明
歳入科目			
ア	国保税(医療分)	2,425,727,086	加入者の②③保険給付費⑤前期高齢者納付金⑥老人保健拠出金⑨健診費用等を賄う
イ	国保税(支援分)	536,729,879	④後期高齢者支援金等の納付に要するための税
ウ	国保税(介護分)	294,948,103	⑦介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象)
エ	国庫支出金 (療養給付費等負担金) (特定健診等負担金他)	2,436,144,053	②一般被保険者分の保険給付費の34%相当が国から補填 ④後期高齢者支援金の34%相当が国から補填 ⑦介護納付金の34%相当が国から補填 ⑨保健事業の特定健診・保健指導の費用の一部が国から補填
オ	療養給付費交付金	490,597,590	③退職医療制度該当者の保険給付費の一部が各保険者(国保除く)から補填
カ	前期高齢者交付金	2,693,542,101	⑤65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄う
キ	県支出金	504,213,994	②、④、⑦の7%相当が県から補填、⑨の費用の一部が県から補填
ク	共同事業交付金	1,110,607,319	⑧の共同事業拠出金の補填、高額医療費共同事業:レセプト80万円超×59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト30万円超80万円以下の部分×59/100
ケ	一般会計繰入金(法定分)	584,376,663	低所得者の保険料(均等割)の軽減(7割・5割・2割)に対する補填:県3/4、市1/4、②出産育児一時金への2/3の補填、職員の人件費等
コ	一般会計繰入金(その他)	387,806,813	市の一般会計からの繰入金(税収不足分等への補填)
サ	基金繰入金(法定分)	13,578,689	保険給付費支払基金(国民健康保険会計の積立金から補填する)
シ	繰越金	554,116,549	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス	その他の収入	82,297,512	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
	歳入合計	12,114,686,351	

平成23年度国民健康保険特別会計決算概要(歳出)

三島市



< 歳 出 >		(円)	説 明
歳出科目			
①	総 務 費	191,062,067	人件費、保険証、納税通知書、国保運営協議会費等に係る事務経費
②	保険給付費(一般)	7,118,592,053	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③	保険給付費(退職)	536,245,221	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④	後期高齢者支援金等	1,429,050,747	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑤	前期高齢者納付金等	4,236,259	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑥	老人保健拠出金	83,977	老人保健医療費制度の医療費精算分の保険者負担分
⑦	介護納付金	606,074,594	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳(介護2号被保険者)が負担する費用
⑧	共同事業拠出金	1,163,724,155	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費の割合で算出された分を納付
⑨	保健事業費	148,631,691	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知
⑩	一般会計繰出金	0	
⑪	その他の支出	271,035,394	還付金・還付加算金・前年度療養給付費等負担金、交付金精算分
歳出合計		11,468,736,158	

退職被保険者

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者。

■ 入間市市民部保険年金課

入間市国民健康保険政策プロジェクトチーム

(リーダー) 清水 幸恵

(サブリーダー) 宇津木 教芳

(メンバー) 原嶋 裕子、杉浦 克明、藤井 隆行、村山 泰貴

(協力) 牛窪 克己

会議日時 (会議場所はすべて保険年金課内)

任命 平成 24 年 5 月 1 日(火) 部長室

第 1 回 平成 24 年 5 月 9 日(水) 15:05～16:40

第 2 回 平成 24 年 5 月 24 日(木) 15:00～16:40

第 3 回 平成 24 年 6 月 18 日(月) 15:05～16:15

第 4 回 平成 24 年 8 月 8 日(水) 15:15～16:15

第 5 回 平成 24 年 9 月 10 日(月) 8:35～9:30

第 6 回 平成 24 年 10 月 10 日(水) 15:05～16:55

第 7 回 平成 24 年 11 月 8 日(水) 8:50～11:35

